



学び続ける教師であるために

【令和7年度 小学校版】



長 崎 県 教 育 方 針

長崎県の教育は、国際交流の歴史が息づく郷土の伝統と文化を継承し、豊かな自然を守るとともに、命の尊さや個人の尊厳を重んじ、公共の精神を身に付け、我が国や世界の平和と発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成をめざす。

学校・家庭及び地域住民は、「教育県長崎」の確立のため、自らの役割と責任を認識し、互いに手を携え、県民挙げて子どもたちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わる者は、子どもたちに深い愛情を注ぎながら、その使命を自覚し、識見と指導力を高め、本県教育の充実と発展に努めなければならない。

参考資料

・長崎県教育方針についての解説

( https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/kyoikukikannado/overview/edu_policy/)



長崎県人権教育基本方針

わが国は、日本国憲法において個人の生命、自由及び幸福を追求する権利を保障しています。また、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の早期解決を図ることが、わが国の責務であり国際的な要請であるという基本認識に立ち、人権の意義が正しく理解され、個人の尊厳が守られる社会の実現のために様々な人権施策を展開しています。

本県においても、「長崎県同和教育基本方針」に基づき、学校、家庭、地域社会のあらゆる場や機会において、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに関する人権問題が存在し、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴う新たな人権問題も生じています。

このため県教育委員会は、人権問題の解決には教育の果たす役割が重要であることから、これまで取り組んできた同和教育を継承しながら、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえ、人権尊重の精神の涵養をめざし、以下のように人権教育を推進します。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体をとおして、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養い、学校生活などの中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

社会教育においては、生涯にわたって多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活において態度や行動に現れるよう豊かな人権感覚の育成に努めます。

人権教育を推進するため、人権問題についての正しい理解や認識を育てるための研修の充実に努めるとともに、専門性と実践力を身につけた指導者の養成に努めます。

この方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町教育委員会及び関係の機関・団体との連携を図りながら、人権教育の推進に努めます。

「学び続ける教師であるために」



長崎県教育センター 所長 竹之内 寛

本冊子は、平成2年度に『新任教師の皆さんへ』と題してスタートし、その後『学び続ける教師のために』と名称を変更、主に初任の先生方向けに発行してきました。令和4年度からはデジタルデータでの提供に変更し、リンク先を提示するなど毎年工夫を重ね編集しています。

そして、今年度から『学び続ける教師であるために』と名称をリニューアルしました。

これまでのタイトルは、どちらかというと本冊子のサプライサイド（県教育委員会）を主語とする視点が強く感じられるものでしたが、本冊子を活用されるデマンドサイド（先生方）を主語とする視点へと変更することで、教師自らが研修をデザインする「研修観の転換」を図りたいとの思いです。

日本の社会人は、海外の人に比べ学び行動をとらないことが指摘されています。リクルートワークスが行った全国就業実態パネル調査(JPSED)の*報告書(2018)によると、日本の社会人の自己学習の実施割合は 33.1%で、企業から与えられる学びの機会(OJT・Off-JT)を加味しても、51.1%の人が全く学びに手を染めていない結果となっています。

驚くべきはその理由です。「忙しい」「費用負担が重い」「会社が機会を用意してくれない」「学んでも評価してくれない」など様々な可能性を考慮して用意された選択肢をおさえ、圧倒的に選択率が高かった理由は、なんと「あてはまるものはない」(51.2%)だったのです。

本報告書は、「学ばない理由なんて考えたこともないという正直な気持ちが表れており、学ばない人に学ばない理由なんてない」と結論付けています。

それでは、どのような人が学んでいるのでしょうか。仮説の検証で明らかになったのは、「学生時代の学び習慣と現在の学び習慣」の相関関係です。「学生時代から学び習慣のある人は、仕事上わからないことがあるとき、すぐに学び行動をとる」割合が 83.3%と高く、社会人となってもその習慣が維持されているのです。「学生時代に習得した学び習慣は一生もの」なのです。

さて、私たちは日々の教育活動の中で、子どもたち(児童生徒)に「学び習慣」をつけることができますでしょうか。学習指導要領が言う「主体的・対話的で深い学び」を“習慣化”させることは、子どもたちの生涯の学びへとつながり、未来を拓く「生きる力」を育むこととなります。

そのために、まずもって必要なのは、子どもたちの目の前にいる教師自身が、学び続ける大人であるロールモデルを示すことだと思います。私たちの憧れの先生がそうであったように。

「探究心を持ち 自律的に 学び続ける」 教師と子どもたち

私たち教育センターが目指す姿です。そのために全力で伴走します。共に頑張りましょう！

〈*『[どうすれば人は学ぶのか](#) —「社会人の学び」を解析する—』リクルートワークス研究所〉

本冊子の活用にあたって

この冊子は、長崎県の教職員となった皆さんが、職務を遂行していく上で必要な事項を学ぶためのテキストとして作成しました。

令和3年1月の中央教育審議会答申『『令和の日本型教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』において、教師及び教職員集団の理想的な姿として3点示しています。その一つに、「教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心をもちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。」と記されています。

今後、皆さんが教職員としての理想的な姿を具現化できるよう「学び続ける教師」として自らの学びをデザインしていただきたいと願っています。そのために、以下の点に留意してください。

（１）探究的に学ぶ

「長崎県 教諭等としての資質の向上に関する指標」（[巻末](#)に掲載）は教職員の資質の向上を図る際の目安となるもので、ステージごとに六つの視点で教職員の資質として求められる姿が示されています。各ステージで求められる姿を確認し、どのような資質を向上させていけばよいかを意識して、自ら問いを立てて実践し、振り返りながら学んでください。なお、本冊子の各項目の冒頭に、対応する指標を示しています。教諭等用の指標を示していますので、養護教諭、栄養教諭の方は各職種の指標に読み替えて御活用ください。

（２）学びを広げる

本冊子はデジタルテキストでの配付に伴い、各ページの記載内容の参考となる法令、通知等の名称（表記）にリンクを貼り、閲覧できる外部サイトに飛ぶように設定しています（令和7年2月25日現在）。このような資料と合わせて学ぶことにより、深い学びにつなげてください。

（３）学びを振り返る

私たち教職員は、日々の教育実践と省察の積み重ねによって成長します。指標を参考にしながら将来のありたい姿を描き、自らの歩みを定期的に振り返ることで、新たな実践へとつなげていきましょう。

目 次

<u>I 公務員としての服務及び勤務時間等</u>	1
1 公務員としての服務	
2 勤務時間	
3 休暇	
4 分限・懲戒	
<u>II 学校教育と教師</u>	1 2
1 学校教育	
2 学校の組織と運営	
3 教師として	
4 研修	
<u>III 教育活動</u>	2 0
<u>第1章 学級経営</u>	2 0
1 学級経営	
2 学級経営の構想	
<u>第2章 教科指導</u>	2 6
1 学習指導要領	
2 指導計画	
3 学習指導案の作成と活用	
4 教師の関わり	
5 学習記録簿の作成と活用（週案・日案）	
6 評価	
7 研究授業	
<u>第3章 道徳教育</u>	3 7
1 学校における道徳教育	
2 道徳科の目標と年間指導計画	
3 道徳科の指導	
4 道徳科における児童の学習状況及び成長の様子についての評価	
5 情報モラル教育	
<u>第4章 総合的な学習の時間</u>	4 4
1 総合的な学習の時間の目標	
2 各学校において定める目標及び内容	
3 総合的な学習の時間の学習指導の配慮事項	
4 総合的な学習の時間の指導計画作成における配慮事項	
<u>第5章 特別活動</u>	4 8
1 特別活動の視点と目標	
2 特別活動の構成と内容	
3 学級活動の指導	
4 特別活動と他教科等との関連	
<u>第6章 外国語教育</u>	5 3
〈外国語活動〉	

1 外国語活動の目標	
2 英語の目標及び内容	
3 単元・授業の構成の留意点	
〈外国語科〉	
1 外国語科の目標	
2 英語の目標及び内容	
3 単元・授業の構成の留意点	
<u>第7章 特別支援教育</u>	58
1 特別支援教育とは	
2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築	
3 特別支援教育の推進	
<u>第8章 生徒指導</u>	65
1 生徒指導の考え方	
2 教育相談の基礎・基本	
3 いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への具体的対応	
4 SNS等のインターネットサービスの利用に関する問題	
5 体罰によらない指導の在り方	
<u>第9章 キャリア教育</u>	76
1 キャリア教育とは	
2 キャリア教育の進め方	
<u>第10章 人権教育</u>	79
1 人権教育の基本的な方針・育成したい資質	
2 人権教育の進め方・留意点	
<u>第11章 へき地・複式教育</u>	85
1 へき地教育	
2 へき地学校・複式学級における学級経営と学習指導	
<u>第12章 健康安全教育</u>	89
1 学校保健	
2 学校安全	
3 食育	
4 学校給食	
<u>第13章 家庭や地域との連携及び協働と学校間の連携</u>	98
1 連携及び協働の基本的な考え	
2 保護者との連携及び協働	
3 PTAとの連携及び協働	
4 地域社会との連携及び協働	
5 世代を越えた交流の機会	
6 学校間の連携や交流	
7 ふるさと教育	
<u>◆ 長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標</u>	103

I 公務員としての服務及び勤務時間等

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」A、Cに対応しています。

「教育は人なり」といわれるように、生徒に与える教師の影響力は非常に大きく、教育の成果は担当する教師に負うところが多です。次代を担う生徒の教育に携わる皆さんは、一学校の教師であるだけでなく、全体の奉仕者としての使命を常に自覚し、研究と修養に努めるとともに、生徒はもちろん、保護者、地域住民に信頼され、尊敬される教育公務員として、公共の利益のため職務を遂行しなければなりません。

＜日本国憲法 第15条第2項＞

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

＜教育基本法 第9条第1項＞

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

＊「法律に定める学校」・・・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校（学校教育法第1条）

＜地方公務員法 第30条＞

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

1 公務員としての服務

服務とは、職務に服するに当たって守るべき義務や規律のことで、その根拠は先に述べた地方公務員法（以下「地公法」）第30条にある。さらに、地公法には服務義務に関する諸規定が設けられている。具体的には、職務を遂行するに当たって守るべき職務上の義務と、職員たる身分を有する限り当然守るべき身分上の義務とに分けられる。

	内 容	根拠法規
根本基準	服務の根本基準	地公法第30条
職務上の義務	服務の宣誓	地公法第31条
	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	地公法第32条
	職務に専念する義務	地公法第35条
身分上の義務	信用失墜行為の禁止	地公法第33条
	秘密を守る義務	地公法第34条
	政治的行為の制限	地公法第36条
	争議行為等の禁止	地公法第37条
	営利企業への従事等の制限	地公法第38条

なお、教育公務員特例法には、兼職及び他の事業等の従事（17条）、政治的行為の制限（18条）及び研修（21条）の特例が定められている。

2 勤務時間

(1) 勤務時間及び勤務時間の割振り

<地公法>

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第24条第5項 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第42条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第5項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

<職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」）>

*市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、これを準用する。

(1 週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)とする。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。

1週間当たりの勤務時間を曜日ごとに配分し、個々の教員の勤務時間を具体的に確定することを「勤務時間の割振り」という。

各学校の校長にその権限は委任されており、勤務日、勤務日における勤務時間、勤務日における勤務終始時刻、勤務日における休憩時間を各学校の実情に応じて、条例や規則の範囲内において決定する。

なお、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として平成31年に文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を制定した。限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目指すためである。

これに基づき、長崎県教育委員会では教育職員の勤務時間の上限に関する方針を具体的に進めるために「長崎県立学校における業務改善アクションプラン」を策定した。

さらに、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されたことにより、文科省のガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされた。そのことを受け、県においても「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部改正を行い、教育委員会規則を新たに策定した（令和2年4月1日施行）。

参考資料

- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年1月 文部科学省告示）



( https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520_00004.htm)

(2) 週休日と休日

<勤務時間条例>

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)とする。

(休日)

第8条 職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

12月29日から翌年の1月3日までの日(年末年始の休日)についても、同様とする。

<労働基準法>

(休日)

第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

労働基準法上の「休日」とは、勤務時間条例上の「週休日」のことである。これは、勤務時間を割り振らない日のことであり、給与支給の対象とならない。

勤務時間条例上の「休日」とは、国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始の休日のことである。これは、勤務時間が割り振られているが特に勤務を命じられない限り勤務を要しない日であり、給与支給の対象となっている。

なお、週休日に勤務を命じられた場合には、週休日の振替や勤務時間の割振り変更の規定が定められている。

(3) 休憩時間

<勤務時間条例>

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

休憩時間は正規の勤務時間に含まれず、原則として一斉に与えられ、自由に使うよいとされている。

(4) 時間外勤務

＜公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法＞

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

＜義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例＞

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第7条 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

3 休暇

休暇とは、条例及び条例に基づく規則に従って、一定の期間その勤務を遂行しないで、自発的又はやむを得ず職務以外の事柄に勤務時間を利用することが認められた制度である。

(1) 休暇一覧 ＜職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第7条～第15条＞

休暇名	休暇事由	単位	限度日数
1 年次休暇		1時間又は1日	毎年9月に20日が付与される。 ※4月新規採用者は8日付与される。 9月～8月の期間内で利用でき、8月末日時点で残日数があるときは、20日を超えない範囲内の残日数を翌年分として繰り越すことができる。
2 公傷休暇	公務による負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(公務災害と認定された場合)	1日	医師の診断書に基づき必要と認められる期間
3 病気休暇	公務によらない負傷又は疾病(結核性疾患を除く。)のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1日 (腎臓疾患により定期的に人工透析を行う場合は1時間)	90日を超えない範囲内(特定疾患の場合は180日)において医師の診断書に基づき必要と認められる期間

I 公務員としての服務及び勤務時間等

4 療養休暇	結核性疾患のため療養する 必要があり、その勤務しない ことがやむを得ないと認めら れる場合	1日	1年を超えない範囲内におい て医師の診断書に基づき必 要と認められる期間
5 生理休暇	女子職員が生理日において 勤務することが著しく困難で ある場合	1日	その都度必要と認められる 期間
6 特別休暇	(1) 選挙休暇	1時間又は1日	必要と認められる期間
	(2) 証人休暇	1時間又は1日	
	(3) ドナー休暇	1時間又は1日	
	(4) ボランティア休暇	1時間又は1日	一の年において 5 日の範囲 内の期間
	(5) 結婚休暇	1日	7 日の範囲内の期間
	(5-2) 出生サポート休暇	1時間又は1日	一の年において 5 日（体外 受精等の場合は 10 日）の範 囲内の期間
	(6) 産前休暇	1日	出産する予定の日から 8 週 間（多胎妊娠の場合は、14 週間）前の日から、出産の 日までの請求した期間
	(7) 産後休暇	1日	出産の日の翌日から 8 週間 を経過する日までの期間
	(8) 育児休暇	60分間	1日 2 回それぞれ 60 分間
	(9) 出産補助休暇	1時間又は1日	3 日の範囲内の期間
	(10) 男性職員の育児参加の ための休暇	1時間又は1日	職員の妻が出産する場合で あって出産予定日の 8 週間 から出産日以後 1 年を経過 するまでの期間内における 5 日の範囲内の期間
	(11) こども看護休暇	1時間又は1日	一の年において 5 日（子を 2 人以上養育する職員にあ っては 10 日）の範囲内の期間
	(12) 短期介護休暇	1時間又は1日	一の年において 5 日（要介 護者が 2 人以上の場合にあ っては 10 日）の範囲内の期間
	(13) 忌引休暇	1日	親族の区分により規則別表 第 3 の日数欄に掲げる日数 の範囲内の期間
	(14) 祭日休暇	1時間又は1日	1 日の範囲内の期間
	(15) 夏季休暇	1日	一の年の 6 月から 9 月（任 命権者が特に必要と認める 場合にあっては 10 月）まで の期間内における連続する 5 日の範囲内の期間
	(16) 住居滅失休暇	1時間又は1日	7 日の範囲内の期間
	(17) 感染症交通しや断休暇	1時間又は1日	必要と認められる期間
	(18) 災害交通しや断休暇	1時間又は1日	
	(19) 事故休暇	1時間又は1日	
	(20) 公益団体休暇	1時間又は1日	
	(21) つわり休暇	1時間又は1日	
	(22) 妊産婦健診休暇	1 時間又は 1 日	妊娠満 23 週までは 4 週間 に 1 回、妊娠満 24 週から 満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から分娩ま では 1 週間に 1 回、産後

			1年まではその間に1回の割合で、1日の範囲内の期間
	(23)妊婦休息休暇	1時間	勤務時間中に適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間
	(24)妊婦通勤緩和休暇	1時間又は分	勤務時間の始め又は終わりの休暇の合計が1日1時間の範囲内の期間
	(25)リフレッシュ休暇	1日	職員が35歳、45歳又は55歳に達する日の属する年度において、年次休暇2日以上取得に引き続く3日の範囲内の期間
	(26)任命権者が特に必要と認める場合	1時間又は1日	必要と認められる期間
7 介護休暇	下記の者（要介護者）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合 ※ 要介護者の範囲 (1)配偶者 (2)父母 (3)子 (4)配偶者の父母 (5) ①祖父母 ②孫 ③兄弟姉妹 ④父母の配偶者 ⑤配偶者の父母の配偶者 ⑥子の配偶者 ⑦配偶者の子	1時間又は1日	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で必要と認められる期間
8 介護時間	要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 ※ 要介護者の範囲は介護休暇と同じ	30分 (始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間の範囲内)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要と認められる期間（当該要介護に係る指定期間と重複する期間を除く）

(2) 女子職員の保護

女子職員には、その身体的・生理的条件及び母性保護の観点から、安心して職務に専念できるようにするための規定が定められている。

- | | |
|----------|--------------|
| ① 生理休暇 | ② 産前休暇及び産後休暇 |
| ③ つわり休暇 | ④ 妊産婦健診休暇 |
| ⑤ 妊婦休息休暇 | ⑥ 妊婦通勤緩和休暇 |

(3) 育児休業

満3歳に満たない子を養育する教職員（男女共）は、子の養育のために必要な期間の休業について任命権者（県教育委員会）に承認を申請することができる。

<地方公務員の育児休業等に関する法律>

(育児休業の承認)

第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に二回の育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りではない。

4 分限・懲戒

職員が一定の事由によりその職責を果たすことができない場合、又は職員としての一定の義務に違反する場合、その責任を問うのが分限及び懲戒の制度であり、地方公務員法第27条にその基準が定めてある。分限は、「公務能率の維持向上」を目的としており、公務員としての職責を十分に果たすことができない場合に限って、本人の意に反して行う処分である。懲戒は、職員の「法令違反」、「職務上の義務違反」及び「非行」に対し、規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とした処分で、任命権者が行う制裁である。分限及び懲戒の処分は、次の基準によって行われる。

(1) 分限及び懲戒の基準

<地公法>

(分限及び懲戒の基準)

第27条 全て職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(2) 分限

① 分限処分が適用される場合

<地公法>

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

② 分限処分の種類(地公法第27条、第28条)

ア 降給…職員の現に決定されている給料の額よりも低い額の給料に決定する処分

イ 降任…職員をその現に有する職より下位の職に任命する処分

ウ 休職…職を保有させたまま、職員を一定期間職務に従事させない処分

エ 免職…職員の意に反して、職員としての身分を失わせる処分

(3) 懲戒

① 懲戒処分が適用される場合

<地公法>

(懲戒)

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

② 懲戒処分の種類（地公法第29条）

ア 戒告…職員の規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分

イ 減給…一定期間、職員の給料の一定割合を減額する処分

ウ 停職…職を有したまま、職員を一定期間職務に従事させない処分

エ 免職…職員の規律違反の責任を問うための制裁として、職員としての身分を失わせる処分

以上の処分とは別に、文書訓告や口頭訓告等があるが、これは職員の職務遂行に注意を喚起し、その改善向上のために行うものである。

県教育委員会では、教職員の懲戒処分を厳正に行い、もって教職員の綱紀の保持を図り、本県教育に対する県民の信頼に応えることを目的に、平成19年8月1日付けで「教職員の懲戒処分基準」を定め、教職員の懲戒処分の標準的な量定を公表している。

なお、同基準については平成30年4月1日、令和4年4月1日、令和5年10月5日及び令和5年12月12日に一部改定を行い、運用している。

<教職員の懲戒処分基準の例（抜粋）>

(※ ○印：標準的な処分量定)

区 分		懲 戒 処 分			
		免職	停職	減給	戒告
○ 児童生徒等に対する非違行為関係					
体罰・不適切な指導	体罰により児童生徒を死亡させた教職員	○			
	体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
	体罰により児童生徒を負傷させた教職員		○	○	○
	上記の他、体罰を常習的に行った教職員、又は悪質な態様の体罰を行った教職員	○	○	○	○
	児童生徒の人権を侵害する暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教職員	○	○	○	○

区 分		懲 戒 処 分			
		免職	停職	減給	戒告
児童生徒 性暴力等	① 児童生徒等に性交等をした教職員又は児童生徒等をして性交等をさせた教職員	○			
	② 児童生徒等にわいせつな行為をした教職員又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた教職員（①に掲げるものを除く）	○			
	③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る）に当たる行為をした教職員（①及び②に掲げるものを除く）	○			
	④ 児童生徒等に衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れた教職員（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること）（①から③までに掲げるものを除く）	○			
	⑤ 児童生徒等に通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置した教職員（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること）（①から④までに掲げるものを除く）	○			
	⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員（①から⑤までに掲げるものを除く）				
	性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員	○	○	○	○
	上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○		

○ 一般服務関係						
ハラスメント (児童生徒等以外)	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員					
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつ行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつ行為をした教職員		○	○		
	相手の意に反することを認識の上で、性的な言動(上記の場合を除く。)を繰り返した教職員			○	○	
	上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員		○	○		
	相手の意に反することを認識の上で、性的な言動を行った教職員				○	○
	ハラスメント(セクシュアル・ハラスメントを除く)を行った教職員					
	ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員			○	○	○
	ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、ハラスメントを繰り返した教職員			○	○	
	ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員		○	○	○	
秘密漏えい	職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた教職員		○	○	○	○
	具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に支障を生じさせた教職員			○	○	○
情報管理	職務上知り得た重要な個人情報について、適切な取扱いを怠り、紛失又は盗難に遭った教職員				○	○
営利企業等 従事	許可なく営利企業等に従事した教職員				○	○
公文書の 不適正な 取扱い	公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した教職員		○	○		
	決裁文書を改ざんした教職員		○	○		
	公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員			○	○	○
○ 公金公物等取扱い関係						
横領	公金又は公物(学校徴収金等の諸会計に係る財産を含む。以下「公金等」という。)を横領した教職員		○			
紛失・盗難	公金等を紛失した教職員					○
	重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員					○
公金公物 不適正処理	自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした教職員				○	○
○ 公務外非行関係						
麻薬等の 所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員		○			

わいせつ行為 (児童生徒等以外)	わいせつ行為を行った教職員	○	○		
ストーカー 行為	執拗なストーカー行為を行った教職員	○	○	○	
酩酊による 暴言等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員			○	○
住居侵入	正当な理由がないのに、人の住居等に侵入した教職員	○	○	○	
○ 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係					
飲酒運転	酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をした教職員	○			
	飲酒運転をした者に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた教職員、又は飲酒していることを知りながら同乗した教職員	○			
人身事故 (飲酒運転・無 免許運転を除 く)	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	○	○	○	
	人に傷害を負わせた教職員			○	○
	上記に加え、措置義務違反又は著しい速度違反がある場合	○	○	○	

参考資料

- ・「教職員の懲戒処分基準について」

( <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/seido-edu/compliance/>)

(平成19年 8月 1日

平成30年 4月 1日 一部改定

令和 4年 4月 1日 一部改定

令和 5年10月 5日 一部改定

令和 5年12月12日 一部改定 長崎県教育委員会)



(4) 不利益処分に関する審査請求

懲戒処分等、不利益な処分を受けたと思うときは、人事委員会又は公平委員会に対して審査請求をすることができる（地公法第49条の2）。

[目次に戻る](#)

Ⅱ 学校教育と教師

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」A、B、C、D、E、F、Gに対応しています。

日本国憲法は第26条において、国民に「教育を受ける権利」を保障し、「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」を定めています。

また、教育基本法、学校教育法では教育の理念や具体的な学校教育の内容が定められています。学校教育はこれらを踏まえて意図的・計画的に進められています。

1 学校教育

(1) 教育の目的・目標

教育基本法第1条において教育の目的が明記されている。また、第2条には次に掲げる目標を達成するように規定している。

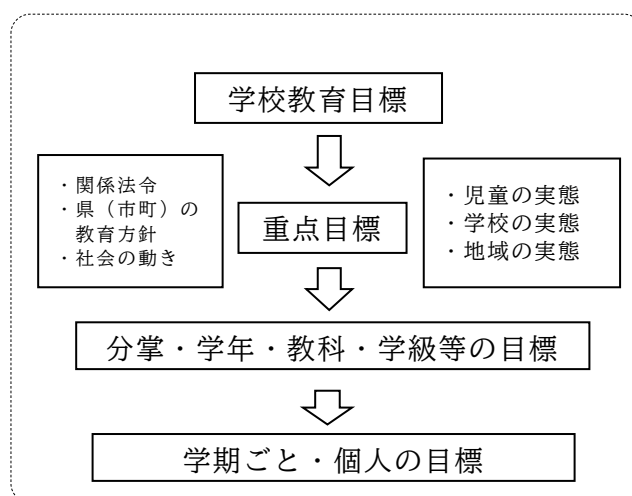
- ① 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- ② 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ③ 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ④ 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、学校教育法には各校種の教育目標が掲載されているので、確認すること。

(2) 学校教育目標

学校教育目標は、学校を挙げて達成を目指すものであり、理想とする児童像を示したものである。

教師は、全教育活動を通して、その具現化のために力を尽くす必要がある。



※ 右は一般的なイメージ図

(3) 学校教育目標の具現化としての教育活動

学校教育目標の具現化に当たっては、学年の発達段階に応じて検討し、児童自らが主体的に行動できる目標にまで具現化することが必要となる。

また、教育活動を行うときは、常にその活動が目標を達成しているかどうかを振り返りながら改善を重ねていく必要があり、同僚の意見や児童の反応等を謙虚に受け止める姿勢が大切である。

(4) 学校評価

学校評価を通して教育活動の成果と課題を検証し、学校運営の改善と発展を目指す。家庭や地域と成果や課題を共有し、連携・協力しながら教育活動を進めていくことが必要である。

学校評価を「目的」ではなく、「コミュニケーション・ツール」として活用し、学校教育目標の達成につなげていくことが大切である。

2 学校の組織と運営

(1) 校務分掌

学校教育法第37条第4項には校長が各学校の実情に応じ校務分掌を組織し、校務を職員に分担させることを規定している。

校務には、学校教育目標を達成するために必要な全ての業務が含まれている。大別し次に示すが、自校の校務分掌についてはそれぞれ確認すること。

- ① 学校教育の内容（教育課程に基づく学習指導、生徒指導、進路指導等）に関すること。
- ② 児童の安全等、管理に関すること。
- ③ 学校の施設設備の保安全管理に関すること。
- ④ その他、学校の運営に関すること。

教育活動が効果的に遂行されるために、全ての職員が校務を分担し、相互に協力しながら個々の力を最大限に発揮することが求められる。

(2) 職員会議

職員会議は、校長がその意思決定に際し、重要な案件等について職員の意見を求め、共通理解を図り、児童の状況等について担当する学年・学級を越えて情報交換を行う場である。

(3) 危機管理

学校では全ての児童が安全に生活し、教育活動に取り組むために、危機管理という観点に立って日頃から対策を講じなければならない。万一、事件・事故が発生した場合の対処について職員が共通認識し、対応していく必要がある。

① 学校事故

学校における事件・事故等の中には、管理の対象となる事柄として次のようなものが考えられる。

- 児童に関すること（いじめ、不登校、反社会的行為や非社会的行為等）
- 教育活動に伴う事件・事故（教育活動中の事故、児童同士のトラブル等）
- 自然災害等（地震、津波、風水害などの自然災害、火災等）
- 社会的危機（誘拐、不審者の侵入などの事件、食中毒や感染症等）
- 職員に関すること（体罰、セクハラ、交通事故、飲酒運転、個人情報漏洩等）

② 学校事故と教員の責任

学校教育は、安心・安全であることが前提であり、教職員には対象とする児童の発達段階に応じて特別な注意義務が課せられている。その義務を怠って事故等が発生した場合は、責任を問われることになる。

③ 学校の安全管理

学校の安全管理については、日常的な管理（リスク・マネジメント）、緊急的な管理（クライシス・マネジメント）の両面から具体的に考える必要がある。まず、学校における体制構築の具体的方策としては、次のようなものがある。

○ 校内の安全管理体制の整備

各学校では「安全管理マニュアル」が策定されているため、各自で理解し、緊急事態が発生したときに適切な対応ができるように日頃から備えておくこと。

○ 日常の学校生活における安全確保

AEDや消火器等の設置場所の確認、施設・設備の定期的な点検などの予防措置を講じるほか、避難訓練等の未然防止に向けた取組を計画的に行うこと。

○ 各種情報の共有

様々な場面で得られた情報は速やかに主任や管理職に連絡したり、学年会や職員会議等を通じて職員間で共有したりすること。

○ 児童に対する安全教育や防災教育

様々な場面における危険の回避や避難の方法について、児童に理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培うこと。

④ 学校事故への対応

安全管理に万全を尽くしたとしても、事故は起こるものだという認識をもっておくことが必要である。

○ 管理職等への報告

事故が起こったとき、あるいは予測できそうなときは、速やかに主任や管理職に伝えること。対応が遅れたり誤ったりすると、事態をより深刻なものにしてしまうため、迅速に報告し、その後の対応等について指示を仰ぐこと。

3 教師として

教師は未来を生きる児童の夢と希望を育む仕事である。また、直接児童の成長に関わることから、児童の人格形成に大きく影響を及ぼす。だからこそ、常に学び続け、自らの資質向上に努めることが求められる。児童がどのような授業に満足し、どのような学校生活に喜びや楽しみを見いだすか、一人一人を尊重し、その言動を認めながら絆を結んでいく努力をしてほしい。そのような教師の慈愛に満ちた関わりが児童の自尊感情を高め、自信をもたせ、自らの夢に向かってたくましく生きる力を育むのである。

教師は、児童の人格の完成を目指し、その成長・発達を支援するという重要な職責を担う高度専門職である。いかに時代が変化しようとも、自らが児童の道しるべとなるべく研修の機会を求め、主体的に資質の向上を図り続けることが必要である。

長崎県では、「教員等としての資質の向上に関する指標」として、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質を示している。指標は次の六つの視点で整理されており、資質向上を図る際の目安であり、更に高度な段階を目指す手掛かりとなる。

(1)
教職に
必要な素養

- A 法令遵守・人権尊重の精神
- B 対人関係能力・社会性
- C 児童生徒への愛情・教職に対する使命感
- D 長崎県への郷土愛

(2)
学校運営
連携・協働

- E 組織運営力・同僚性・協働性
- F 保護者・地域・関係機関等との連携力
- G 危機管理能力

(3)
教育課程
学習指導

- H 教科等に関する知識・教養
- I 授業構想力
- J 授業展開力

(4)
学級経営
児童生徒理解
生徒指導等

- K 集団づくりの力
- L 児童生徒理解力
- M 個別の児童生徒への対応力
- N 児童生徒の将来を育む力

(5)
特別支援教育

- O 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力

(6)
ICTや情報
・教育データ
の利活用

- P ICTの利活用 情報活用能力の育成
- Q 教育データの利活用

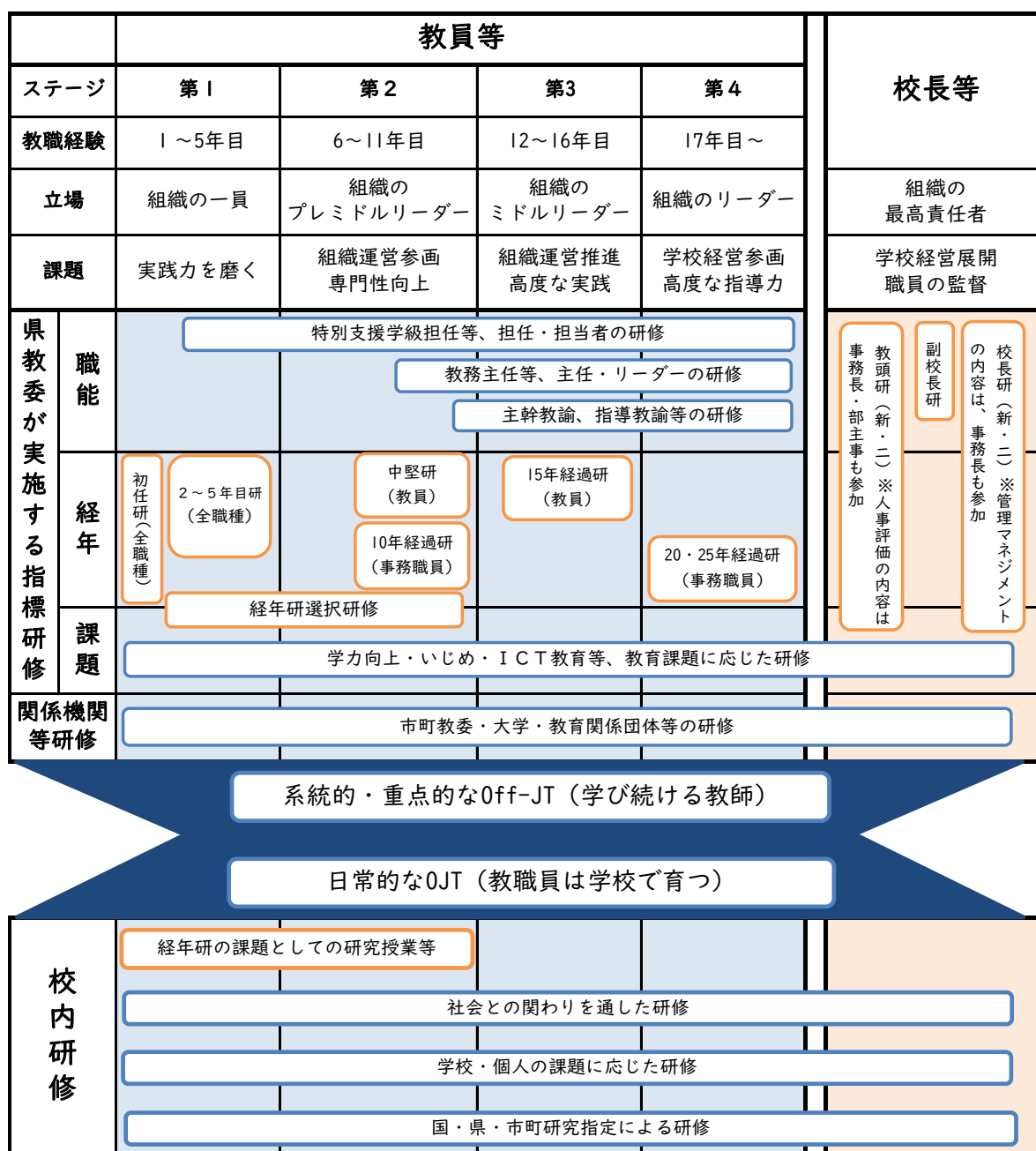
「長崎県教諭等としての資質の向上に関する指標」より一部抜粋

4 研修

私たち公立学校の教師は、地方公務員としての身分を有し、教育という職務を通じて国民全体に奉仕する教育公務員である。教育公務員特例法第21条には、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と示されている。経験年数に限らず、教師は学び続けることが求められている。

(1) 研修制度

本県では、初任研の後、2～5年目研、6～10年目研、中堅研と、継続した研修が計画されている。(下図参照)



令和7年度 長崎県教職員研修計画「研修体系」より

「教員等としての資質の向上に関する指標」に基づいた切れ目のない継続的な研修を実施するとともに、各学校における同僚性を生かした OJT (On the Job Training) を通して学習指導や生徒指導等の専門性を高め、教師としての資質向上を図っている。以下、各経年研修の目的を記す。

初任研 ＜法定研修＞

教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、学習指導や生徒指導等の実践力と使命感を養うとともに幅広い知見を習得させる。

2～5 年目研

個々の能力・適性に応じて計画的に研修を行うことにより、組織の一員として教育活動を展開し、学習指導や生徒指導等の実践力を磨く。

6～10 年目研

自己の課題に応じて計画的に研修を行い、プレミドルリーダーとして組織運営に参画する力や学習指導、生徒指導等の専門性を高める。

中堅研（11 年目）＜法定研修＞

教育公務員特例法第 24 条に基づき、個々の能力・適性等に応じて計画的に研修を行い、ミドルリーダーとして組織運営を推進したり、学習指導や生徒指導等の専門性を高めたりする資質の向上を図る。

15 年経過研（16 年目）

各学校における同僚性を生かした OJT を通して学習指導や生徒指導等の専門性を高め、ミドルリーダーとしての資質の向上を図る。

（2）日常業務を通しての研修

OJT (On the Job Training) ～教師は学校で育つ～

教師は、児童、同僚、保護者や地域の人等、多くの人に積極的に学び、自らも成長し続けようとする姿勢をもつことが大切である。自らを開き、自分とは違うほかの人の考えを受け入れていくことで、新たな自分へと成長していくことができる。何か課題があったときは、課題としっかり向き合い、一つずつ解決していったほしい。また、仕事は一人でするものではなく、協働して行うものである。教育という職責は一人で背負えるものではないことを肝に銘じて、学校みんなで解決していくことが重要である。その過程こそが、教師としての資質・能力を向上させる大切な学びである。

(3) 校内研修

校内研修は、学校教育目標の具現化を目指し、学校の教師が主体となって、校長の指導のもと計画的、組織的に取り組む研修である。校内研修の活性化によって、次のような効果が期待できる。

- 学校の教育活動改善の原動力となる。
- 学校の組織力を向上させる。
- 学び合い、高め合うという同僚性や協働性といった学校文化の形成に役立つ。
- 個々の教師の力量を向上させる。

校内研修の中心は「授業研究」である。「授業研究」を行うことで、授業前の教材研究、児童の実態把握、学習指導案の作成、授業後の研究協議や振り返りなど、PDCAサイクルに沿った授業研究を組織的に学び実践することができる。

授業を公開する際は、視点を明確にして授業を行うことが大切である。授業後の研究協議においては、参観者の様々な意見から、自らの授業のよさや課題を明らかにして、よさを伸ばし課題を改善する。改善案は教室での授業実践に活かし、授業力の向上、児童の学力向上へとつなげるよう努める。

授業を参観する際は、視点を決めて参観する。事前に授業者の学習指導案をよく読み、授業の目標や指導内容、評価方法をつかむなどして、授業イメージをもって参観することが大切である。他者の授業を見ることで、自らの授業を振り返り、よいところは取り入れ、授業改善の糧とするよう努める。

このように「授業研究」を通して、授業者も参観者も共に学び合い、授業での成果や課題を学校の共有の財産にし、学びを児童に還元していくことが重要である。

(4) 研修履歴を活用した対話に基づく研修受講

教員免許更新制の発展的解消に伴い、それぞれの教師が自身の職責や経験及び適性に応じて資質の向上を図ることが求められている。そのため、教師は、管理職との研修履歴を活用した対話を繰り返し、自らの学びを振り返るとともに、自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たす役割などを把握しながら、必要な学びを主体的に選択し、受講していく必要がある。

なお、長崎県教育委員会では、研修の受講にあたって、より幅広い選択肢を令和5年度より提供している。例えば、第1・2ステージ研修の選択研修においては、従来の研修に加え、県教委が後援する研修会や研究会への参加等も選択研修の受講とみなすなどの方法により、多様な研修機会を、多様な研修形態で提供し、教師がより幅広く、主体的に研修に取り組める環境を整えている。

教師は、このような研修履歴を活用した対話に基づく研修受講を通して、自らの強みや得意分野の再認識と自信につなげ、学び続け、成長するための「次なる学びのエンジン」としていくことが期待されている。

参考資料

- ・「教育基本法」
( https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html)
- ・「学校教育法」
( <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>)
- ・「指標」及び「指標の活用について」
( https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakko_kyoiku/center_kyouikujyohou/center_kyouikujyohou_plan/)
- ・「教育公務員特例法」(平成29年4月1日一部改正)
- ・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
(平成27年12月21日 中教審答申)
( https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm)
- ・「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について」(令和4年6月21日 通知)
( https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00051.html)
- ・「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について」
(令和4年8月31日 通知)
( https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00052.html)
- ・「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」(令和4年12月19日 中教審答申)
( https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm)



[目次に戻る](#)

Ⅲ 教育活動

第1章 学級経営

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」K、L、M、Nに対応しています。

学級とは、同年齢の児童で構成された「学校教育を推進するための基本的な単位」です。

すなわち、教科等の授業、学級活動等を行う活動の単位であり、児童会・クラブ活動・学校（学年）行事等を行うための母体となる集団でもあります。さらに、児童が気軽に話し合ったり一緒に遊んだりして、お互いの理解や人間関係を深め合い、憩い、触れ合う場でもあります。つまり、児童の自主的・主体的集団活動を重視しながら、集団生活上の諸問題の解決の仕方を学び、自らの生き方をみんなで探り求めていき、豊かに自己実現を図っていく集団・場といえます。学級担任は、教育のねらいや児童の実態を踏まえ、自分の学級の児童をどのようにして育てていくかという学級経営の根本理念をもつことが大切です。

1 学級経営

(1) 自立のための生活習慣づくり

生活習慣の指導は、学校・家庭及び地域社会が、それぞれの役割分担を重視し、相互の連携の下に進めることが大切である。

① 形成したい主な生活習慣

基本的な生活習慣は、人間のあらゆる態度や行動の基礎になるものである。特に学校で指導しなければならない基本的な生活習慣として、以下のようなことが挙げられる。

- ア 生命尊重、健康安全に関すること
- イ 規則正しく、秩序ある生活に関すること
- ウ 礼儀作法に関すること

② 習慣形成を効果的に進めるために

ア 教師自身の在り方

○ 児童の心の動きを捉えた指導（児童理解と自律への援助）

児童理解を基盤として、児童の自律性を大切にした教師の指導・援助が必要である。児童の行為の背景に何があるかを見抜き、一人一人の児童の立場を考え、児童の心の動きを捉えた指導が望まれる。

○ 教師の模範的な言動による指導

望ましい生活習慣とはどのようなものか、言葉で理解できても簡単に身に付くものではない。時間を守ること、気持ちのよい挨拶をすること、手洗いうがい等、継続的に日常的に教師自ら模範を示すことが一番の指導である。

イ 指導の原則

- 共通理解による指導体制の確立
指導の基本方針や内容・方法等について、全職員の協力一致した指導体制を確立することが大切である。
- 児童の発達に応じた指導
児童の道德性の発達を捉えた指導が必要である。学年が進むにつれて、自我が発達するため、児童の主体的な習慣形成を促す指導が望まれる。
- 全教育活動を通しての計画的な指導
学校では、様々な教育活動が計画的に進められている。その教育活動の中に児童の望ましい生活習慣づくりに関わる視点を盛り込んでいくことも大切である。

(2) 実態把握に基づく集団づくり

集団づくりとは、教師が児童の主体的な活動を援助しながら、所属感や連帯感を味わわせ、相互に尊重し合い協働する集団へと導いていく教育活動である。

① 学級集団の成長・発達の段階

学級集団は、学級担任の適切な指導によって成長・発達していく。この成長・発達は、一般に次のような段階を踏んで高まると考えられる。

学級担任は、学級集団がどの段階にあるかを的確に判断し、更に成長・発達するように適切な指導を行うことが大切である。

ア 単なる「集まり」の中で、他に依存することによって不安の緩和を図ろうとする段階

イ 自然発生的な小集団ができる段階

ウ 学級の話合いを通じて、目的に応じた小集団が生まれ、活動を通じて仲間意識を形成する段階

エ 児童が自分たちの生活の問題を発見し、学級担任の援助を得ながら、主体的に問題解決に当たろうとする段階

オ 問題を発見し解決するだけでなく、その問題の原因や本質に気付き、一層充実した学級を創造するために積極的に取り組もうとする段階

② 学級集団の把握

学級集団の把握のためには、児童一人一人の立場や満足度、人間関係の状態を捉えることが大切である。そのために、日々の観察やコミュニケーションはもちろん、面談やアンケートなど、児童の心の声を把握する努力を続けることが重要である。

③ 集団づくりに大切なこと

○ 支持的風土のある学級集団

児童にとって学級は自己実現の場である。そのためには、相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める人間関係や、互いに認め協力し合い、安心して学級生活を送ることができる雰囲気（支持的風土）が必要である。

○ 具体的な活動目標

学級は学び合うための集団である。児童一人一人が成長していくためには、協働解決していくための具体的な活動目標が必要である。教師は、発達段階を踏まえた適切な行動目標を児童と共に設定し、その解決や到達に向けて指導、援助していくことが大切である。

○ 小集団（グループ）編成による活動

小集団活動では、児童の自主的な活動を促し、集団活動の意欲を高めたり仲間意識を育てたりしながら、望ましい集団活動の仕方を身に付けることができるようにする。小集団は、その目的によって、生活班を中心とした小集団、学習班を中心とした小集団、両者を兼ねた小集団等が考えられる。

○ 学級担任の適切な関わり

集団づくりにおいては、児童の自治的・自発的な活動が尊重される。しかし、学級集団が望ましいものへと高まっていくには、学級担任の指導は欠かせない。児童の活動意欲を高め、豊かな自己実現を図っていくには、学級担任の温かい援助が極めて大切である。

(3) 学級経営の基盤となる教室

教室は、児童が学校生活の大部分を過ごす場所である。したがって、全ての児童にとって安心で安全な場所であることが重要である。

<基本的事項>

- ・ 教室は、児童の学習意欲を高め、学習の展開に役立つ種々の掲示物、児童の作品などによって、計画的・継続的に整えられること
- ・ 教室は、明るく健康的で安全な生活をする場として整えられること
- ・ 教室は、教師と児童が協力して、共につくるという考えで創造的に整えられること

① 物的環境を整える

物的環境とは、通風・採光・保温・掲示板・掲示物といった、いわゆる教室内の状態や物のことである。児童が心身ともに健康に過ごせるよう、次のようなことが大切である。

- 換気、照明、保温など
- 体に合った机、椅子、及び意図的で計画的な座席の決定
- 清掃用具やゴミ箱の管理、給食配膳台の整理
- 各教科等の指導との関係を考慮した意図的で計画的な掲示や展示
- 電子黒板、実物投影機、プロジェクタ、スクリーン、テレビ、学級文庫等の整備や活用

② 人的環境を整える

人的環境とは、児童や担任、専科担当等、児童が接する「人」のことである。学級の雰囲気を決めるのはこの人的環境によるところが大きい。人間関係は、日々、変化していくもので、学級の雰囲気もそれによってよくなったり悪くなったりする。

その都度、教師は把握し、その課題解決に努める必要がある。そして、教師が率先して児童との信頼関係づくりに専念し、模範を示しながら教師と児童、児童相互の温かい人間関係をつくり出すことが大切である。いじめを許さない、みんなで助け合い励まし合う学級の雰囲気づくりは、学級担任としての最も重要な役割だといえる。

(4) 自治的集団づくりのための短学活

朝の会や帰りの会は、日々の学校生活を円滑なものとするための貴重な時間である。毎日繰り返すことで学級集団を自治的集団へと高めていくようにする。そのためには、学級の実態に応じてねらいや内容、留意点等を明確にして取り組む必要がある。また、児童が積極的に参加できるように工夫していくことも大切である。

① 朝の会

一日の学校・学級生活を楽しく充実したものにするために、今日一日の見通しと意欲付けを行う。教師は、児童の様子を観察し、健康状態や生活指導上の問題点などを把握するように心掛ける。

② 帰りの会

一日の生活を振り返り、楽しかったことや困ったことなど、学級の成長や課題について話し合う。教師は、児童や学級の状況に応じて価値付けを行い、明日の活動につなげるように心掛ける。

(5) 保護者、地域社会との連携

学級経営を効果的に、円滑に進める上で保護者や地域社会との連携・協力は欠かせない。学級PTAや地域行事等の機会を捉えて状況を把握し、家庭や地域と協力して指導に当たる。

2 学級経営の構想

(1) 年間を通した意図的・計画的な学級経営

学級経営において大切なことは、教育目標や学級の実態を踏まえて児童の学校における学習や生活の基盤となる望ましい集団をつくることである。そのため、常に学級集団の状態を把握し、課題に応じて改善を図る必要がある。

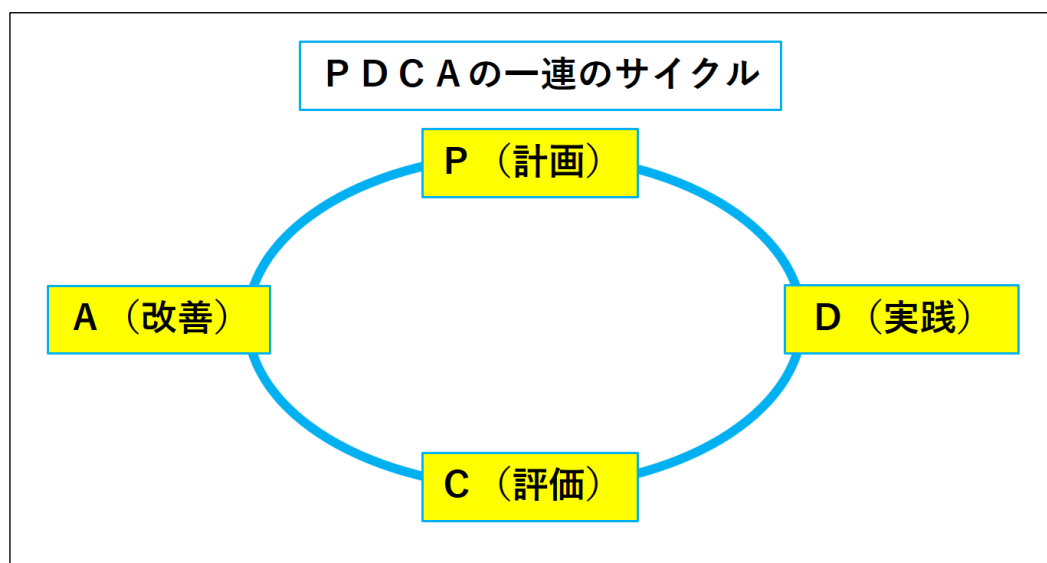
年間を見通した意図的・計画的な学級経営を行うためには、次のような手順で学級経営を構想していく。

① 学級の実態を把握する。

② 学級目標と目指す児童像を明確にもつ。

③ 学級目標達成のための教育活動をPDCAの一連のサイクルとなるように位置付ける。

- ・ P（計画）：学級目標達成のための教育活動を計画する。
- ・ D（実践）：教育活動を遂行・実践する。
- ・ C（評価）：遂行・実践した教育活動を評価する。
- ・ A（改善）：実態を把握し、教育活動に修正を加える。



学校の全ての教師が、学校、学級、個々の児童の状況について情報を共有し、課題解決に向けて、アイデアを交換し合うなど、同僚性、協働性を発揮した学級経営を進めていくことが大切である。

（2）学級経営の評価

学級経営における評価では、児童相互のよりよい人間関係や、児童の自発的、自主的な活動の定着度合いを様々な視点から見取ることが大切である。また、評価を基に児童が互いによさや可能性を発揮し、よりよく成長できるよう適切な動機を与えるなど、手立てを講じることが重要である。

評価に際しては、同学年教師や生活指導主任、研究主任、教務主任、教頭等との連絡相談を自ら求めて、広い視野から診断的評価を試みることが、特色ある学級経営をする上からも必要である。さらに、教師だけの評価ではなく、児童が自ら学習や生活のめあてについて、活動の状況を自己評価したり、相互評価したりすることも大切である。

（3）評価の観点と具体項目（例）

評価（A：よくできている B：おおよそできている C：あまりできていない D：全くできていない）

観 点	評 価 の 具 体 項 目	評 価
◎学級教育目標	・一人一人の目標はどの程度達成されているか。	A B C D
	・学級全員が力を合わせて目標達成のために努力しているか。	A B C D
◎学級集団	・一人一人の役割分担が明確にされているか。	A B C D
	・建設的な意見が承認されているか。	A B C D
	・一人一人が学級の一員として学級集団に貢献しているか。	A B C D
	・孤立したり、仲間外れになったりしている生徒はいないか。	A B C D
	・本人の嫌がるあだ名などを言っていないか。	A B C D

	・閉鎖的なグループや対立グループをつくっていないか。	A	B	C	D
◎諸活動・行事	・生徒は係の仕事に積極的に取り組み、責任をもって遂行しているか。	A	B	C	D
	・生徒は様々な行事やその準備に進んで取り組んでいるか。	A	B	C	D
	・生徒は清掃に意欲的・積極的に取り組んでいるか。	A	B	C	D
◎教科等指導	・明確な指導計画を立てて授業に臨んでいるか。	A	B	C	D
	・発問・板書・学習形態等、指導法の工夫に努めているか。	A	B	C	D
	・教材や教具の開発・活用に努めているか。	A	B	C	D
	・指導事項は一人一人の生徒に身に付いているか。	A	B	C	D
	・学習の遅れがちな生徒に対するきめ細かな手立てはなされているか。	A	B	C	D
	・同僚との協力はなされているか。	A	B	C	D
◎学習環境	・学習効果を高めるための環境づくりに努めているか。	A	B	C	D
	・掲示の仕方を工夫し、その活用に努めているか。	A	B	C	D
	・保健・衛生・安全のための環境づくりに努めているか。	A	B	C	D
	・生徒一人一人の身の回りの整理整頓はなされているか。	A	B	C	D

以上のほかに、児童理解、家庭との連携、学級事務（書類作成、データ整理）等の観点が考えられる。

[目次に戻る](#)

第2章 教科指導

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」H、I、J、Pに対応しています。

教科指導は、学校における全ての教育活動の中でも、児童に学ぶ楽しさや生涯にわたって生きて働く力を育むための中核となるものです。各教科等を通してどのような力を育むのか、そのためにどのような学習活動を仕組むのかといった、明確な目的と具体的で効果的な計画を立てて指導を行う必要があります。

1 学習指導要領

(1) 学習指導要領とは

「学習指導要領」は、全国のどの地域でも一定の水準の教育を受けられるようにするために、学校教育法等に基づき、文部科学大臣が各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたものである。

各学校では、これに従いつつ、地域や学校の実態に応じて創意工夫を加えた教育課程を編成している。

(2) 学習指導要領改訂の基本的な考え方

現行の学習指導要領は、次の三つの基本方針に基づき改訂された。

- ① 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視した平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(3) 育成を目指す資質・能力

現行の学習指導要領では、「生きる力」がより具体化され、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力として三つの柱で整理されている。また、各教科等の目標及び内容も、この三つの柱で再整理され、「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら授業改善等がなされるようにしている。

<資質・能力の三つの柱>

- ① 「知識及び技能」の習得
- ② 「思考力、判断力、表現力等」の育成
- ③ 「学びに向かう力、人間性等」の涵養

(4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

児童が学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める取組として「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められる。

- 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげていく「主体的な学び」が実現できているか。
- 児童同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

※ 「見方・考え方」とは、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方のこと。習得・活用・探究の過程の中で「見方・考え方を働かせる」（学習の対象となる物事を捉え思考する）ことにより、鍛えられていくものである。

なお、令和3年の中教審答申においては、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが示されている。

2 指導計画

各学校では、教育目標を具現化するために教育課程を編成し実施する。そこで、各教科等において、より組織的で計画的、効果的に指導し実践を積み重ねていくためには、児童や学校、地域等の実態を考慮しながら、年間を見通して構想した指導計画や、学期、月、週、単位時間ごとの具体的な指導計画を作成する必要がある。その際、児童や学校、地域等の実態を適切に把握し、「教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと」「教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと」「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと」（カリキュラム・マネジメントの三つの側面）に努めなければならない。

(1) 指導計画作成のポイント

- 学年の全教師の共通理解のもと綿密に計画する。
- 学校・学年・学級の教育目標、地域や児童の実態を踏まえる。
- 学習指導要領を熟読し、各教科等の学年・分野（領域）ごとの目標を明確にする。
- 指導の時期や系統性を考えて年間の単元の配列や目標、指導事項、教材、配当時数等を適切に設定し、それに合わせた指導内容の精選と重点化を図る。
- 基礎的・基本的事項を押さえる。

- 小・中学校及び高等学校間の関連性や系統性、発展的なつながりを図る。
- 各教科等間の指導内容及び資質・能力の相互の関連を図る。
- P D C Aサイクルによって、常に指導計画の改善を図る。
- 特別な配慮を必要とする児童の指導については、児童の障害の状態等に応じた工夫を行う。

(2) 授業構想のポイント

指導計画を基に各教科等の単元（題材）や授業を構想する時には、児童に身に付けさせたい資質・能力の育成を図るため、児童の実態や既習状況、教材の価値等を踏まえて入念な教材研究を行い、次の点に配慮しながら適切に計画することが大切である。

① 育成する資質・能力の明確化

児童の資質・能力は、発達段階に応じて系統的・発展的に身に付けさせていくべきものである。年間を通して育成する資質・能力は何か、この単元で育成する資質・能力は何かを、学習指導要領に示された目標及び内容に基づき、明確にすることが大切である。

② 入念な教材研究による指導内容の精選

教材研究とは、教材を最大限活用するための精選や検討、事前準備等のことである。様々な素材の中から、その教育的価値を見だし、学習者である児童の実態を踏まえながら指導計画に位置付け、学習過程に組み込まなければならない。その際、授業時間数は限られているため、学習指導要領を基に指導事項の絞り込みと重点化を図り、児童の実態を考えあわせて指導内容を精選する必要がある。徹底した教材の分析や指導内容の精選は、児童が「主体的に取り組む授業」「考えて表現する授業」「分かる授業」を実現する授業を構想する上で欠かせない準備である。

<教材研究の視点>

- 学習指導要領の熟読
 - 児童の実態の的確な把握
 - 教科書の熟読
 - 補助的に扱う教材の検討・工夫
 - 日常の事象の教材化
 - 教材の活用に関する検討（提示方法、順序、授業内での位置付け等）
 - 授業実践後の振り返りなど
- ### ③ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- 児童に求められる資質・能力を育成するために、教師は学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていかななければならない。そこで、実態を踏まえて、児童の学ぶ姿を具体的にイメージしながら、授業を構想する必要がある。
- 授業を構想する時は、設定した資質・能力を基に、まず、授業のゴールの児童の姿をイメージして「まとめ」を設定し、「まとめ」につながる「めあて」を設定する。その際、児童がどのような疑問を抱くか、意欲の程度はどうか、既習事項の定着はどうか、思考の傾向はどうか、どのような具体的な事実から汎用性のある概念的知識を習得させるか等についての分析・吟味が必要となる。
- 特に、「授業は単元の第1時間目、1単位時間の導入の5分間が勝負だ。」と言われるように、「めあて（課題）」を設定する前の動機付けが、その後の学習活動の充実を左右する。褒める、叱るといった外発的な動機付けよりも、「おもしろい」

「不思議だ」という学習の対象への興味や疑問をもつ内発的な動機付けによって、学ぶ必要感が生まれ、見通しをもって粘り強く取り組もうとする学習意欲へとつながっていく。また、「自分で分かった」「自分でできた」という達成感は、自己の学びに対して自信をもつとともに、もっと学習したいという欲求を生む。このように、児童が主体的に考え、学びを深める学習への工夫が必要である。

3 学習指導案の作成と活用

(1) 学習指導案を作成する意義

学習指導案は、授業者が単元（題材）や授業の学習内容・教育的価値をどのように捉え、児童にどう学ばせていくのかについて、指導の手順を論理的かつ具体的に示すものである。授業者は、学習指導案を作成することにより、どのようなねらいで、どのような内容を、どのようにして児童に学びとらせるのか、どのような評価をするのかといった、学習全体の指導観を明確にすることができる。授業の中で、児童が学びを深める姿をイメージし、そのために教師はどのような手立てを講じておくのかを明確に構想し、学習指導案を作成しなければならない。

(2) 学習指導案の内容例

学習指導案は、児童の資質・能力の育成に向けて、授業者の意図をもった効果的な学習指導を実現するために作成するものである。作成の際は、教材の価値や児童の実態を基に授業のねらいを明らかにし、児童の反応を予想しながら学習活動や手立てを具体的に構想することが大切である。

以下に、一般的な形式を示す。

第○学年○組 ○○科学学習指導案		日時	指導者氏名
1	単 元 名…教科・内容等によっては、題材・教材・主題等を示す。		
2	単元について…単元に対する単元観（単元の価値や意義・内容構成・学習指導要領との関連）、児童観（単元を学習する際に関連する児童の実態、レディネステストの結果等）、指導観（指導の手立て）を明らかにする。		
3	単 元 の 目 標…単元で目指す目標を記述する。「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱に沿って示す。		
4	指 導 計 画…単元の指導や評価の計画・時間配当及び本時の位置、前後の関連を明らかにする。		
5	本時の学習指導		
(1)	目 標…本時の学習のねらいを、学習活動を通して到達すべき目標として具体化する。		
(2)	展 開…導入・展開・終末の過程、学習活動、資料・教具、指導上の意図・留意点、時間配分等を示す。		
(3)	評 価…教師自らが計画や指導の在り方を見直すのに生かすべき貴重な情報である「指導と評価の一体化」の立場に立って示す。		
(4)	板 書 計 画…1時間の授業の要点を過不足なく構造的に示す。簡潔かつ具体的であることが重要である。		

4 教師の関わり

授業を行う者として、「児童が主体的に取り組む授業をしたい」「児童が分かる授業をしたい」という考えをもつのは当然である。そうした授業を実現するには、児童の実態や教材の内容に応じて綿密に構想していく必要があるが、それだけで実現できるものではない。授業構想を基にしながらも、目の前で学ぶ児童の反応や学びの深まりの度合いを見取り、それに応じて教師の手立てを適宜修正したり加えたりしながら、授業を行う必要がある。授業の中で教師がどのように児童に関わるかが、児童の学びの質を大きく左右することになる。

(1) 学びの姿の見取り

教師は、授業をしながら児童の学習状況を把握し、フィードバックを随時行っていく。児童は主体的に考えているか、対話しながら自分の考えを深めているか、といった学びの姿の見取りを、つぶやきや表情、態度やノートへの記述などの反応を通して肌で感じながら授業を行うのである。児童の理解度を無視した一方的な授業にならないように十分に注意する必要がある。

(2) 教師の指導の手立て

児童に主体的な学習を促し、確かな学力を定着させるためには、児童の実態に応じた様々な工夫や配慮が必要となる。

① 発問

児童の主体的な学びを促すためには、効果的な発問の工夫が必要となる。教材研究を入念に行い、児童が思考を豊かに拡充したり深化したりしながら、目指す資質・能力を身に付けるためのより効果的な発問を導き出す。児童が疑問をもち解決に向けて既習の知識等を総動員して思考していける発問、児童が多様に考えることができるような発問、多様な考えを交換しながら自身の考えを広げ深めていくことができる発問など、しっかりと練り上げられた発問を提示する必要がある。発問の後には、個に応じて十分な「間（ま）」を取り、児童が自分の考えをもつ時間を保障する配慮も必要である。

さらに、一斉、グループ、ペア学習など、児童の実態や学習内容に応じて学習形態も工夫し、それに応じた発問を行う。その際、対話や話し合いが深まるように、目的意識や相手意識をもった発問を心掛けることが必要である。

② 指名

一部の発言者だけで授業が進められたり、座席順等の機械的な指名になったりしないよう気を付けなければならない。発問の意味が伝わっているか、考える糸口がつかめているか、自分の考えをどのようにまとめているかなど、児童一人一人の学びの様子をよく観察しながら指名することが大切である。発言の後には発言できたことを褒め、発言内容を次の学びにつなげるなどして、児童が「発言してよかった」という思いを抱けるような反応を返すことも大切である。

③ 板書

授業の要点を構造的にまとめたものが板書である。そのため、その場限りの無計画な板書では、十分な効果は望めない。そこで、入念な教材研究を基に、発問や学習の流れ、要点をまとめて、板書計画を立てておく必要がある。その際、次のような点にも配慮する。

- 本時の学習内容が分かるようにする。
- 文字の大きさや量に気を付ける。
- 誤字、脱字、筆順の誤り等がないよう注意する。
- 児童の発言の要点を板書に生かす。
- 色チョーク、囲み枠、図式化、簡略化などの工夫をし、視覚的印象を強める。
- 残すものと消すもの（ＩＣＴによる提示を含む）を区別する。
- 板書と連動したノートの取り方と指示にも注意する。
- 児童がノートに書き写し、学習を整理する時間を確保する。

④ 教材・教具

授業で扱う教材・教具には、教科書や教師によって教材化された教材、補助的な教材、学習を具体化・直観化させて授業を効果的に進めるために用いられる道具等がある。補助的に扱う教材には、副読本、参考書、問題集、ワークブック、視聴覚教材、放送教材（番組やビデオ教材など）、デジタル教材等がある。

教材・教具を選定する際には、次のような点にも配慮する。

- 量的にも質的にも児童の実態や学習目標に合ったものである。
- 学習目標を達成するために、必要なものである。
- 教科書との関連を把握しておく。
- 保管、管理、運用がしやすく教師相互で使えるものである。
- 補助教材の選定と使用について承認または届出など所定の手続きを行う。
- 著作物にあたる教材を複製して使用する場合、著作権に十分配慮する。

＜著作権法 第35条 第1項＞

（学校その他の教育機関における複製等）

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

教材・教具の活用の際には、次のような点にも配慮する。

- 授業のどの場面で使うのか、児童の学習目標に適合しているか、児童の学習活動に効果的に働くものであるかなど、事前の検討を十分に行うこと

- 既製の教材だけでなく各学校や地域の実態に合った自作教材も活用すること
- 児童の学習に有益であったのか、例えば、授業のねらいは達成できたか、児童の反応はどうだったか、準備にかけた時間や手間に見合う効果があったかなどを確認すること
- 機器や教具の使用後には元の状態に戻すとともに、補充の必要があるものは補充しておくこと
- ⑤ ICTの利活用
 - ICTの利活用の意義とその必要性

教科等の指導におけるICTの利活用の意義とその必要性については、学習指導要領総則において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と示されている。情報活用能力とは学習の基盤となる資質・能力であり、各教科等の特質を生かし教科等横断的な視点から育成する必要がある。これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。

- 学習場面に応じたICTの利活用

教科等におけるICTの利活用には、教師による利活用（学習指導の準備や評価等）と児童による利活用（授業等）の2つが考えられる。

ICTを効果的に利活用した場面は、「一斉指導による学び（一斉学習）」、「子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）」、「子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）」の3つの大分類と10の小分類に分けられる。

大分類	小分類	内容
一斉学習	教師による教材の提示	画像の拡大提示や書き込みによる焦点化、音声・動画などの活用
個別学習	個に応じる学習	一人一人の習熟の程度などに応じた学習
	調査活動	インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録
	思考を深める学習	シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習
	表現・制作	マルチメディアを用いた資料や作品の制作
	家庭学習	学習者用端末の持ち帰りによる学習
協働学習	発表や話し合い	グループや学級全体での発表・話し合い
	協働での意見整理	複数の意見・考えの共有、整理
	協働制作	グループでの分担、協働による作品の制作
	学校の壁を越えた学習	遠隔地や海外の学校等との交流学习

なお、この表は、ICTを利活用した典型的な学習場面の例であるが、ICT

を利活用した学習活動はこれらに限られるものではないことにも留意する必要がある。

また、G I G Aスクール構想の推進により、県内の各学校では、児童1人1台の端末と高速通信ネットワークの環境が整備され、端末の利活用が行われている。今後は、一層、児童が主体的に端末を利活用する学習活動の充実を図る必要があり、上記の表のI C Tを効果的に利活用した場面と利活用の目的を明確にした利活用が求められる。

⑥ 学校図書館の利用

学校図書館は、児童が主体的に情報を収集・選択・活用する能力を育成する「学習・情報センター」、学習への興味・関心を喚起し、好きな本を自由に読む機会を提供して創造力や豊かな心を育む「読書センター」としての機能をもっている。

児童が授業の発展・補充として図書館を活用し、主体的に学習に取り組めるよう、以下の点に配慮して、適切な教材・教具・図書及び諸資料を活用する教育計画を立案することが必要である。

- 司書教諭や学校司書と連携し、学習に必要な図書を選定する。
- 図書に親しむことができるようにするため、参考図書を紹介して活用を促したり、学級文庫を設置したり、朝の10分間読書を取り入れたり、教師が感動した本を紹介したりするなどして工夫する。
- 「情報活用能力の向上」の場として活用する。
- 図書館の仕組みを学び、目的の資料を探すことができるようにする。
- 図書を大切に扱うことや閲覧室でのマナーを徹底して指導する。

(3) 児童の実態に応じた指導

全ての児童の学力向上を実現するには、どの児童も「もっと分かりたい、認められたい、大事にされたい」と思っていることを念頭に置きながら、教師が情熱を傾けて児童に関わり、根気強く個別指導を続けていくことが大切である。そこで、児童の学力の実態や家庭での生活の様子についても十分把握し、発達段階を踏まえ、次の7点に留意して適切な学習指導を行わなければならない。

① 児童の実態を適切に把握する。

- 学習習慣や学習態度、家庭学習、基礎学力が身に付いているか。
 <実態把握の方法(例)>
 - ・ プレテスト、レディネステスト、学習到達テスト、小テスト、自己評価
 - ・ 学習態度の観察と記録の蓄積 ・ 発問に対する応答やノートの点検
 - ・ 前年度の担任からの引継ぎ
- 性格的・情緒的な面や対人関係、障害等によって学習や生活への困り感を感じていないか。

② 個に応じた指導方法・指導技術を適切に設定する。

- 指導事項や指導内容は精選されているか。
- 授業には、個に応じた指導が盛り込まれているか。
- 知識偏重や教師主導型の学習展開になり過ぎていないか。

- ③ インクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童の自立と社会参加を推進する。
 - 通級による指導及び特別支援学級を含めた全ての学級において、児童の十分な学びを確保する。
 - 障害のある児童などの指導の際、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や方法を、各教科等において工夫する。
- ④ 机間指導等の中で一人一人の児童の学習の進捗状況を的確につかみ、できたことを褒め、根気強く個別指導を継続するなど、きめ細かな指導や助言を行う。
- ⑤ 仲間の中で存在感・成就感をもたせる指導によって自己肯定感を高め、学習意欲を喚起する。
- ⑥ 小集団による対話や教え合い学習を取り入れ、児童相互の学び合う力を生かす。
- ⑦ 保護者との信頼関係を大切にし、連携して指導に当たる。

5 学習記録簿の作成と活用（週案・日案）

教育の効果をより高めることを目指して授業改善を行うには、各教科等の各単位における目標や実践後の評価を踏まえて、各学校で育成を目指す資質・能力を育むことにつながったかを把握し、指導計画や指導内容をその都度修正することが必要である。そのために、指導事項や実践内容を反省や改善策を含めて細かに記録するものが学習記録簿である。学習記録簿は、例えば、教科等の単元の実施時期を適切に変更して様々な教育資源を有効に活用したり、学んだことを他の教科等につなげて指導したりすることなど、よりよい授業実践を計画・立案する際に利用する。

（１）週指導計画案（週案）・日案の意義

週案・日案は計画（Plan）・実践（Do）・評価（Check）・改善（Action）のサイクルに沿って教育活動を行うための記録簿である。次のようなことについて記録していく。

- 育成を目指す資質・能力や本時の指導内容、授業の反省及び改善点
- 児童・学級の様子や児童への関わり

（２）週案・日案の立て方

「年間指導計画」や「単元の指導計画」を基にして作成し、実践したことを記録する。その際、その日の授業が、単元の指導計画の中でどのような時間になるかを考え、イメージしながら立案する。また、学年部会や教科部会で、指導の方法や指導上の留意点、教材・教具の活用等について、他の先生の実践を聞きながら計画したりアイデアを記録したりすることで、より実践に生かせる週案・日案とすることができる。

計画通りに進められなかった時は、週案・日案を修正して、次週の計画を立てる。計画の立て方や、児童の実態把握の度合い、学習指導、生徒指導の在り方について振り返り、次週の指導に生かすようにする。

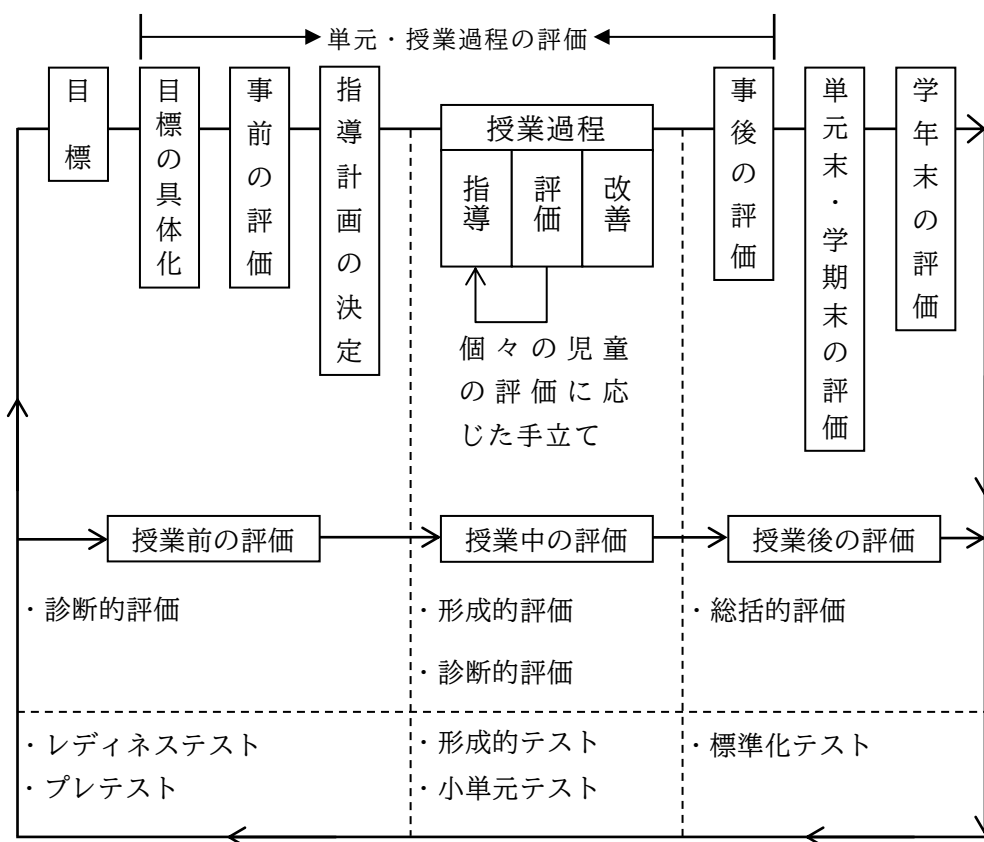
6 評価

評価とは、各学校において実践されている教育が効果的で意味あるものになっているかを学び手である児童の視点に立って評価することによって確認し、改善すべき点を次の実践に生かす営みである。

評価は、目標に準拠した評価、集団に準拠した評価、個人の達成度に準拠した評価に分類される。各教科等の評価は、学習指導要領に示されている目標に準拠した評価でなければならない。また、観点別に評価を行い、それらを総括的に評価したものが評定である。

<学習評価の手順>

- ① 評価基準の設定・・・「何を評価すべきか」
- ② 評価の方法や場面の検討・・・「どのような評価が適切か」
(例)
・ 診断的評価 ・ 形成的評価 ・ 総括的評価
・ パフォーマンス評価 ・ ポートフォリオ評価 など
- ③ 評価の具体の設定・・・「どの程度できれば『おおむね満足できる』状況といえるか」
- ④ 評価の活用・・・「評価の結果を次の学習や指導にどう生かすか」



7 研究授業

研究授業は、よりよい授業の在り方を協働的に研究するために行われる研修の一つとして公開して実施される授業のことである。授業者はもちろん参観者も、そこでの学びを基に自らの授業改善に生かしていくことができる。また、同学年同士だけでなく、学年を越えて学び合うことで、よりよい授業づくり、授業改善へとつなげることができる。

(1) 研究授業参観の主な視点

- 授業者の意図がどのように具体化されているか
- 授業者の意図に対して児童の反応はどうか
- 児童の学びが深まった場面はどこか
- 児童の学びを深めた教師の手立てはどのようなものであったか
- 全員が学習に参加し、集団の中で一人一人の考えが生かされていたか
- 配慮を必要とする児童への支援や個に応じた指導は適切だったか
- 評価の場面や方法は適切だったか

(2) 授業研究会への参加

授業研究会は、授業者と参観者が、質の高い授業づくりを目指して共に学ぶ場である。児童はどのように学んでいたか、教師はどのような手立てを行っていたか、その効果はあったかなど、思いや考えを様々に語り合い、授業力を磨き合うことが大切である。積極的に授業を公開したり交流をしたりすることを通して関係を深めながら、児童のよりよい成長に向けて、共に学び続ける姿勢が実践的指導力の向上につながる。

参考資料

- ・『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」
(令和2年3月 国立教育政策研究所)
( <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>)
- ・「教育の情報化に関する手引－追補版－」(令和2年6月 文部科学省)
( https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html)
- ・『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(令和3年1月26日 中央教育審議会)
( https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf)



[目次に戻る](#)

第3章 道德教育

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」H、I、Jに対応しています。

学校の教育活動全体を通じて行う道德教育は、よりよく生きるための基盤となる道德性を養い、社会の変化に対応し、その形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっています。その中で、「特別の教科 道德」（以下、「道德科」という。）が学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要としての役割を果たすことができるように、計画的、発展的な指導を行っていきましょう。

1 学校における道德教育

(1) 道德教育の目標

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

(2) 道德教育の内容

- ① 学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の目標を達成するための指導すべき内容（内容項目）は、以下の四つの視点から構成されている。これらは道德教育の要としての道德科はもとより、教育活動全体において指導されなければならない。

<四つの視点>

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

② 内容項目

- 低学年19項目、中学年20項目、高学年22項目となっている。
- 児童の道德的価値の認識能力の程度や発達の段階等を考慮して、学年ごとに精選し、重点化して示されている。

2 道德科の目標と年間指導計画

(1) 道德科の目標

道德科の目標は、道德教育と同様によりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(2) 年間指導計画の意義

年間指導計画は、道德科の指導が、道德教育の全体計画に基づき、児童の発達段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された、全学年にわたる計画である。

したがって、年間指導計画は、次のような重要な意義をもっている。

- 6年間を見通した計画的、発展的な指導を可能にする。
- 学級において道德科の学習指導案を立案するよりどころとなる。
- 学級相互、学年相互の教師間の研修等の手掛かりとなる。

3 道德科の指導

(1) 道德科における主体的・対話的で深い学び（考え、議論する道德）

道德性を養うために行う道德科における学習活動とは、主体的・対話的で深い学び（考え、議論する道德）を展開することである。道德科における主体的・対話的で深い学びとは、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習である。

以下の四つの学習活動を基に授業を組み立てていくことが大切である。

- 道德的諸価値について理解する。
- 自己を見つめる。
- 物事を多面的・多角的に考える。
- 自己の生き方についての考えを深める。

(2) 道德科の指導の基本方針

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、児童や学級の実態に即して適切な指導を展開する。

そのためには、以下のような指導の基本方針を確認する。

- 教師と児童、児童相互の信頼関係を基盤におく。
- 児童の発達や個に応じた指導を工夫する。
- 問題解決的な学習、体験的な学習等多様な指導方法の工夫をする。

(3) 道德科の特質を生かした学習指導の展開

① 道德科の学習指導案

道德科の学習指導案作成は、次のような手順で進めていく。

ア ねらいの検討

イ 指導の重点の明確化

ウ 教材の吟味

教科用図書や副読本の教材について、授業者がねらいとする道徳的価値に関わる事項がその教材等の中にどのように含まれているかについて検討する。

エ 学習指導過程の構想

児童同士の話し合いを通してよりよい生き方を導き出すような展開へと創意工夫する。

② 道德科の特質を生かした学習指導過程

ア 導入の工夫

本時の主題に関わる問題意識をもたせる導入、教材の内容に興味や関心をもたせる。

イ 展開の工夫

教材に描かれている道徳的価値に対する児童一人一人の感じ方や考え方を生かし、物事を多面的・多角的に考えたり、自分との関わりで道徳的価値を理解したり、自己を見つめたりするなどの学習が深まるように留意する。児童がどのような問題意識をもち、どのようなことを中心にして自分との関わりで考えを深めていくのかが明瞭となった学習を心掛ける。

ウ 終末の工夫

学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからへの思いや課題について考えたりする。

(4) 学習活動の多様な展開

道德科の学習では教材を基に児童が自分の感じ方、考え方を交えながら話し合いを深める学習活動を行うことが多い。児童が発表したり、話し合いなどにより異なる感じ方、考え方に接し、協働的に議論したりする中で児童自身が考えを深め、判断し、表現する力などを育むような学習活動は重要である。

① 道德科に生かす指導方法の工夫

○ 教材を提示する工夫

教師による読み聞かせの他に、紙芝居や影絵、人形やペープサート、ビデオ等の映像の活用も有効である。

○ 発問の工夫

考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問、物事を多面的・多角的に考える発問等を心掛ける。授業のねらいに関わる中心的な発問を考え、次にその前後の発問を考え、全体を一体的に捉える手順が有効である。

○ 板書を生かす工夫

児童の思考の流れや順序を示すだけでなく、対比的、構造的に示したり、中心部分を浮き立たせたりする。

○ 発達障害等のある児童や海外から帰国した児童等に対する配慮

発達障害等のある児童に対する指導を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる困難さの状態をしっかりと把握する。また、他者との関係形成に困難がある児童の場合であれば、他者の立場に立って、他者の心情について考えさせるために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりする工夫をする。

② 道德科の特質を生かした有効な学習方法

以下の学習方法は一例であり、これらに限定されるものではない。各学校の実態に応じて、適切な学習方法を選択することが重要である。

<読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習>

	読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習
ねらい	○ 教材の登場人物の判断や心情を自分との関わりで多面的・多角的に考えること等を通して道徳的諸価値の理解を深める。
導 入	○ 道徳的価値に関する内容を提示する。教師の話や発問を通して、本時に扱う道徳的価値へ方向付ける。
展 開	○ 登場人物への自我関与を図る。教材を読んで、登場人物の判断や心情を類推することを通して、道徳的価値を自分との関わりで考える。 <教師の主な発問例> ・ どうして主人公は、○○という行動を取ることができたのだろう（又はできなかったのだろう）。 ・ 主人公はどういう思いをもって△△という判断をしたのだろう。 ・ 自分だったら主人公のように考え、行動することができるだろうか。 ○ 本時の授業を振り返り、道徳的価値を自分との関係で捉えたり、それらを交流して自分の考えを深めたりする。
終 末	○ 教師による説話をする。 ○ 本時を振り返り、本時で学習したことを今度どのように生かすことができるかを考える。 ○ 道徳的諸価値に関する根本的な問いに対し、自分なりの考えをまとめる。 ○ 感想を聞き合ったり、ワークシートへ記入したりして、学習で気付いたこと、学んだことを振り返る。

<問題解決的な学習>

	問題解決的な学習
ねらい	○ 問題解決的な学習を通して、道徳的な問題を多面的・多角的に考え、児童一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う。
導 入	○ 問題の発見や道徳的価値の想起などを促す。 ・ 教材や日常生活から道徳的な問題を見付ける。 ・ 自分たちのこれまでの道徳的価値の捉え方を想起し、道徳的価値の本当の意味や意義への問いをもつ。

展 開	○ 問題の探究（道德的な問題状況の分析・解決策の構想等）をする。 ・道德的な問題について、グループ等で話し合い、なぜ問題となっているのか、問題をよりよく解決するためにはどのような行動をとればよいのかなどについて多面的・多角的に考え議論を深める。 ・グループでの話し合い等を通して道德的問題や道德的価値について多面的・多角的に考え、議論を深める。 ・道德的な問題場面に対する解決策を構想し、多面的・多角的に検討する。 <教師の主な発問例> ・ここでは、何が問題になっていますか。 ・何と何で迷っていますか。 ・なぜ、〇〇（道德的諸価値）は大切なのでしょうか。 ・どうすれば〇〇（道德的諸価値）が実現できるのでしょうか。 ・同じ場面に出会ったら自分ならどう行動するのでしょうか。 ・なぜ、自分はそのように行動するのでしょうか。 ・よりよい解決方法にはどのようなものが考えられるのでしょうか。 ○ 探究のまとめ（解決策の選択や決定・諸価値の理解の深化・課題発見等）をする。 ・問題を解決する上で大切にしたい道德的価値について、なぜそれを大切にしたいのかなどについて話し合い等を通じて考えを深める。 ・問題場面に対する自分なりの解決策を選択・決定する中で、実現したい道德的価値の意義や意味への理解を深める。 ・考えた解決策を身近な問題に適用し、自分の考えを再考する。 ・問題の探究を振り返って、新たな問いや自分の課題を導き出す。
終 末	○ 教師による説話をする。 ○ 本時を振り返り、本時で学習したことを今後どのように生かすことができるかを考える。 ○ 道德的諸価値に関する根本的な問いに対し、自分なりの考えをまとめる。 ○ 感想を聞き合ったり、ワークシートへ記入したりして、学習で気付いたこと、学んだことを振り返る。

<道德的行為に関する体験的な学習>

	道德的行為に関する体験的な学習
ねらい	○ 役割演技などの疑似体験的な表現活動を通して、道德的価値の理解を深め、様々な課題や問題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う。
導 入	○ 道德的価値を実現する行為に関する問題場面の提示等、教材の中に含まれる道德的諸価値に関わる葛藤場面を把握する。 ・日常生活で、大切さが分かっているにもかかわらず実践できない道德的行為を想起し、問題意識をもつ。
展 開	○ 道德的な問題場面の把握や考察等を行う。 ・道德的行為を実践するには勇気があること等、道德的価値を実践に移すためにどんな心構えや態度が必要かを考える。 ・価値が実現できない状況が含まれた教材で、何が問題になっているかを考える。 ・問題場面の役割演技や道德的行為に関する体験的な活動の実施等を行う。 ・ペアやグループをつくり、実際の問題場面を役割演技で再現し、登場人物の葛藤等を理解する。 ・問題場面を設定し、道德的行為を体験し、その行為をすることの難しさなどを理解する。
終 末	○ 教師による説話をする。 ○ 本時を振り返り、本時で学習したことを今後どのように生かすことができるかを考える。 ○ 道德的諸価値に関する根本的な問いに対し、自分なりの考えをまとめる。 ○ 感想を聞き合ったり、ワークシートへ記入したりして、学習で気付いたこと、学んだことを振り返る。

4 道德科における児童の学習状況及び成長の様子についての評価

(1) 評価の基本的な考え方

- 道德科の評価は、児童の具体的な取組状況を個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえて評価する。
- 評価に当たっては、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道德的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかなどといった点を重視する。

(2) 評価のための具体的な工夫

道德科における学習状況や道德性に係る成長の様子を把握するに当たっては、次のような工夫が必要となる。

- 児童の学習の過程や成果などの記録をファイルに蓄積する。
- 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーション等の具体的な学習の過程を通じて児童の学習状況や道德性にかかる成長の様子を把握する。

5 情報モラル教育

(1) 情報モラル教育の基本的な考え方

SNSによる誹謗中傷やいじめ等、児童を取り巻く情報社会の影の部分に対応するため、情報モラル教育の充実が求められている。

情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」のことであり、情報モラル教育は、特定の教科だけで指導するのではなく、学校の教育全体で、児童の発達段階に応じて系統的に取り組む必要がある。

(2) 情報モラル教育と道德科の内容

情報モラル教育の指導内容と道德科での取扱いの関係をまとめると以下の表のようになる。「情報社会の倫理」については、「思いやり」や「礼儀」の道德的価値との関連でSNSを使ったやりとりで生じた誤解を題材にしたり、「法の理解と遵守」については、「規則の尊重」の道德的価値との関連でインターネットのルールを守れずに引き起こされたトラブルを題材にしたりすることが考えられる。

指導内容	主な指導事項	情報モラル教育の区分	道德科での扱い
情報社会の倫理	情報社会における判断力や態度	心を磨く領域	扱う
法の理解と遵守	情報社会のルールやマナー		
公共的なネットワーク	情報社会の一員としての意識と態度	知恵を磨く領域	中心としては扱わない
安全への知恵	情報社会における危機回避		
情報セキュリティ	情報セキュリティの知識と技能		

(3) 道德科における指導上の配慮事項

道德科において情報モラル教育について指導する際は、教科の特質を踏まえ、次のことに配慮する。

- ◎話し合いで考えを深める
- ◎コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れる
- ×情報機器やインターネットの使い方を中心に扱う
- ×危機回避の方法や具体的な練習を行う

<情報モラル指導教材>

活用型情報モラル教材「GIGA ワークブックながさき」

情報モラルや情報活用能力の育成を目的として、県教委とLINE社が共同制作した教材で、児童生徒用教材（発達段階に応じた3種類）、教職員用活用の手引がある。

参考資料

・「教育の情報化に関する手引-追補版- 第2章」（令和2年6月 文部科学省）

（ https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_003.pdf）



・活用型情報モラル教材「GIGA ワークブックながさき」

（令和6年10月 長崎県教育委員会）

（ <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/gigaworkbooknagasaki/>）



[目次に戻る](#)

第4章 総合的な学習の時間

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」D、F、H、K、Nに対応しています。

「総合的な学習の時間」は、各学校が地域や学校、児童の実態等に応じて、創意工夫を生かして行う教育活動です。探究的な学習の過程を活動の中心に据え、各教科等で育成する資質・能力を関連付けて探究課題の解決を目指しながら、実社会・実生活において活用できる汎用的な力を育成することをねらいとしています。

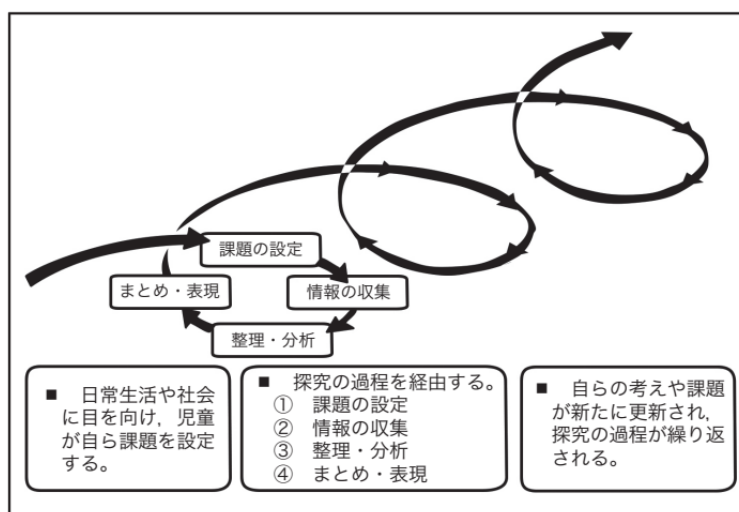
1 総合的な学習の時間の目標

「総合的な学習の時間」は、探究的な見方・考え方を働かせながら横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す。

この育成する資質・能力とは、課題解決に必要な知識及び技能とその概念、実社会や実生活の中から問いを見だし自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現する力、探究的な学習に主体的・協働的に取り組み、積極的に社会に参画しようとする態度のことである。

「総合的な学習の時間」における学習では、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく。これを「探究的な学習」と呼び、①「課題の設定」②「情報の収集」③「整理・分析」④「まとめ・表現」という学習過程がスパイラル状に繰り返される一連の知的営みを指している。

探究的な学習における児童の学習の姿



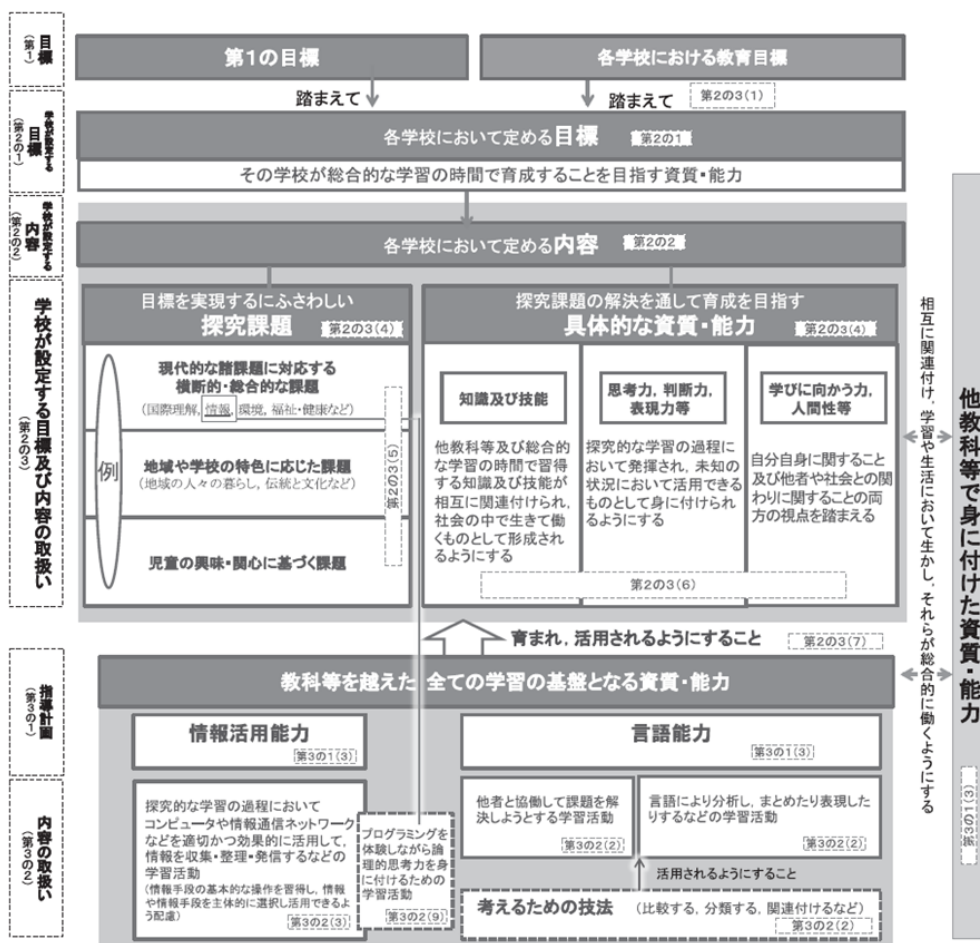
「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総合的な学習の時間編（平成29年7月 文部科学省）」P9

児童は、①日常生活や社会に目を向けた時に湧き上がってくる疑問や関心に基づいて自ら課題を見付け、②そこにある具体的な問題について情報を収集し、③その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、④明らかになった考えや意見などをまとめ・表現し、そこからまた新たな課題を見付け、更なる問題の解決を始めるといった一連の学習過程を、順序を入れ替えたり、重点的に行ったりしながら発展的に繰り返していく。児童に自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を図っていくことが大切である。

2 各学校において定める目標及び内容

各学校は、「総合的な学習の時間」の目標を踏まえて、各学校の「総合的な学習の時間」の目標や内容を適切に定め、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する必要がある。次の図は、「学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間」の各規定の相互の関係を示している。

総合的な学習の時間の構造イメージ



「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総合的な学習の時間編（平成29年7月 文部科学省）」P18

- 図左上の「第1の目標」とは、「総合的な学習の時間」の目標である。これと「各学校における教育目標」を踏まえて、各学校が定める総合的な学習の時間の目標や育成を目指す資質・能力を定める。
- 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、「各教科等で育成を目指す資質・能力」との関連や、日常生活や社会との関わりを重視する。
- 「各学校において定める内容」として「目標を実現するにふさわしい探究課題」と「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める。
- 「目標を実現するにふさわしい探究課題」については、学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題等を踏まえて設定する。
- 「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」については、育成すべき資質・能力の三つの柱に即して設定する。
- 育成を目指す具体的な資質・能力については、「教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力」の育成につながるようにする。

3 総合的な学習の時間の学習指導の配慮事項

- 児童の主体性を重視する
 学び手としての児童の有能さを引き出し、児童の発想を大切に育てる主体的、創造的な学習活動を展開する。例えば、児童の主体性が発揮されている場面では、児童が自ら変容していく姿を見守り、児童の取組が停滞し迷っている場面では、適切な指導が必要となる。
- 教師が明確な意図をもって適切に指導する
 児童が探究課題に対する考えを深めながら資質・能力を身に付けていく探究的な学習となるように、教師は適切な指導を行わなければならない。そのためには、児童の状況や教材の特質に応じて、児童に期待する学習の方向性や児童の望ましい変容の姿を想定しておくことが不可欠である。教師自身が明確な意図をもって学習を展開していくことで、学習状況に応じた適切な指導も可能となる。
- 学ぶ価値のある具体的で発展的な課題を設定する
 児童の学習を動機付け、方向付け、支えることができるよう、身近にある具体的な課題、発展的な展開が期待される課題を用意することで、探究的な学習として質の高い学習活動の展開が可能となる。児童にとって学ぶ価値のある課題設定が重要である。

4 総合的な学習の時間の指導計画作成における配慮事項

- 単元や題材など内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
- 全体計画及び年間指導計画には、学校における全教育活動との関連の下、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画等を示す。
- 他教科等で身に付けた資質・能力や、総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活の中で生かし、それらが総合的に働くようにする。
- 各学校の「総合的な学習の時間」の名称は、各学校において適切に定める。

- 障害のある児童などについて、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- コンピュータや情報通信ネットワーク、学校図書館等を適切かつ効果的に活用して情報を収集・整理・発信する活動が行われるように工夫する。さらに、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用等の工夫も行う。
- 自然体験やボランティア活動等の社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。
- グループ学習や異年齢集団による学習等の多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫する。
- 国際理解に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにする。

参考資料

- ・「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総合的な学習の時間編」
（ https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_013_1.pdf）
- ・『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校
総合的な学習の時間編」
（ https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r020326_pri_sougo.pdf）



[目次に戻る](#)

第5章 特別活動

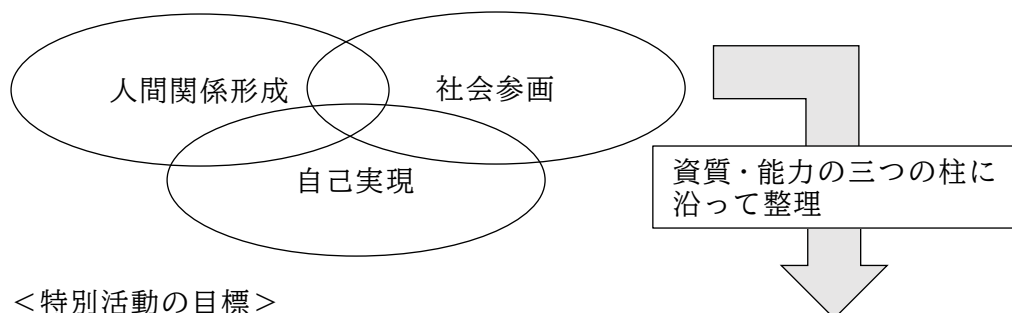
この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」E、H、K、Nに対応しています。

児童が、これからの複雑で変化の激しい社会をたくましく生き抜くには、多様な他者と協働して創造的に課題を解決する力や、希望や目標をもって生きる態度を身に付けることが重要です。そのような力は、学校の教育活動全体を通して育成されるものですが、特に、特別活動は学校における様々な集団活動や体験的な活動を通して、児童の人間形成を図ることを特質としており、極めて大きな役割を担うものです。

児童は、多様な他者と関わり合う一つの社会である学校において、特別活動を通して学校における生活の向上に努め、よりよく生きようとすることを学びます。児童が将来にわたり、集団や社会の形成者としてよりよく行動できるよう特別活動についての理解を深めましょう。

1 特別活動の視点と目標

<特別活動の視点> 学習指導要領では、特別活動における視点を次の三つに整理した。



<特別活動の目標>

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

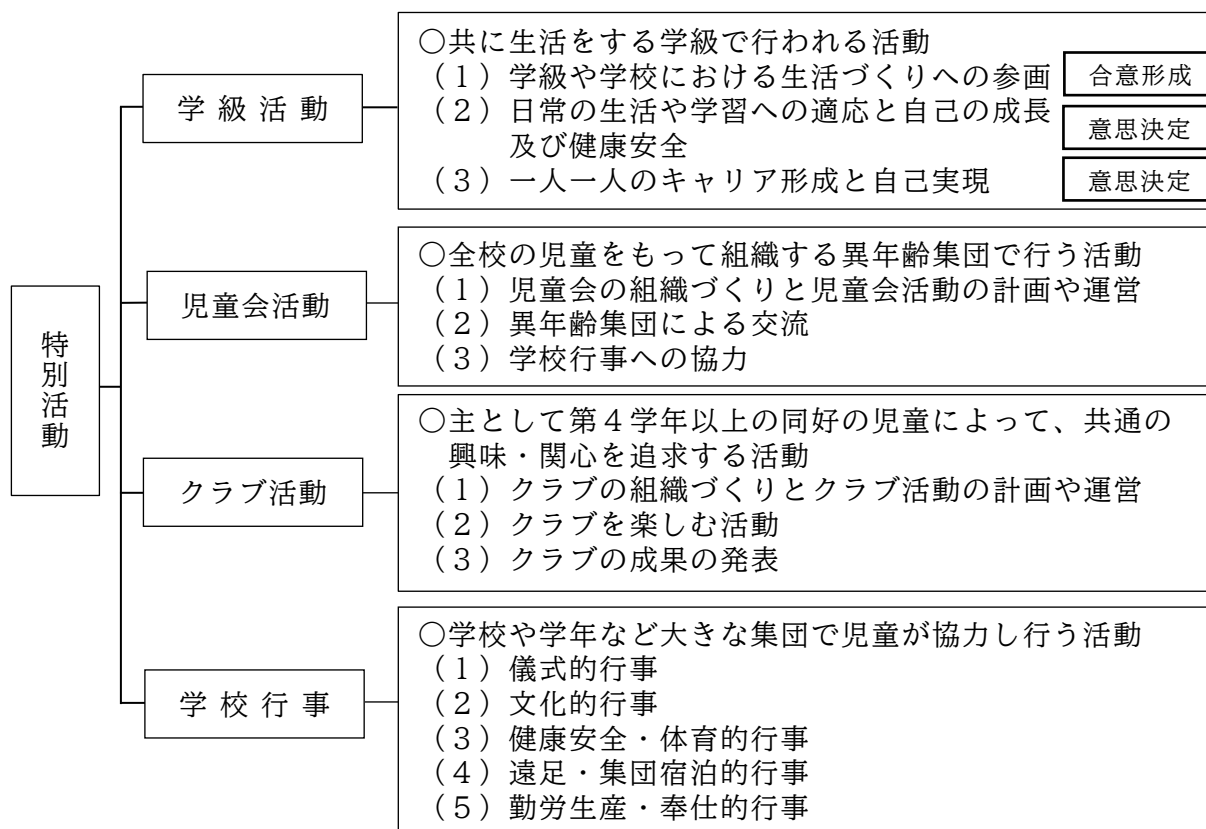
知識及び技能

思考力、判断力、
表現力等

学びに向かう力、
人間性等

2 特別活動の構成と内容

特別活動は、「三つの活動」と「学校行事」で構成されている。学習指導要領に示されたそれぞれの目標や内容、自校の特別活動全体計画のもと、特質に応じた指導を行う。



これらの活動、行事を通して、児童一人一人が自分の成長を実感したり、主体的によりよい集団をつくり協力し合うこと、人と関わり合って社会をつくることの大切さなどを学んだりすることは、児童の豊かな育ちにつながり、特別活動で実践し学んだことが、将来の様々な集団での生き方につながっていく。これは共生社会でよりよく生きる力を育むものである。指導に当たっては、学習指導要領解説に示された学習過程の例を参考にするなど、プロセスを重視した指導を行い、資質・能力の育成を図っていく。

3 学級活動の指導【話し合い活動を通じたプロセスの重視】

学級活動は、学校生活において最も身近で基礎的な所属集団である「学級」を基盤とした活動である。様々な集団活動を通して、学級や学校生活の中から集団や個人の課題を見だし解決するための方法や内容を全体で話し合い、集団として「合意形成」を図り協力して実践したり、一人一人が「意思決定」し実践したりして、よりよい生活や人間関係を築き、学校生活の充実と向上を図っていく。

学級活動には三つの内容があり、基本的な学習過程は、二つに分けることができる。各活動の特質を踏まえ、教師の適切な指導のもと、自主的、実践的な活動を積み重ねることで、児童の自治的能力や自己指導能力、自己実現の力を高めていくことが求められる。そのためにも、ねらいや学習過程を明確にした学級活動の実践を行う必要がある。

学級活動 (1) 学級や学校における生活づくりへの参画

- 集団として「合意形成」を進める自発的、自治的な活動
- 全員で協力して楽しく豊かな学級・学校生活にするために、学級で取り組みたいこと、つくってみたいこと、解決したいこと等の課題を取り上げる。

【學習過程】（例）

【指導のポイント】

事前	① 問題の発見・確認 生活上の諸問題から課題を見だし、 学級全員で「議題」を決定する。	○議題を事前に知らせ、意識化を図る。 ○自分の考えをまとめておき、意見や理由をもって話合いに臨むようにする。
本時の活動・話合い活動	② 解決方法等の話合い 内容や方法、役割分担などについて意見を出し合ったり、比べ合ったりしながら話し合う。	○話合いの過程を板書で明確にする。 ○時間を示して見通しをもてるようにする。 ○意見を書いたカードを操作し分類・整理することで比較しやすくする。
	③ 解決方法の決定 意見の違いや多様性を認め合い、折り合いをつけて集団として「合意形成」を図る。	○発達段階に応じた適切な指導・助言を行う。 ○児童が提案理由を踏まえてよりよい合意形成が行えるようにする。
事後	④ 決めたことの実践 決定したことについて、自己の役割を果たしたり、互いのよさを生かして協働し、実践したりする。	○学級会でよかったことや次回の課題を話し、称賛することで実践意欲を高める。
	⑤ 振り返り 一連の実践の成果や課題を振り返り、次の課題解決に生かす。	○全員で実践できるようにする。 ○実践後の振り返りをまとめるようにする。 ○実践や振り返りを掲示し、次の実践や学級会に生かす。

↓

次の課題解決へ

- | | | | | |
|-------|---|-------|---|--|
| ○議題の例 | 2 | 内容（１） | ア | 学級や学校における生活上の諸問題の解決
議題「どうぞよろしくの会をしよう」 |
| | | | イ | 学級内の組織づくりや役割の自覚
議題「学級をよりよくする係を決めよう」 |

○ 議題選定の際の留意事項

議題の内容によっては、合意形成に適さないものがある。議題の選定をする際は、以下のような点を児童と事前に確認するなど配慮し、自発的、自治的活動になるようにする。

- ### ＜合意形成に適さない議題の例＞

- 個人情報やプライバシーの問題
○施設・設備の利用の変更などに関わる問題
○相手を傷付けるような結果が予想される問題
- 教育課程の変更に関わる問題
○金銭の徴収に関わる問題
○健康・安全に関わる問題 等

- ### 【學習過程】（例）

事前

- 事前にアンケートをとるなどして実態を把握する。
- アンケート結果をグラフ化し、事前に掲示するなどして、意識化を図る。

本時の活動・話し合い活動

- 資料等を活用し、課題の把握ができるようにする。
- 原因の追求、改善の必要性を実感し、解決への意欲をもたせる。

- 解決方法等を出し合い、視野を広げて、個人の意思決定ができるようにする。
- 情報交換の場、資料の提供、養護教諭等との連携等、工夫する。
- 意思決定は、具体的で自己評価ができ、強い意志をもってできる内容とする。

事後

- ⑤ 振り返り
実践を定期的に振り返り、意識化を図るとともに、次の課題解決に生かす。

- 定期的に振り返りの時間を設けることで実践意欲の継続化を図る。(日記やカード等の活用)
- 家庭と連携するなどし、日常化や今後の生活への意識化を図る。

○題材の例

2	内容(2)イ	よりよい人間関係の形成 題材「友だちを大切に」
	(3)ア	現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の育成 題材「中学校生活に向けて」(第6学年)

4 特別活動と他教科等との関連

特別活動は、各教科等で育成した資質・能力を実践的な活動を通して、社会生活に生きて働く汎用的な力を育成するものである。教科等との横断的な視点で活動を計画することで、効果的な指導につながる。

○ 学級経営の充実

学級活動等で、よりよい学級生活を目指すことで、学級集団の協働性が高まる。また、係活動等で、役に立つ、認め合う経験を通して、自他を大切にする学級になる。

○ 「特別の教科 道徳」との関連

特別活動は、実践によって多くのことを学ぶ。道徳科の内容との関連を図ることで、道徳的実践の中心的な学習活動の場として、道徳教育における重要な役割を果たす。

○ 生徒指導との関連

学級経営の充実を図り、互いを認め合う学級の実現により、いじめの未然防止につながるとともに、意思決定の実践により、自己指導能力を高めることにつながる。

○ キャリア教育の要

特別活動はキャリア教育の要としての役割を担う。学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」の活動を中心として、自立や自己実現に必要な力の育成につながる。その際、児童が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるよう、活動の記録を蓄積する「キャリア・パスポート」を効果的に活用する。

○ 学力の向上

自主的に考えて活動し、きまりを守るなど、よりよい生活や人間関係を築くことにより、学習の基盤である「学習規律の徹底」と「支持的風土の醸成」につながる。また、学級活動等で育む「問題発見・課題解決力」等、全ての教科等で育成すべき資質・能力へとつながる。

参考資料

・「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 (小学校編)」
 <教師向けパンフレット> (平成30年7月 国立教育政策研究所)
 ( [tokkatsu_h300704-01.pdf\(nier.go.jp\)](http://tokkatsu_h300704-01.pdf(nier.go.jp)))



・「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 (小学校編)」
 <教師用指導資料> (平成30年12月 国立教育政策研究所)
 ( [tokkatsu_h301220-01.pdf\(nier.go.jp\)](http://tokkatsu_h301220-01.pdf(nier.go.jp)))



・「小学校特別活動映像資料」 (令和4年4月 国立教育政策研究所)
 ( https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku/sho_tokkatsueizo/)



[目次に戻る](#)

第6章 外国語教育

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」H、I、Jに対応しています。

〈外国語活動〉

1 外国語活動の目標

学習指導要領では、育成を目指す資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」に基づいて目標が整理されている。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違いに気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

それぞれ別々の目標として指導を図るのではなく、三つの柱を一つに統合した形として指導することが求められている。これら三つの柱を踏まえた一連の学習過程を改善・充実させることで、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて情報や考えなどを外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力を育成することが大切である。

2 英語の目標及び内容

学習指導要領第1節の外国語活動の目標を踏まえ、第2節では英語の目標及び内容が設定されている。英語の目標は「聞くこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」の3領域で設定されている。

(1) 聞くこと

「聞くこと」の領域では、「ゆっくりはっきり話された内容」について聞き取るようにしたり、身近で簡単な事柄に関する基本的な意味が分かるようにしたりすることが求められている。初めて触れる英語に対する児童の抵抗感をなくすよう目の前の児童にとって分かる速さ、明瞭さ、長さに配慮した聞く活動を行うことが大切である。

(2) 話すこと[やり取り]

「話すこと[やり取り]」の領域では、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や表現を用いて伝え合うことが求められている。そのためには、やり取りの大切さ、楽しさを実感することができるような必然性のある場面設定を行うことが重要である。また、実際のやり取りの場面では、言葉だけでなく動作や表情等の非言語手段を用いることで、相手の意図を理解したり、自分の考えを分かりやすく伝えたりすることができることを児童に実感させることが大切である。

(3) 話すこと[発表]

「話すこと[発表]」の領域では、身の回りの物や自分のこと、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことが求められている。ここでのポイントは、自分の伝えたいことについて「実物などを見せながら」話すようにすることである。十分慣れ親しんだ語句や基本的な表現を用いて実物やイラスト、写真を見せながら話すことによって、話し手にとっては発表内容を明確にするとともに聞き手に分かりやすくなることを実感させることが大切である。

3 単元・授業の構成の留意点

(1) 単元構成

単元を構成する際には、コミュニケーションの「目的・場面・状況」に応じた単元のゴールの明確化を図ることが大切である。そのために、まず、単元で児童に身に付けさせたい力とその力を身に付けた児童の具体的な姿を明確にする必要がある。本単元で目指す児童のゴールの姿を決めた上で、1時間ごとの目標を立て、スモールステップで段階的にゴールに向かう構成となる。

単元に設定されたコミュニケーション活動は、児童の「話したい」「聞きたい」という知的好奇心を満たし、伝え合う必然性のある魅力的な場面を設定する。そうすることで児童の目的意識が明確になり、主体的に英語の表現を学んでいくことにつながる。単元構成はおおよそ次のようなものが考えられる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 単元終末に設定されたゴールを知り、学習の見通しをもつ活動 ・ 語彙や表現に慣れる活動 ・ 表現（やり取り）により慣れる活動 ・ ゴールに設定されたコミュニケーション活動 |
|---|

(2) 授業構成

基本的な学習過程として、毎回の授業にある程度の基本形をもつことで、授業の流れができる。また、1時間の流れが見えるような掲示物を工夫することで、児童も授業の見通しをもつことができる。

1時間の授業は、次のような内容で組み立てることができる。

- 導入 -Warming up- (外国語活動の時間の雰囲気づくり、動機付け)
英語で挨拶をし、児童に外国語の授業が始まることを意識付ける。歌等を歌って明るい雰囲気をつくったり、簡単なゲームをしたりして緊張をほぐしていく。また、前時に学習した表現を使用する帯活動を行うこともできる。
 - 展開 -Activity- (めあてを達成するための活動)
ALTをモデルとしたり、ICTを活用したりして、ゲームやクイズで取り上げる新しい内容の表現を導入する。その表現を繰り返し聞かせたり、口に出させたりして慣れさせ、聞く活動から、まねる活動、記憶して自分のものにする活動、自分の意思で選んで発話する活動へと段階的に構成する。
その際、ペア、グループ、学級等の集団を工夫し、自分の気持ちを伝える活動をコミュニケーション活動として仕組んでいく。
 - 振り返り -Looking back- (学習の喜びや充実感の醸成)
めあての達成度や自己の変容を振り返り、お互いのよさを認め合ったり、学習内容を確認したりするなど、次時への動機付けを図る。
- <主な活動(練習)の種類> ※言語活動と練習の違いに注意する¹
- ・歌 ・クイズ ・短い会話やスキット ・絵本の読み聞かせ ・スピーチ
 - ・ゲーム ・ごっこ遊び(ロールプレイ) ・作品作り ・チャンツ 等
- ¹「言語活動」…実際に英語を用いて自分の考えや気持ちを伝え合う活動
「練習」…「言語活動」以外の活動(上記活動など)

〈外国語科〉

1 外国語科の目標

中学年における外国語活動において、音声面を中心としたコミュニケーションの体験を通して、慣れ親しんだことを生かして、高学年では「聞くこと」「話すこと」に加えて、「読むこと」「書くこと」の4技能を扱い、中学校への円滑な接続を図ることを重視している。

外国語科では、音声だけにとどまらず、文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて日本語と外国語との違いに気付き、これらを知識として理解させることが大切である。さらに、気付くことで終わるのではなく、実際のコミュニケーションの場において活用できる基礎的な技能を身に付けさせることが重要である。すなわち定着が求められている。ここが外国語活動と外国語科の大きな違いである。

実際にコミュニケーションを行う際には、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを意識する必要がある。ここでは外国語活動と同様、伝え合う目的や必然性のある場面設定が大切である。

2 英語の目標及び内容

外国語科の目標を踏まえ、英語の目標及び内容が設定されている。英語の目標は「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「書くこと」の5領域別で設定されている。ここでは外国語科で新たに加わった「読むこと」「書くこと」の指導のポイントについて説明する。

(1) 読むこと

「読むこと」の領域では、活字体で書かれた文字を識別し、その読み方を発音することが求められている。ここでの「読み方」とは音ではなく、文字の名称を指している。また、音声で十分慣れ親しんだ語句や表現の意味が分かるようにすることも必要である。その際、掲示やパンフレット、絵本などを基に、言語外情報から語句や表現を推測して読むことができるようにすることが考えられる。

(2) 書くこと

「書くこと」の領域では、①活字体の大文字、小文字を書くこと②簡単な語句を書き写すこと③基本的な表現を書き写すこと④例文等を参考に、置き換えて文や文章を書くことが求められている。「書き写す」とは、語句や文を見ながらそれらをそのまま書くことであり、一方、「書く」とは、自分の考えや気持ちを表現するために、例となる文の一部を別の語に替えて書くことである。活用できる語句や表現の入ったヒントボックスを準備する等の工夫をすることで、児童の実態に応じた書くことの学習を進める必要がある。

3 単元・授業の構成の留意点

(1) 単元構成

① 領域の順序性

単元構成を行う際、まず、音声で十分に慣れ親しみ、その上で簡単な語句や基本的な表現を書き写したり書いたりするという順序性を踏まえることが大切である。単元前半では、聞いたり話したりする活動からはじめ、語句や表現に音声で十分慣れ親しませた後、単元後半に読んだり書いたりするということである。

② 繰り返しの活動の設定

高学年の「外国語科」では、言語活動の中で語彙や表現を繰り返し活用させることで、定着を目指していくところに特徴が見られる。したがって、単元を通して毎時間少しずつ既習表現を使って簡単なやり取りをしたり、音声で慣れ親しんだ語彙や表現を読んだり書いたりする活動を設定することが必要である。また、読んだり書いたりする活動に少しずつ取り組むことで、過度の負担を感じることなく自分に関する簡単な事柄について読んだり書いたりすることができるようにしていく。

(2) 授業構成

授業をつくる際は、ねらいと評価の焦点化が大切である。1時間の学習過程は、異なる複数の言語活動で構成される場合があるが、全ての言語活動で児童の達成度を見取る必要はない。活動によっては、できるようになること（定着）まで求めないものもある。つまり、その時間のねらいを達成するための言語活動を焦点化し、その活動における児童の様子や記録から評価することが大切である。

(3) 短時間または長時間の授業時間の実施における留意点

各学校においては、児童や学校・地域の実態を踏まえ、教育課程内の外国語科の授業時数を確保するため「時間」という資源をいかに活用するかという視点で指導計画を見直すなど、弾力的な授業時間の設定が大切である。

例えば、朝の時間や昼休み前後の時間等を活用した、10分から15分の短時間学習や、45分と15分を組み合わせた60分授業等を実施することが考えられる。

その際、以下の事項に留意する必要がある。

- 外国語科の特質を踏まえた検討を行うこと
- 単元や題材といった時間や内容のまとまりを考慮して適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること
- 授業のねらいを明確にして実施すること
- 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

参考資料

・「小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック」

(平成29年6月30日 文部科学省)

( https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1387503.htm)



[目次に戻る](#)

第7章 特別支援教育

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」〇に対応しています。

我が国においては、「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、通常の学級にも、障害のある児童をはじめ、特別な支援を必要とする児童が在籍していることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠です。

「学習指導要領解説 各教科編」や文部科学省作成の「障害のある子供の教育支援の手引」などを参考にしながら、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。まずは、校内支援体制を整え、学校全体で支援を行うことが大切です。その際、必要に応じて近隣の特別支援学校との連携を深め、その助言又は援助を活用しつつ、指導内容や指導方法の工夫を計画的かつ組織的に行うことが重要です。

1 特別支援教育とは

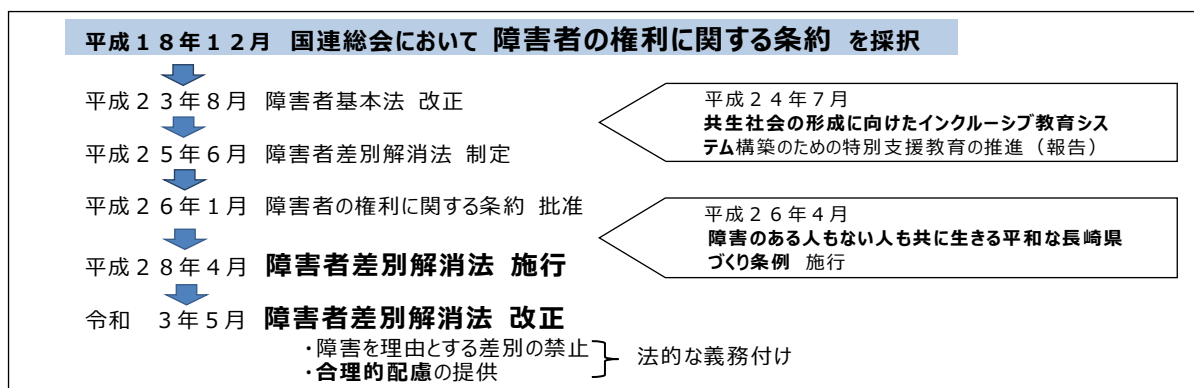
「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

(1) 共生社会の形成に向けて

平成26年4月に本県では、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行された。この条例は、障害のあるなしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現を目指している。

また、平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、令和3年5月に改正された。この法律により、「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮」の提供が義務付けられることになった。



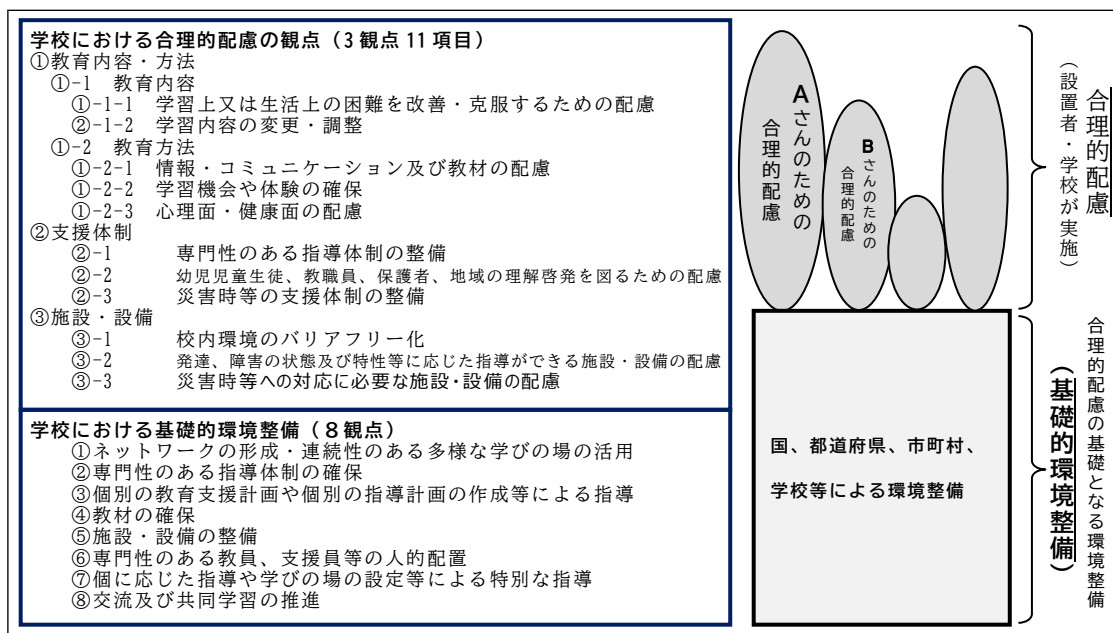
(2) 合理的配慮とその基礎となる環境整備（基礎的環境整備）

① 合理的配慮とは

障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

② 基礎的環境整備とは

障害のある児童に対する支援について、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行うことである。

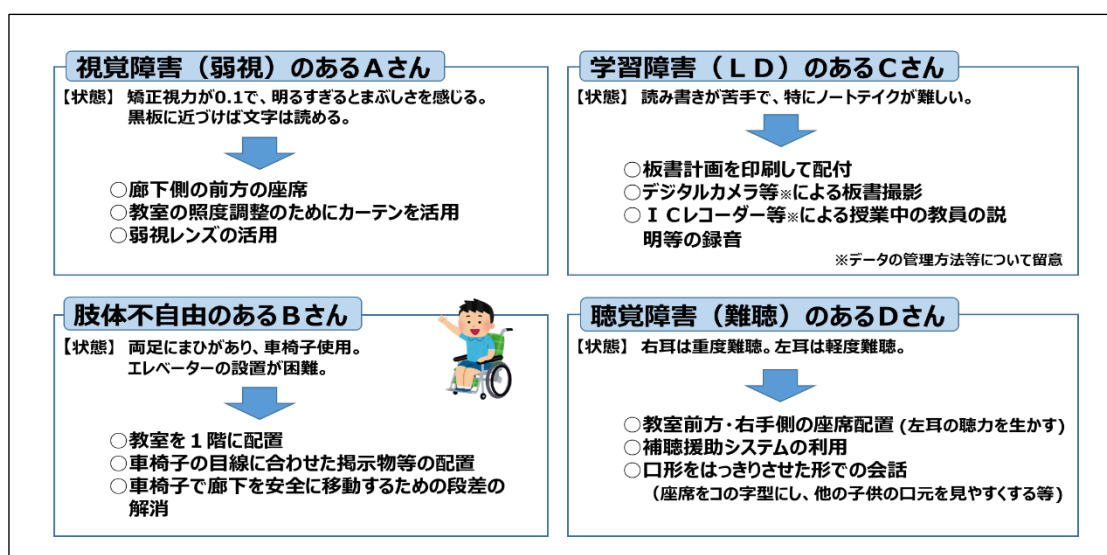
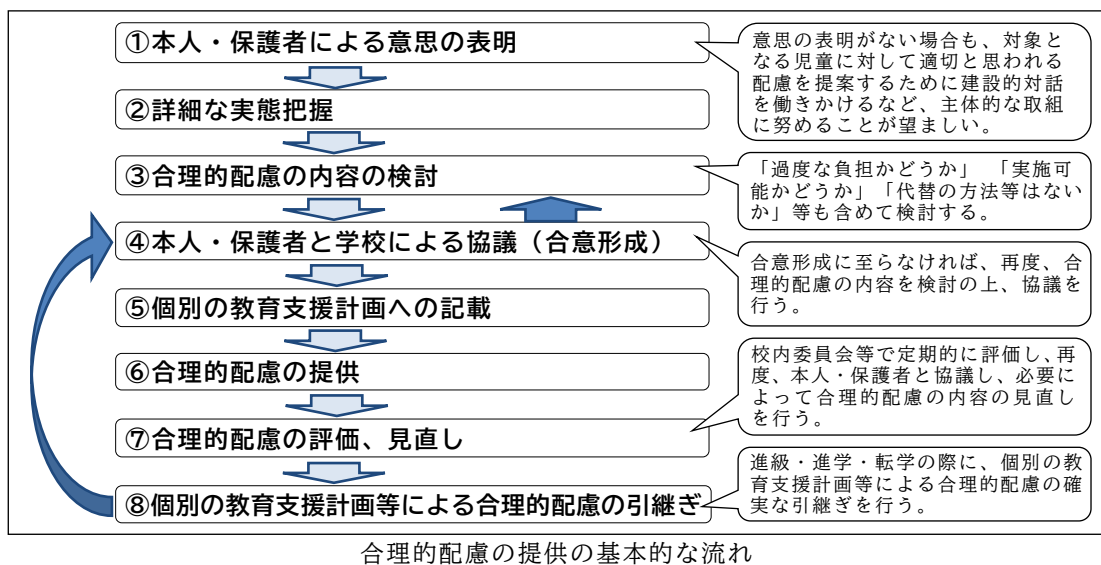


「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係

「平成27年度特別支援教育担当者会議」文部科学省

③ 合理的配慮の決定方法及び見直し

- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定される。
- 合理的配慮の検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、当該児童の実態把握（興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等）を行う必要がある。
- 合理的配慮を決定するに当たっては、各学校の設置者及び学校と当該児童及び保護者により、個別的教育支援計画を作成する中で、発達の段階や合理的配慮の観点を踏まえ決定し、提供されることが望まれる。
- 合理的配慮の内容は個別的教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画にも活用されることが望まれる。
- 合理的配慮の決定後も、児童一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直すことが重要である。定期的に教育相談や個別的教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて合理的配慮を見直していくことが適当である。



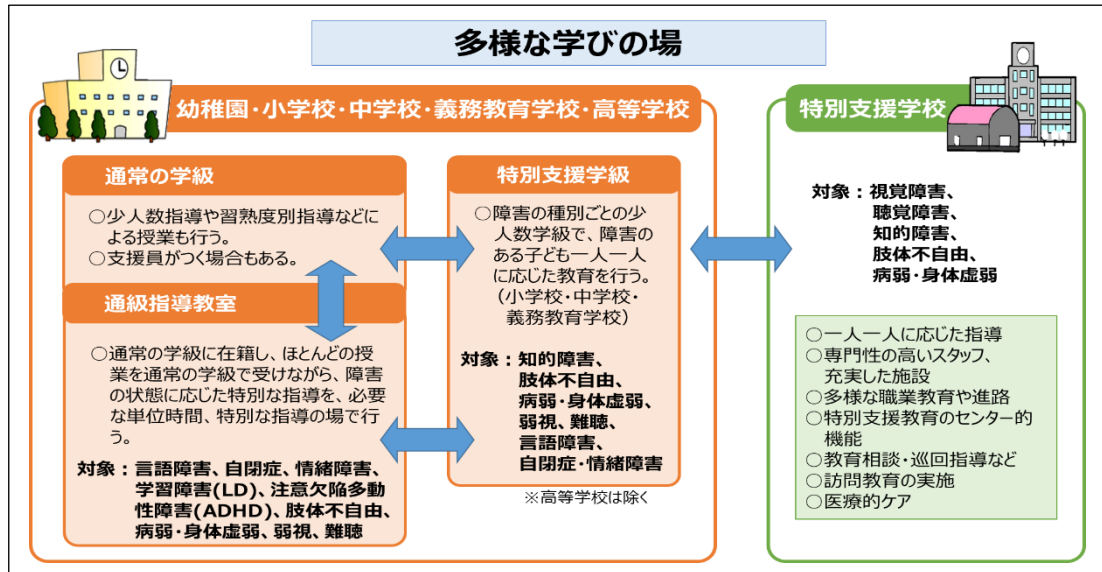
学校における「合理的配慮」の例

「平成27年度特別支援教育担当者会議」 文部科学省

3 特別支援教育の推進

（1）多様な学びの場

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を行うことが重要である。そのため、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級（高等学校は除く）、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」がある。



パンフレット「特別支援教育」 文部科学省（一部改変）

① 通常の学級

通常の学級にも、障害のある児童をはじめ、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍していることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

- 具体的な指導については、「学習指導要領解説」の各教科に記載されている「指導計画作成上の配慮事項」のほか、文部科学省作成の「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照する。
- 学級内において、温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

② 通級指導教室

通級指導教室では、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の指導を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を行っている。

- 対象は、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。
- 本県の県立高等学校においては、当分の間、発達障害（LD・ADHD等）の生徒を対象とし、「自校通級」を基本としている。
- 特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。
- 指導に当たっては、児童一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。

③ 特別支援学級

「特別支援学級」は、学校教育法第81条第2項の規定により、小学校・中学校・義務教育学校に特別に設置された学級である。また、小学校・中学校・義務教育学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校・中学校・義務教育学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

- 対象は、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者、情緒障害者で、特別支援学級において教育を行うことが適当である児童である。
- 児童の障害の状態や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなど、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができる。
- 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、自立活動の指導を行う。

④ 特別支援学校

「特別支援学校」とは、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度等を育成することを目的とした学校である。

- 対象は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である。
- 特別支援学校の教育課程は、幼稚園と同様の領域、小・中学校等及び高等学校と同様の各教科等に加えて、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指して自立活動の領域を設定するとともに、種々の特例によって、実態に応じて弾力的に編成している。
- 自立活動の指導では、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導を展開している。
- 病気や重い障害のため、家庭や寄宿舍から通学して教育を受けることが困難な幼児児童生徒は、家庭や施設、医療機関などに教員を派遣して教育を行う「訪問教育」を受けることができる。

(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努める。

また、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努める。担任はもちろん、同学年や教科担当者等、全ての教師が個々の児童に対する配慮等の基本方針や内容・方法等について共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。

特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。

「個別の教育支援計画」とは

→ 保護者を含め、教育、医療、保健・福祉、労働等の関係者が、児童の実態や教育的支援の目標・内容等の情報を共有化し、関係者の役割分担等の計画を作成することにより、適切な支援を目指すためのもの

「個別の指導計画」とは

→ 学校において、児童一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、個々の指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
いつ	在校中	在校中
だれが	学校が、家庭、教育、医療、福祉、労働等の関係機関と連携して	学校が
何のために	長期的な視点に立って、一貫した支援を行うために	学校で、障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うために
どうする	保護者の承諾を得て、作成し、効果的に活用する	作成し、効果的に活用する

(3) 校内支援体制の活用

各学校においては、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の支援体制を充実させることが重要である。また、近隣の特別支援学校との連携を深め、専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

そのような校内支援体制を活用し、障害のある児童などの指導について一人で抱え込むのではなく、教師間の連携を図りながら、よりよい指導・支援を行っていくことが大切である。

参考資料

<全体>

- ・「障害のある子供の教育支援の手引」 （令和3年6月 文部科学省）
（ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm）



<合理的配慮>

- ・「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」
（国立特別支援教育総合研究所ホームページ）
（ <http://inclusive.nise.go.jp/>）



<多様な学びの場>

- ・「明るく元気に生き生きと」（長崎県教育委員会）
（ <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/tokubetsu/shiryou-tokubetsu/rikaikeihatsu/>）
- ・「通級による指導及び特別支援学級の教育課程編成の手引（小・中学校用）」
- ・「県立高等学校における通級による指導の手引き 基礎編、事例・Q&A編」（長崎県教育委員会）



<個別の教育支援計画、個別の指導計画>

- ・『個別の教育支援計画』の作成Q&A
～通常の学級に在籍する児童生徒のために～
- ・『個別の教育支援計画』の作成Q&A
～特別支援学級に在籍する児童生徒のために～
（長崎県教育委員会）



（ https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakko_kyoiku/center_tkubetushien/center_sien_shiryou/653861.html）

[目次に戻る](#)

第8章 生徒指導

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」K、L、M、Nに対応しています。

生徒指導とは、学校が教育目標を達成するための重要な機能の一つで、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものと言えます。そして、学校の教育活動全体を通じ、管理職のリーダーシップのもと、全教職員がそれぞれの役割を担い、全校体制で組織的に行うものです。このような趣旨を理解し、適切に指導しましょう。

1 生徒指導の考え方

(1) 生徒指導の定義と目的

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

「生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）」

(2) 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

「生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）」

(3) 生徒指導の充実（三つの機能）

「学習指導要領解説総則編」には「児童自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図る」とある。

この自己指導能力を育成するために、あらゆる教育活動の場において、次の「生徒指導の三つの機能」を生かすことが必要である。

<生徒指導の三つの機能の内容と指導例>

三つの機能	学級活動の場面	授業の場面	学校生活の場面
児童に自己決定の場を与えること	学校や家庭でのよりよい生活や学習の在り方について、その方法や内容などのアイデアについて情報交換をし合い、自分に合った具体的な実践課題を決め、努力し改善が図られるようにする。	自ら課題を見付け、それを追究し、自ら考え、判断し、表現する。	宿泊研修や班別行動等で、きまりを自分たちで決め、自らの行動に責任をもたせる。

児童に自己存在感を与えること	一人一人の児童が、学級のよりよい生活づくりに貢献できるよう、係活動や学級組織の中で、自分のよさや得意なことを生かして活動できるようにする。	児童一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせる。	一人一人の児童が得意なことを発揮して活躍する場を設ける。
共感的人間関係を育成すること	学級として取り組むこと、自分に取り組みたい目標、内容などを決める際や実際の活動場面やその振り返りの際に、互いのよさを認め合い相互の信頼を高め合えるようにする。	お互いに認め合い、学び合う場面を設定する。	一人一人の児童がとった行動を学級全員が共感的に認め合う風土をつくる。

(4) 生徒指導の基礎

① 児童理解の深化を図る

- 学級担任の日頃の人間的な触れ合いに基づく観察や面接などに加えて、学年の教師、教科担任等を含めて、広い視野からの児童理解を行う。
- 日頃から児童一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取る姿勢をもつ。

② 教師と児童との信頼関係を築く

- 日頃から人間的な触れ合いと児童と共に歩む姿勢をもつ。
- 児童の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対して毅然とした指導を行う。

③ 望ましい人間関係づくりと集団指導・個別指導を適切に行う

- 教科指導や学校生活のあらゆる場面で実施する。
- 個人を集団から離して指導することが効果的なこともあれば、集団の働きを生かしながら、その人間関係の中で指導することが効果的な場合もあるので、個人や集団の状態に応じて適切に指導する。

④ 学校全体で生徒指導を進める

- 学校経営方針のもと、学級経営の中に生徒指導の視点を明確に位置付け、それに基づいた指導を行うことが大切である。

⑤ 家庭や地域及び関係機関等との連携・協働を密にする

- 連携・協働を密にし、広い視野から地域全体で取り組む「社会に開かれた生徒指導」を推進する。
- 学校だよりや学級・学年通信、PTAの会報、保護者会などにより相互の交流を深める。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を通して地域全体で児童の学びや発達を支える。

2 教育相談の基礎・基本

(1) 教育相談

① 教育相談とは

個人のもつ悩みや困難の解決を支援することによって、生徒を生活に適応させ、人格の成長への支援を図ろうとするものである。また、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的役割を担うものである。

② 教育相談の方法

教育相談の内容は、生徒の性格・行動・交友関係・家庭生活・集団への関わり方などについての問題解決やよりよい生き方の支援に至るまで多岐にわたる。個別の会話、面談や言葉掛け等がある。

(2) ガイダンスとカウンセリング

生徒の発達の特長や教育活動の特長を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することが重要である。

① ガイダンスの機能の充実

- 全ての生徒が学校や学級の生活に適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにする。
- 学級活動など学校生活への適応の方法、好ましい人間関係の築き方、学業や進路等における選択など主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる。

② カウンセリングマインド

生徒が明るく伸びやかに生活できるように、愛情をもって接する姿勢や態度である。次のことが大切である。

- 相手の話に耳を傾け、相づちをうちながら真剣に聴く。＜傾聴＞
- 相手の立場や気持ちになって、相手の訴えを肯定的に受け止める。＜受容＞
- 相手の思いをあたかも自分のことのように感じとる。＜共感＞

(3) 保護者との信頼関係づくり

学校と保護者が連携・協働して生徒を育てるためには、お互いに信頼関係を築くことが重要である。以下に信頼関係を築くためのポイントを示す。

① 教師の基本的な姿勢

- 保護者の多様な考えや教育観を理解しようとする。
- 保護者のこれまでの養育・努力を認めながら、考えや思いを傾聴し共感する。
- 生徒の課題のある行動に対し、具体的に助言しながら、保護者が主体的に取り組めるように支援する。
- 学校と保護者が共に情報交換しながら、協力し合って生徒を見守る。
- 組織的に対応するため、一人で抱え込むことなく、管理職等に迅速に報告する。

② 保護者との関わりの基本

- 電話や手紙のやり取りだけでなく、必要であれば面談等で直接会って、保護者の思いを十分に聞きながら学校の考えや真意を伝える。
- 解決に向かう具体策を丁寧に伝える。学校での取組や児童の変容については適宜連絡し、保護者との情報交換を行うとともに今後の方向性について共通理解を図る。

③ 保護者と教師との見解が異なる場合の留意事項

- 改めて児童をよく理解しようとし、よいところを伝えたり、声を掛けたりする。
- 児童と教師のよい関係が、保護者の信頼を得ることを理解する。

3 いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への具体的対応

(1) いじめ

① いじめの定義

「いじめの定義」は次のようになり、いじめの件数は「発生件数から認知件数」に変更になっている。

<いじめ防止対策推進法 第2条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② 教師としての基本的な考え方

- 学校の教育活動全般を通じて、全ての児童にいじめは決して許されないという姿勢を示すことが大切である。
- 「いじめの判断は、いじめられた児童の立場に立つて行う」という認識をもち、いじめられている児童を全力でいじめから守る（心身の安全を保障・確保する）ことを基本姿勢とし、校内で組織的に対応する。
- どんな学校でも、どんな子どもでも、いじめは起こりうることを踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるため、関係者が一体となって継続的に取り組む。

③ いじめの未然防止の取組

- 心の通じ合うコミュニケーション能力の育成、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 児童が傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合う人間関係・学校風土をつくる。

④ いじめの対応のポイント

○ いじめの発見

本人やその保護者からの訴え、担任の観察や面談、アンケートなどによりいじめの兆候をいち早く発見し、早期に対応を図る。

- 報告・検討・体制づくり
 - いじめを発見したら、学年主任、生活指導主任、管理職等に報告し、学校全体で今後の対応について検討する。
- 情報収集・事実の確認
 - いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、周りの児童から聞き取り調査を行う。ただし情報を提供した児童を守ることを最優先とする。事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導等を行う。
- 具体的な対応・指導
 - <いじめられている児童に対して>
 - ・これまでの苦しみを受容するとともに、全力でいじめから守ることを約束するなど、心身の安全を保障・確保する。
 - ・事実関係を聞き、今後の対応を一緒に考えていく。
 - ・必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了解を得る。
 - <いじめている児童に対して>
 - ・いじめられている児童は大きな苦しみや悩み・不安を感じていることを相手の立場に立って考えさせ、反省して謝るよう導き、謝罪の場を設定する。
 - ・いじめている児童の本心からの反省がないうちに、形式的に謝罪の場を設定することはかえって混乱を招くことがあるので慎重に対応する。
 - ・いじめている児童についても、何らかの課題を抱えている場合が多いので、その背景について把握するように努める。
 - ・いじめている児童の保護者への報告は不可欠であり、保護者としての相手への謝罪、当該児童への指導等、解決に向けて連携を進める。
 - <周りの児童に対して>
 - ・いじめを受けている児童の気持ちを理解させるとともに、いじめへの同調や傍観はいじめ行為と同じであることや、いじめは自分にとって無関係ではないことを理解させる。
 - ・いじめを止めさせることはできなくても、保護者や教師、友人など周囲の人に知らせる勇気をもたせることも必要である。
 - <保護者に対して>
 - ・保護者へ連絡するとともに、必要に応じて管理職の指示のもと関係機関に連絡し、協力と援助を求める。
- ⑤ 長期的な対応・指導
 - 対応・指導の後も、いじめられていた児童・いじめていた児童には、定期的に面談を実施し、再発防止に努めていく。
 - 「いじめが解消している状態」とは、「いじめ行為がやんでいる状態が少なくとも3か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という二つの条件を満たすことである。

(2) 不登校

① 不登校の定義

不登校は「年間30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるもの（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルス感染回避」によるものを除く）をいいます。

② 教師としての基本的な考え方

不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断しないで対応する。

- 不登校は増加傾向にあり、喫緊の課題である。
- 不登校は誰にでも起こり得ることである。
- 長期に不登校になっている児童の学校以外の場での学習支援が必要である。

③ 不登校の予防（未然防止の取組）

- 魅力ある学級・学校づくりを行う。
- いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学級・学校づくりを行う。
- 児童の学習状況に応じた指導・配慮を行う。
- 保護者・地域住民等との連携・協働体制を築く。
- 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくりを意識する。

④ 不登校の対応のポイント

不登校児童に対する支援の最終目標は「将来の社会的自立」を目指すことである。そのために学校が果たすポイントは次のとおりである。

<アセスメント（見立て）>

- ・情報を収集し、児童の状態や周囲の環境について見立てを行い、「不登校となった要因」を的確に把握する。

<学校での組織的な取組>

- ・解決に向けた指導計画を速やかに作成する。
- ・対応は学級担任一人で行うのではなく、組織的に行う。複数の教職員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等によるチームでの支援を行う。

<家庭との緊密な連携>

- ・電話連絡や家庭訪問は、保護者や本人の気持ちを汲み取り、慎重な配慮のもとに行う。
- ・学校での情報等はできるだけ伝えるようにする。ただし、本人の状況によっては、過度な訪問や連絡は心理的負担になる場合もあるので、保護者とよく話し合い、ニーズを的確につかんで対応する。

<関係機関等との連携>

- ・SC、SSW、社会福祉士、医療関係等による支援、学習指導、家庭への支援等の多様な対応が必要であり、関係機関等と適切に連携を図る。

(3) 関係機関と連携した対応

- 予防的対策とともに、発生時にいかに迅速に対処するかが解決のポイントとなる。
日頃から生徒指導・教育相談体制を整備して、問題発生時の対応策を校内で共通理解しておく。
- 学級担任等が一人で問題を抱え込むことがないように、教師間の連携を行いながら問題解決を図るようにし、問題によっては、関係機関との連携を検討する。
「学校と関係機関との連携マニュアル」（平成29年7月 長崎県教育委員会）を参照する。
- 継続的な支援を要する児童については、ＳＣ等と連携して、児童の成長と発達を支援するという視点からのアセスメントを行った上で、進学先や転学先に引き継いでいくようにする。
「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン（改訂版）」（令和6年2月 長崎県教育委員会）を参照する。
- 地域にある関係機関のもつ機能について、日頃から理解を深める。

<長崎県内の主な相談機関>

相談窓口	相談内容	電話番号等	相談時間
24時間子供SOSダイヤル	いじめや友達のこと、学校のこと、子供や家族のこと等での悩み	0120-0-78310	24時間（毎日）
メール相談窓口	いじめ、不登校、友人関係、学業などの悩み	メールアドレス soudan@news.ed.jp	24時間 メール相談に対する返信は 平日9時～17時30分
SNS相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」	いじめ、不登校、家庭、友人関係、進路、教職員関係などでの悩み LINEまたはWebで相談	URL https://r.qrqrq.com/jFKfLmdq	24時間
長崎県子ども・若者総合相談センター(ゆめおす)	不登校、ひきこもり、ニート等社会生活を円滑に営む上での悩み	095-824-6325	月～水、金、土曜日 10時～18時 電話相談は22時まで 但し、土曜日は18時まで（祝日・年末年始を除く）
児童相談所全国共通ダイヤル	虐待 虐待の疑い	189 (いちはやく)	24時間 (年中無休)
子ども・家庭110番	子育てや子供に関わる こと全般	095-844-1117	9時から20時 (祝日・年末年始を除く)

ヤングテレホン	少年非行・被害に関する こと全般	0120-786-714	9時から17時45分 (土・日・祝日を除く)
子どもの人権110番	いじめ、体罰、不登校、 虐待等子供をめぐる人 権問題	0120-007-110	8時30分から17時15 分 (月曜から金曜)
長崎いのちの電話	誰にも相談することが できない悩み	095-842-4343	9時から22時 毎月第1・3土曜は9時 から翌9時

4 SNS等のインターネットサービスの利用に関する問題

(1) 把握すべき児童生徒の実態

[「青少年のインターネット利用環境実態調査」\(こども家庭庁\)](#)に様々な利用実態が記されている。

(2) インターネットサービス利用に伴う問題点とその対応

前出の利用実態から、以下のような問題点が考えられる。

① 動画配信サービス・ゲームコンテンツの利用

近年では、インターネット上の動画配信サービスやゲームコンテンツが多様化している。無償で利用でき、かつ、児童にとって魅力的な内容のものが多い。よって、無線LAN環境などの通信手段が確保できれば、これらのサービスを制限なく利用できるため、一日の多くの時間を消費してしまう傾向が見られる。その結果、依存症に陥って健康を害したり、学業に悪影響を及ぼしたりすることがある。

また、夢中になるあまり、ゲーム中のアイテムやキャラクターなどへの多額課金、他人のユーザ情報を用いた不正アクセスなどのトラブルも散見される。

サービスやコンテンツの適切な利用を促すためには、以下のような点について、児童に理解させることが大切である。

- ・動画やゲームの利用時間が長いと依存症になりやすいこと
- ・日常生活におけるバランスの観点から、費やす時間や金銭には限りがあること
- ・ゲーム上の情報であっても、他人の財産を侵害する可能性があること

② SNS利用に伴うネットいじめ

SNSでは、「フォロワー」や「友達」といった概念を用いて、コミュニティやグループを構築することができる。

近年では、SNSを悪用したネットいじめが増加傾向にある。以下に、SNSの特徴と、それに起因したいじめ及び関連事例を示す。

特徴	特徴に起因した事例
情報伝達のしやすさ	・ 誹謗中傷のエスカレート
静止画や動画の添付機能	・ 暴力行為のやり取り、拡散
個別メッセージ機能	・ 既読確認機能による返信の強要
グループ・コミュニティ機能	・ グループ機能を悪用した仲間外し

また、1対1のやり取りやグループ内での投稿内容は、当事者以外からは見ることができないため、教師や保護者が問題事案を把握しにくいことも特徴である。

これらの問題が起こらないようにするためには、いじめは人として絶対にしてはならないという大原則とともに、以下のような点について、児童に理解させることが大切である。

- ・ 対面でのやり取りでないため、現実感が乏しく、表現がエスカレートしやすくなること
- ・ 文字や静止画、動画等がネット上に残ることで、被害者は長期間苦しむことになること
- ・ 相手の状況によっては、すぐに返信できないこともあり得ること
- ・ 多対一の構図になりやすいため、いじめにつながりやすいこと
- ・ 教師や保護者からは問題事案が見えにくいいため、児童からの情報提供がより重要であること

③ その他サービスの利用

前述したサービスのほか、以下のようなリスクと関わる可能性がある。

- ・ メールに添付された悪意のあるプログラム
- ・ 個人情報や金銭を搾取するフィッシング詐欺、ワンクリック詐欺

各種サービスから、これらのリスクに誘導される場合もあるため、その特徴について理解させておくことが大切である。

(3) 家庭・地域との連携

前項のようなサービスの利用は、家庭でなされることが多い。従って、家庭における利用ルールを作成してもらうとともに、ルールが守られているか定期的にアンケートを実施するなど、保護者と連携しながら、適切な利用について管理することが大切である。また、ルール作成においては、ルールを例示するなど、保護者の負担を軽減することも大切である。

さらに、専門性が高く、学校や家庭で対応しにくいような事例については、大学や通信キャリアなどの専門機関を利用して、講習会等を実施することも有効である。

5 体罰によらない指導の在り方

(1) 体罰について

<学校教育法 第11条>

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、児童への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童の心身に深刻な悪影響を与え、教師及び学校への信頼を失墜させる行為である。

(2) 体罰・不適切な指導に関する処分等の取扱いについて

- 平成30年4月、長崎県教育委員会は、暴力的指導に頼らない、人権を尊重した指導の徹底を図るために、体罰・不適切な指導に関する処分等の取扱いについて整理した。
- 児童の人権を侵害する体罰や暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教師は、懲戒処分の対象となる。

(3) 教師としての基本的な考え方

- 一人一人が「教育のプロ」としての自覚を強くもち、教科指導、生徒指導等における専門的な指導力を高める必要がある。
- 体罰により望ましい倫理観を養うことはできず、むしろ児童に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。
- 体罰は教員による児童への人権侵害であるという認識を明確にもつ必要がある。

(4) 指導のポイント

体罰の根絶に向けては、教職員個々の指導力を高めるとともに、学校全体として取り組んでいくことが大切である。

ガイドライン「体罰の根絶に向けて」（平成25年5月（平成31年4月一部改訂）長崎県教育委員会）を参照する。

リーフレット「体罰のない学校『ながさき』」（平成28年4月 長崎県教育センター）を参照する。

参考資料

- ・「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）
 ( https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf)
- ・「保護者、地域と学校の協力のために」（平成25年12月 広島県教育委員会）
 ( <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/115228.pdf>)
- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）
 ( https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月 文部科学省）
 ( https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf)
- ・「青少年のインターネット利用環境実態調査」調査票・調査結果等（こども家庭庁）
 ( https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc/)
- ・「学校と関係機関との連携マニュアル」（令和6年2月 長崎県教育委員会）
 ( <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/02/1708943243.pdf>)
- ・「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン（改訂版）」（令和6年2月 長崎県教育委員会）
 ( <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/02/1708943307.pdf>)
- ・「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月 文部科学省）
 ( https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm)
- ・ガイドライン「体罰の根絶に向けて」（平成25年5月 長崎県教育委員会）
 ( <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/05/1559119230.pdf>)
- ・リーフレット「体罰のない学校『ながさき』」（平成28年4月 長崎県教育センター）
 ( https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/kyoiku_soudan/center_taiabatuboushi/653858.html)
- ・「長崎県いじめ防止基本方針」（平成29年7月 長崎県・長崎県教育委員会）
 ( <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711339887.pdf>)

[目次に戻る](#)

第9章 キャリア教育

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」Nに対応しています。

「キャリア教育」は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付ける教育であり、学校の特色や教育目標に基づいて教育課程に明確に位置付け、全体的な方針や計画を全職員で共有しておくことが必要です。

1 キャリア教育とは

(1) キャリアとは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね

(2) キャリア発達とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

(3) キャリア教育とは

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

(1)～(3)「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」

(平成23年1月 中央教育審議会)

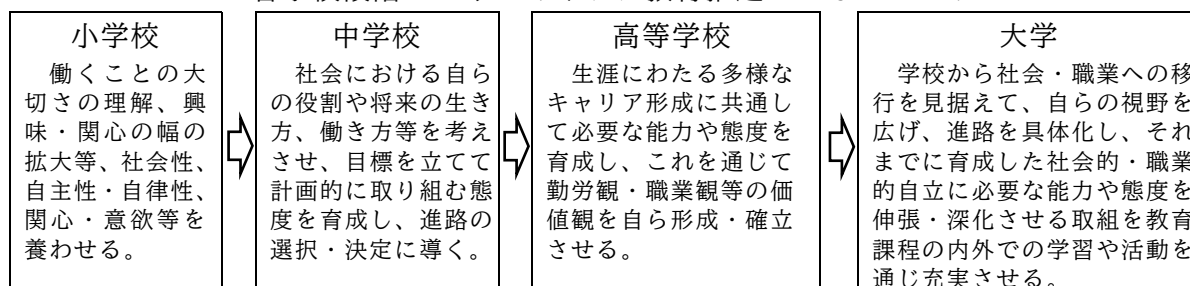
(4) 学習指導要領におけるキャリア教育

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること

「小学校学習指導要領 総則」(平成29年3月)

小学校学習指導要領総則に明記されたキャリア教育についての記述と同趣旨の内容は、中学校や高等学校の学習指導要領にも記されている。キャリア教育は、小学校・中学校・高等学校のつながりを考慮し、各学校段階で適切な内容を設定する必要がある。

<各学校段階におけるキャリア教育推進の主なポイント>



「キャリア教育・進路指導について」(平成30年5月 文部科学省)

特別活動を要として各教科・科目等で育成する「社会人・職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度」とは何か。それが、「基礎的・汎用的能力」である。この「基礎的・汎用的能力」は、次の四つの能力によって構成される。

キャリア教育で育成する「基礎的・汎用的能力」

○ 人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。

具体的な要素としては、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等が挙げられる。

○ 自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力。

具体的な要素としては、自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動等が挙げられる。

○ 課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。

具体的な要素としては、情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善等が挙げられる。

○ キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。

具体的な要素としては、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善等が挙げられる。

「小学校キャリア教育の手引き」(2023年3月 文部科学省)

2 キャリア教育の進め方

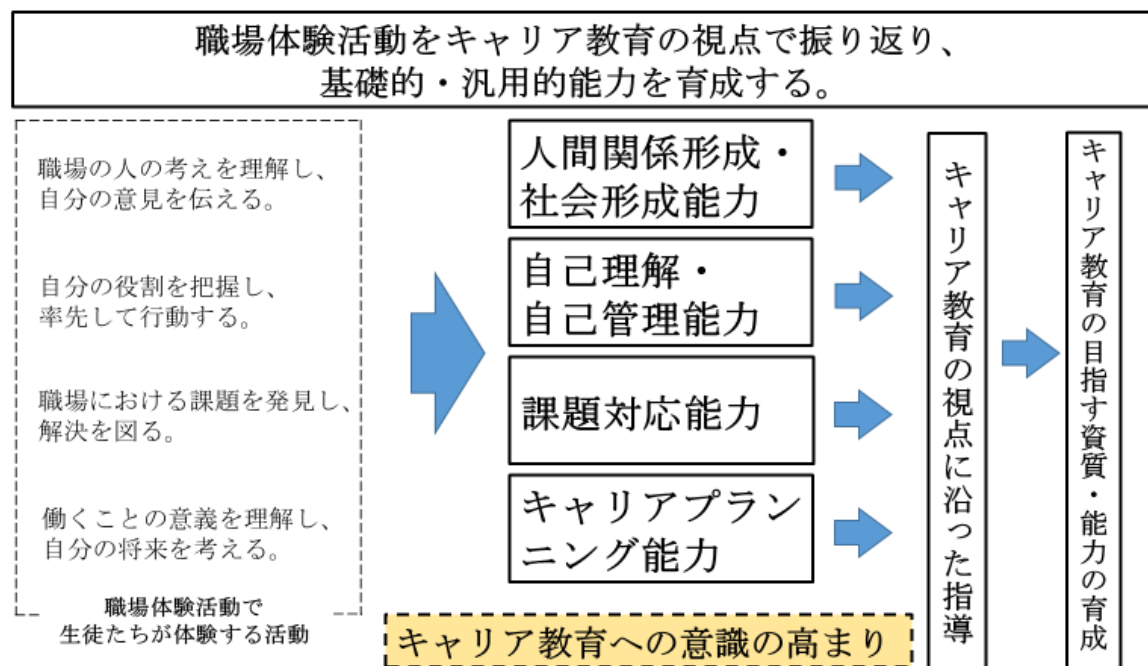
(1) 学校としてのキャリア教育の目標を定める

はじめに学校として、児童の現状を把握した上で、卒業時点で何ができるようになってほしいのかを具体的に定める。これが、学校におけるキャリア教育の目標となる。学校として、特にどのような資質・能力を育てたいのか、それは四つの「基礎的・汎用的能力」のどれにあたるのか、キャリア教育の目標を全職員で共有することが大切である。

(2) 教育活動をキャリア教育の視点で振り返る

現在既に実施している教育活動の中には、「基礎的・汎用的能力」の育成につながる活動が多くある。そのような教育活動を教師が「基礎的・汎用的能力」の育成につながる活動であると認識して行うことで、教師自身のキャリア教育に対する意識が高まる。その結果、キャリア教育の目標に沿った指導ができ、キャリア教育の目指す資質・能力の育成につなげることができる。

下図は、職場体験活動をキャリア教育の視点で振り返った場合の例を示したものである。



(3) 特別活動を要として教育活動全体をつなぐ

一つ一つの教育活動をキャリア教育の視点で振り返り、特別活動を要として教育活動全体をつないだものが、各学校のキャリア教育の年間指導計画となる。教育活動全体をつなぐことで、学校教育目標の実現に向けたキャリア教育が実践できる。

(4) キャリア・パスポートを活用する

令和2年4月より、すべての小学校、中学校、高等学校において「キャリア・パスポート」の活用が開始されている。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。

参考資料

・「キャリア・パスポート」に関するQ & Aについて（令和4年3月改訂 文部科学省）
 （https://www.mext.go.jp/content/20220314-mxt_jidou01-000007080_1.pdf）



第10章 人権教育

この項目は、「教員等としての資質向上に関する指標」A、C、K、L、M、N、Oに対応しています。

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利です。

日本国憲法は、国民の基本的人権を保障しており、第14条で、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等の原則をうたっています。

しかし、依然として、同和問題をはじめ様々な人権問題があります。長崎県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）には、「女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある人の人権、部落差別（同和問題）、外国人の人権、HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権、犯罪被害者等の人権、インターネットによる人権侵害、性的少数者の人権、その他の人権問題」が重要課題として示されています。このような課題に対して、同基本計画では「県民一人ひとりの基本的人権が尊重され、個人の個性と能力が十分に発揮できるとともに、人権が共存し、ゆとりや楽しさが感じられる、『温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現』を目標としています。

さらに、2016年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が、2023年には「LGBT理解増進法」といった人権に深く関わる法律が施行されています。こうした法整備の面から見ても、現代社会における人権尊重社会の実現は急務であると言えます。

全ての人々が自分らしく安心して生きることができると人権尊重社会を、私たちの不断の努力によって形成していかなければなりません。

1 人権教育の基本的な方針・育成したい資質

長崎県教育委員会は長崎県人権教育基本方針（2009年）の中で、「学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体をとおして、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養い、学校生活などの中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。」としている。

また、文部科学省が示した、人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）では「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」を人権教育の目標としている。「他の人を大切に」にするには、まず、いろいろな欠点も含めて自分を好きになる気持ち、自分自身をかけがえのない存在だと思う感情（自尊感情）が大切である。その感情は、自他ともに不完全さや失敗することがあることを受け入れるとともに、互いに生きる価値があると認識し、全ての人間の尊厳を認める意識につながる。また、全ての教育活動は、全ての人の人権が保障された中で行われることが大切である。



「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（平成20年 文部科学省）

2 人権教育の進め方・留意点

（1）日々の教育実践は、児童の現実をスタートにして考える

かつて、部落差別によって児童たちの学習権が奪われ、困窮した生活を余儀なくされてきた現実を解消することからスタートした同和教育は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす教育として、日本の人権教育へと引き継がれている。

- ① 人権教育は、「こうでなければいけない」「こうあるべきだ」という観念や理念の議論ではなく、児童に寄り添い、学校生活から見られる児童の現実をまるごとつかむこと(実態把握)を大切にする。

<学校生活から見られる児童の現実(例)>

- ・学力の未保障、気になる行動、不登校等厳しい学習状況の児童
- ・放っておくと将来の自己実現と社会参画が危ぶまれる児童
- ・周りからどう思われているかがとても不安な児童
- ・人間関係を思うようにつukれない児童 等

このような児童の現実は、その背景となるものを含めて把握することが大切である。

<児童の現実の背景となるもの(例)>

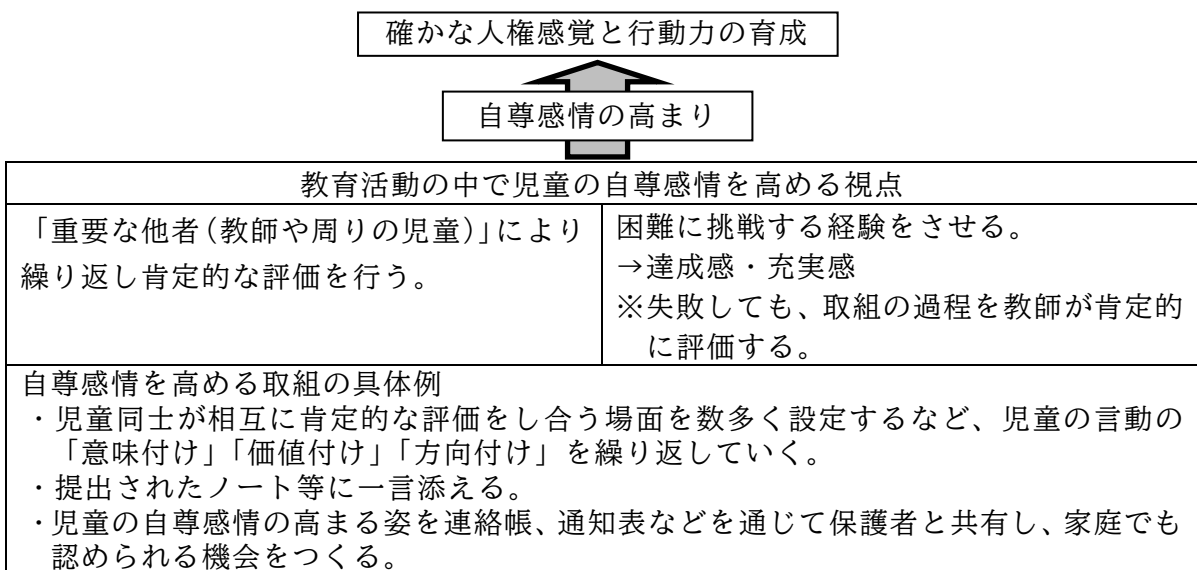
- ・低い自尊心感情 ・競争化社会 ・家族構成 ・少子高齢化 ・経済格差
- ・高度情報化 ・人間関係や地域コミュニティの希薄化 ・貧困 等

- ② 見えてきた現実や生活背景を基に課題を整理し、課題解決に向けて、授業の工夫・改善(指導方法・教材・資料)や集団づくり(班づくり・仲間づくり・協力協働の学び)等の具体的な人権学習に取り組むことや、家庭・地域・行政等との連携が重要である。

(2) 全ての教育活動の中で行う

- 就学前、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等での発達段階を考慮する。
- 人権教育に関する教育目標等は、各領域、各学年・学級の指導目標等に位置付けられ、具体的な指導のめあてとなって児童の活動場面で具現化されなければならない。

(3) 確かな人権感覚と行動力をもつ児童を育むために、児童の自尊心感情を高める。



(4) 全ての児童の進路と学力を保障する

○ 「進路保障」とは

自分の将来を豊かに描き、自己実現する力を獲得させていく「生き方保障」として捉える。そのためには、進学・就職を前にした時だけの課題ではなく、就学前、校種間のつながりを含めた「人権教育の総和」として取り組む。

○ 「学力保障」とは

自分の生き方を豊かにつくり上げ、社会に参画する力を獲得させていく「生きる力」として捉える。そのためには、単に知識量を問うのではなく、児童が学習に意欲をもつこと、自己表現力や自尊感情を高めることも大切である。

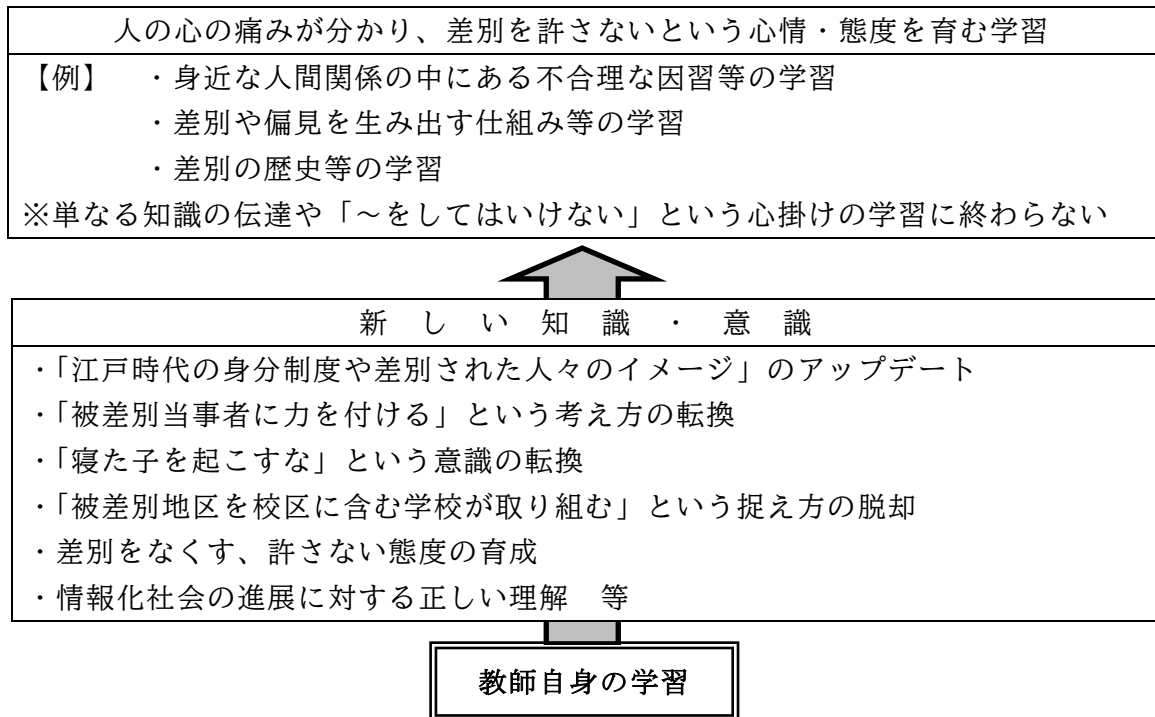
全ての児童の進路や学力を保障するためには、次の3点が重要である。

- ① 一人一人の児童の理解に努め、一人一人を生かす指導を心掛け、「誰も切り捨てない」という姿勢
- ② 児童の姿に学びながら、生活と結び付いた「分かる授業」の構想と実践
- ③ 児童についての情報共有や引継ぎを行い、児童に関わる教職員間、校種間、行政・民間団体等との連携や制度の活用

(5) 差別の歴史や現実から学ぶ

学校現場において児童たちが人権問題に関する用語を不適切に使い、他者をおとしめようとする事案が見られる。

人権教育について学習することが「差別の再生産」や「差別のばらまき」につながらないようにするためには、教師自身が学習を重ね、「新しい知識と意識」をもつことが重要になる。



※ 「差別の歴史」や「現実の教訓」の学習は、児童のより豊かな生き方に反映されなければならない。

(6) 「隠れたカリキュラム」を意識する

隠れたカリキュラムとは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童自らが学びとっていく全ての事柄を指す。

隠れたカリキュラムには適切なものと不適切なものがある。例えば、教師が児童の名前を呼び捨てにしていると、児童は「友達を呼び捨てにしてもいい」と学び取ってしまう。

このように「教師も環境の一部」となることから、教師自身の人権感覚を振り返るとともに、磨き続けることが大切である。

そのためには、日頃から個別の人権課題について学習したり、被差別当事者の思いや苦しみを正しく理解したりすることなどが必要である。

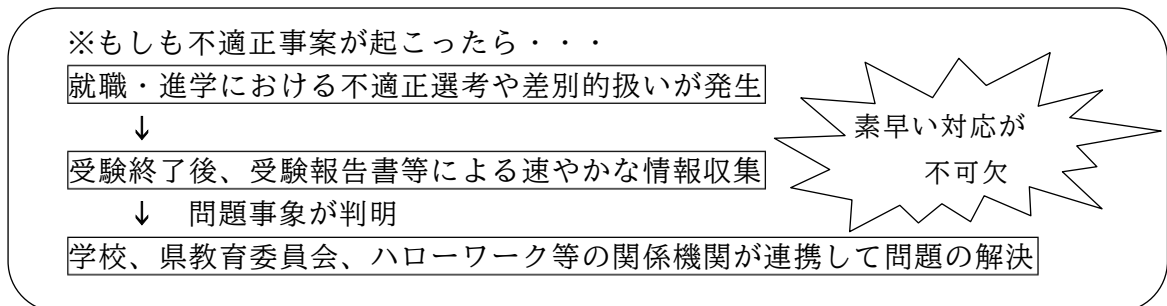
(7) 学級づくりの基盤とする

学級とは、「児童にとって基本的な社会生活の場」「児童がお互いの思いを出し合いながら成長していく舞台」でなければならない。

「安心できる場」の中で、「子供と教師がつながる」、「子供と子供をつなげる」仕掛けをして、多様なつながりを育むための取組が、人権教育の大切な実践となる。

(8) 進路指導と結び付ける

私たちが、日常生活を過ごしていく中では、差別は表面的に見えないことが多くあるが、就職や進学、結婚といった人生の節目に表面化することがある。



問題解決のためには、学校現場において児童自身が人権の視点から不適切な質問に気づき、それに対応する力を育てることが必要不可欠となる。進路に関する学習の中で、人権問題に対する理解と認識を深めていくことが児童自身を守ることにつながる。

また、自分は困らなくても、そのことを質問されることが他者にとって辛い体験になってしまうということに気づき、行動する力を育むことが大切である。

(9) 社会教育や家庭・地域との連携を図る

差別や偏見は、家庭や地域における日常生活の中ですり込まれることがある。よって、人権教育を推進するためには、学校、家庭、地域社会の連携が不可欠である。

- ① 児童の身近な事例を通して、学級通信・学校便り・保護者会・地域の行事等の中で人権についての認識を深めてもらう手立てを講じることが有効である。
- ② 教育の中立性を守り、学校と地域の実情に即した人権教育の推進を展開する必要がある。

(10) 人権尊重社会の形成者を育てる

現在、18歳の生徒には選挙資格が与えられ、令和4年度には成年年齢が18歳に引き下げられた。そこで、児童には、これまで以上に積極的・主体的な社会参画と、確かな人権感覚に基づく適正な判断と行動が求められる。児童会や学級での自治活動は、反差別の学習と仲間づくりの具体的実践の場である。そこでの体験によって得られた自己有用感・達成感・技能などは、「自らも人権尊重社会の一員であるとともに、よりよい社会を創り出せる存在である」という意識・自信・行動につながる。

(11) 「人権教育の四つの側面」からの点検と意識化を図る

人権教育には、四つの側面があると考えられている。日常的教育活動を、この四つの側面を参照して振り返ることで、人権問題や人権教育が自分のこととして意識化されることが期待される。

人権教育の四つの側面
マールゴ・ブラウン

人権の
ための
人権と
しての
人権を
通じて
の
人権に
ついて
の
教育

参考資料

- ・「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」
（平成20年 文部科学省）
（ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm）
- ・「人権教育をすすめるために（第46～52集）」
（平成25～令和5年 長崎県教育委員会）
- ・「長崎県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）」
（令和4年3月 長崎県県民生活環境部 人権・同和対策課）
（ <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2022/03/1648635687.pdf>）
- ・「長崎県人権教育基本方針」（平成21年4月 長崎県教育委員会）
（ <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2013/07/1373439717.pdf>）



[目次に戻る](#)

第11章 ヘキ地・複式教育

この項目は、「教員等としての資質向上に関する指標」D、I、J、K、L、M、N、Pに対応しています。

長崎県は、ヘキ地学校が県内全域に多数所在しています。その多くは、複式学級を有する小規模の学校です。本県教育の充実のためには、ヘキ地・複式教育の充実が欠かせないと言っても過言ではありません。

「個の指導が徹底できる」「全児童一人一人の個性を生かした活躍の場を設定しやすい」「縦のつながりを意識した学び」など、小規模校だからこそその「よさ」が多くあります。

地域性などを正しく理解し、様々な手立てを講じながら、児童の実態に応じた指導を行っていくことが大切です。

1 ヘキ地教育

(1) 本県のヘキ地学校の現状

ヘキ地学校とは、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校、中学校及び義務教育学校」をいう（ヘキ地教育振興法第2条）。本県の場合、その多くは離島部にあり、全国的に見てもヘキ地学校の割合はかなり高い状況にある。

(2) ヘキ地学校の「三特性」

ヘキ地学校においては、「ヘキ地性」「小規模性」「複式形態」（ヘキ地学校の「三特性」）について見直し、その利点を積極的に生かし、教育効果を上げていくことが大切である。

<複式学級編制の基準>

小学校	・ 第1学年を含む複式学級の児童数は8人までとする。 ・ 第1学年を含まない複式学級の児童数は16人までとする。
中学校	・ 複式学級の生徒数は8人までとする。

2 ヘキ地学校・複式学級における学級経営と学習指導

(1) 学級経営

学級経営の考え方は、単式学級も複式学級も基本的には同じである。しかし、複式学級を有する学校は小規模校であるため、学校全体での活動と学級としての活動が一体化しやすい傾向がある。

児童の発達段階を的確に踏まえた指導を重要視することから、全体的なものと各学級で行うものとの分野・役割は関連をもたせながらも区別していくことが大切である。

複式学級の特性を生かした学級経営として次のようなものがある。

① 少人数であることを生かす

- 児童に責任ある役割をもたせるとともに、協力し合って積極的に参加できるようにする。
- 児童の特性を生かして、全員がリーダー的な役割を経験できるようにする。
- 児童と関わる機会や時間を多くもち、その児童の個性を的確に捉え、伸ばす方策を具体的に立てる。

② 複数学年で構成されていることを生かす

- 同一学級内での児童の経験の多様性を生かして、上下学年の区別なく、共通の場で異学年同士の活動を仕組み、児童一人一人の自分の役割に対する意識を高めるようにする。
- 上学年が下学年をリードすることで、リーダーとしても協力者としても、それぞれの立場で協力し合ったり、自らを生かしたりするような場を設定する。

③ 児童同士が協力関係にあることを生かす

日頃からの親密な仲間意識を生かし、全員による共同作業を長期間にわたって継続し、小さな学習集団でも、団結することによって、大きな力になることを体験できる場面を設定する。

(2) 学習指導

① 学習指導計画の類型

複式学級における学習指導は、複数学年の児童を同時に指導していくことから、その指導計画は、教科等の特性も踏まえた工夫が必要である。

指導形態	方法
学年別指導	同じ時間内に学年別に異なる教科や同教科でも内容・程度が異なる教材を学年別に指導する。
両学年合同指導 (A B年度案)	両学年の指導内容を順序性や系統性等を考慮してA年度、B年度に分け、年度ごとに教材を入れ替えて両学年に同じ内容を指導する。

学習指導計画の作成に当たっては、教科の特性や児童の実態、転出入等の動向を踏まえ、よく検討して学校全体で取り組むことが重要である。

② 直接指導と間接指導

直接指導	教師が直接児童に関わり、学習を進めていく指導
間接指導	一方の学年が直接指導のときに、他方の学年に対して、児童のみで主体的に学習活動が進められるように行う指導

学年別指導による学習指導の最大の課題は、児童にとって自らの手で学び取る能力や態度を身に付ける主体的な学習の場である間接指導をいかに効果的に行うかである。

③ 間接指導を効果的に行うための手立て

- 学習意欲を育てること
 - ・学習のめあてを具体的に提示する。
 - ・必要に応じて指導内容を細分化し、成就感を味わうことができるようにする。
 - ・積極的に承認、称賛を行う。
- 学び方の定着を図ること
 - ・聞き方、話し方、書き方等学習規律の徹底を図る。
 - ・ガイド学習や学習の手引き等を活用し、主体的な学習の定着を図る。
 - ・資料及びICT機器等の活用方法が分かるようにする。

④ ガイドの役割とフォロワーの育成

ガイド学習は、進行役としてのガイドと共同学習者としてのフォロワーによって進められる。教師はガイド役との事前の打合せ、授業中の助言等を適切に行い、児童が自信をもって進行できるように支援する。

主体的な間接指導が成り立つ条件
・次に何をすることが明確であること（手掛かりとなるものがあること） ・全員が学習の進め方を理解していること ・困ったとき、早く終わったときにどうするかを全員が分かっていること ・全員が関わり合い、支え合うことのできる集団となっていること

⑤ 学習資料等の充実

学習資料（ワークシート等）の具備すべき条件
・本時のねらい達成につながるものであること ・具体的学習課題や学習の道筋を示唆する内容であること ・児童の能力に応じた内容、分量であること ・教材に即して、重要事項が焦点化され、精選されていること ・ノート指導につながるものであること

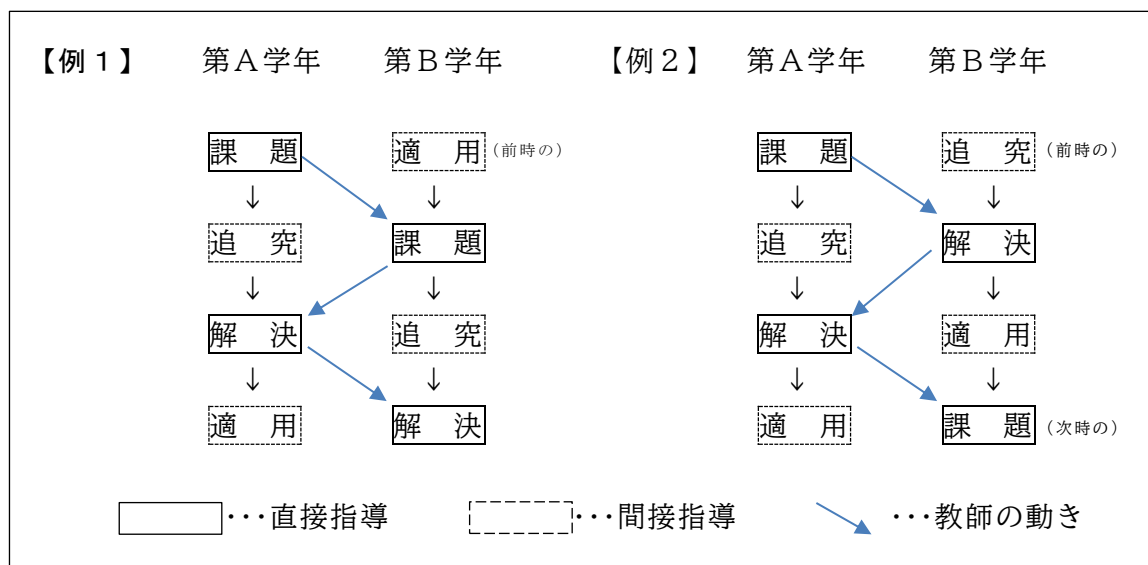
⑥ 指導過程の「ずらし」と「わたり」

複式学級における学習では、間接指導時に教師の手を離れて児童自らの力で学習を進めていくことが必要になるため、指導過程の工夫が必要である。

<問題解決的な学習>

課題把握 (つかむ)	課題追究 (しらべる)	解決・定着 (たしかめる)	適用・発展 (ふかめる)
主に直接指導	主に間接指導	主に直接指導	主に間接指導

学習活動を無理なく効果的に行うために、一方の学年の学習過程を「ずらした組合せ」のことを「ずらし」といい、例えば次のような方法をとる。



【例1】【例2】の → 印のように、教師は一方の学年から他の学年へ移動して交互に直接指導を行う。この学年間を「わたり歩く」教師の動きを「わたり」という。

さらに、間接指導中の学年にも気を配りながら、必要に応じて直接指導を行う場合がある。これを「小わたり」という。

⑦ 合同学習と集合学習

少人数でも、教科の特性を十分に生かした学習が行えるように、「合同学習」や「集合学習」と呼ばれる学習形態もある。

合同学習	同一学校内で2学級以上の学級が合同で学習する学習形態で、主に体育科、音楽科、図画工作科等で実施されている。
集合学習	同一地域の2校以上の児童が集まって、一緒に学習する形態で、相互交流によって学習活動が集団化されることで多様な効果が期待できる。

⑧ ICT活用

ネットワーク環境の整備や充実により、タブレットPCやテレビ会議システムなどのICTを活用することで、児童が多様な考え方や価値に触れ、相手意識をもって自己表現を行う等の場面設定が可能である。

参考資料

・「ヘキ地教育振興法」（昭和29年法律第143号）

（ <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329AC0000000143>）

・「複式ガイドブック『子どもの学びを支える複式授業』」

（平成19年3月 長崎県教育センター）

（ https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/center_kyouikujoyouhou/center_hakouseikabutu/653781.html）



[目次に戻る](#)

第12章 健康安全教育的

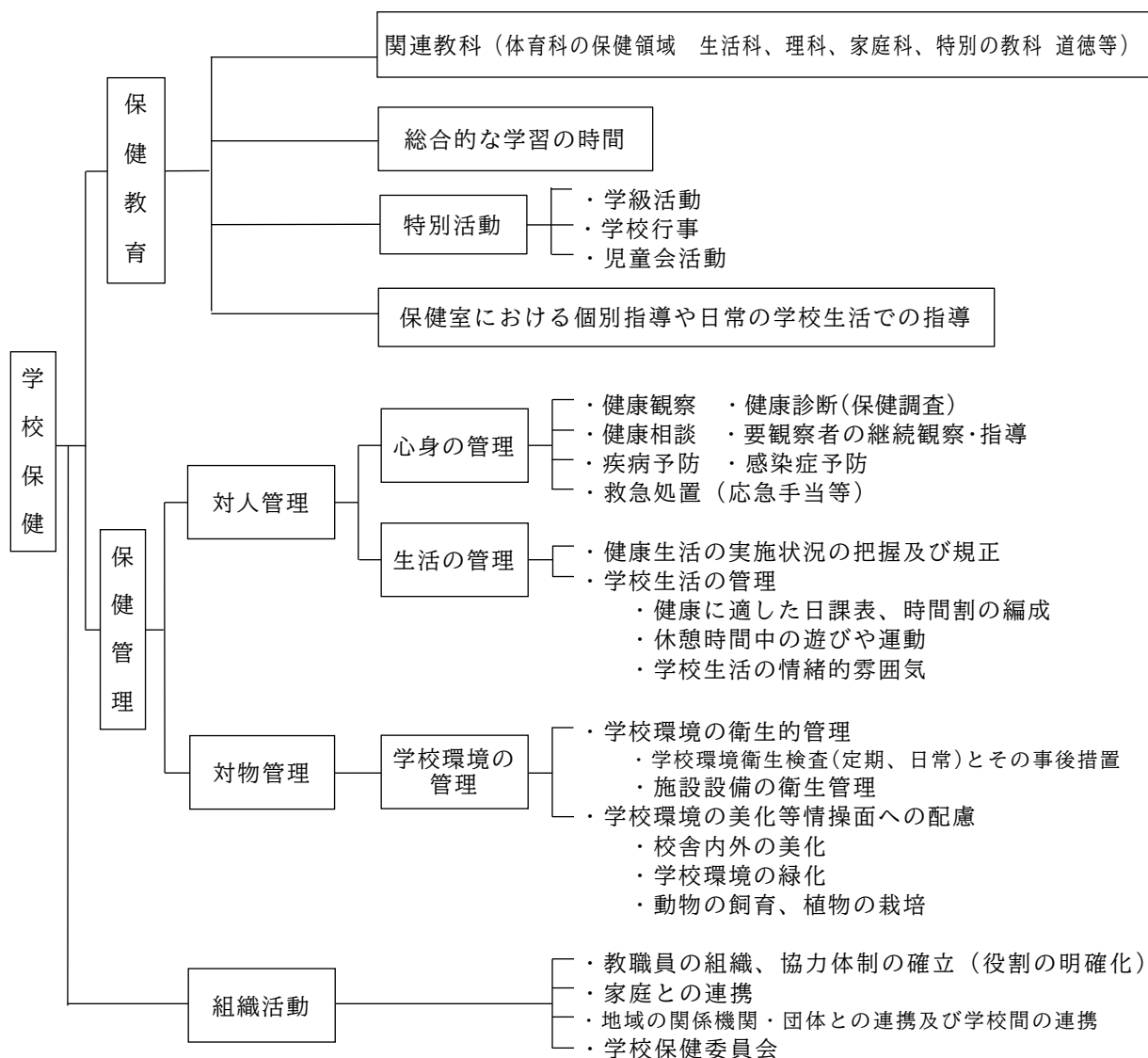
この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」のHに対応しています。

学校における健康安全教育的の目的は、児童一人一人が発達段階に応じ、心身の健康・安全の価値を認識し、日々の生活の中で望ましい生活習慣を形成していくことができるようにすることです。そのためには、生涯にわたって健康・安全の保持増進を図り、活力ある生活を営むことができるよう、教育活動全体を通して基礎を育成する必要があります。

学校における教育活動は、常に児童が現在から将来にわたって健康的で安全な生活の基礎・基本について考え、自律的に行動ができるように意図的に行うことが大切です。

1 学校保健

(1) 学校保健の構造



(2) 保健教育

学校における保健教育は、「健康の価値を認識し、自ら課題を見つけ、健康に関する知識を理解し、主体的に考え、判断し、行動し、よりよく課題を解決する」資質や能力の育成を重視して行われる。

小学校における保健教育は、体育科を中心に各教科等において、それぞれの目標や内容に即して指導が行われている。児童の健康に関する資質や能力を育成するためには、体育科、特別活動、総合的な学習の時間の特質に応じ、相互に連携させる指導の充実が求められる。

さらに、集団を対象とした指導と、個人を対象とした指導に大別して計画的・継続的かつ組織的に指導を行い、健康課題の内容によっては、専門性をもった養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の協力を得て指導に当たるなど、児童の健康上の問題が解決されていくようにしなければならない。

学校保健を推進するに当たっての学級担任等の留意点は、次のとおりである。

① 健康観察

児童の健康状態を常に把握しておくことは、教育活動を推進する上で極めて重要である。健康観察は随時行うが、特に朝の健康観察は、その日の学校生活に支障はないか、感染症の初期症状はないかなどを知るために大切である。また、体調不良のみならず、心理的なストレスや悩み、いじめや不登校、虐待や精神疾患等心の健康問題等にも留意して、担任は児童の顔つきや動作、返答の仕方等を観察する。観察の結果、気になること等があれば、必要に応じて管理職や養護教諭等の助言を得て、保護者と連絡をとるなど、関係者との連携を図り適切な処置を行うことが大切である。

② 健康相談

児童の心身の健康に関する問題に対しては、児童や保護者、関係者が連携し、相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応することができるよう支援する。また、相談は一対一で行うことに限定されるものではなく、関係者の連携の下、教育活動のあらゆる機会を捉えて行い、児童への指導や保護者への助言につなげていくことが大切である。

③ 健康診断

健康診断は、学校における保健管理の重要事項の一つで、大切な学校行事である。個々の児童の発育・健康状態を把握するとともに、児童の健康への関心を高め、自主的に健康生活を実践するために必要な能力や態度を養うなどのねらいがある。実施するに当たっては、全職員が趣旨を理解し、組織的かつ計画的に行わなければならない。児童に対しては、事前・実施・事後の各段階で、目的などを理解させ、結果に基づいて健康の保持・増進に対する意識を高めることが必要である。また、事後には、個々の健康問題に応じて速やかに措置することが大切である。

④ 救急処置・緊急時の対応

緊急事態発生時は、何よりも児童の生命の安全を優先する。場に応じた冷静で的確な対応が必要である。児童が身体の不調を訴えるなど、様子がおかしい場合は、詳しく症状を聞き、よく観察した上で、必要に応じて養護教諭の助言を得て適切に処置する。学校における救急処置は、医療機関に送るまでの応急手当にとどめ、診断を阻害するような処置はしないようにする。

また、各学校で作成している緊急時対応マニュアル等を理解しておくことが大切である。

⑤ 保健室の活用

保健室は、健康診断、健康相談、感染症の予防、疾病管理、保健指導、健康評価、保健委員会等の組織活動、救急処置、健康情報の収集・分析等の機能をもっている。学校保健を充実させるために、これらの機能を生かした組織活動の充実が求められる。そのため、普段から教諭、養護教諭や保健主事等と職員間のコミュニケーションを密にしておくことが大切である。

2 学校安全

(1) 学校安全のねらい

学校安全は、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」とする。）が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

(2) 安全を守るための取組を進める上での危機管理の三段階

- ① 安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための「事前の危機管理」
- ② 事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための「発生時の危機管理」
- ③ 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る「事後の危機管理」

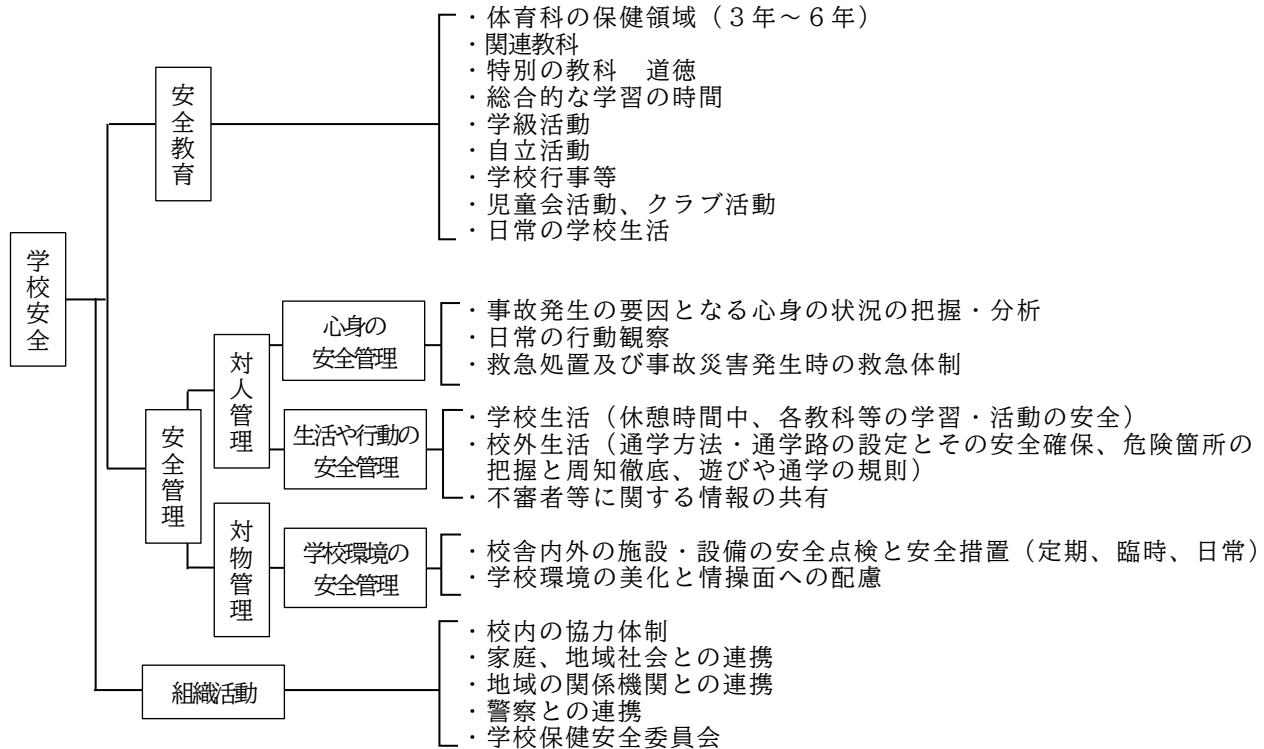
(3) 学校安全の三領域

- ① 生活安全（日常生活で起こる事件・事故、誘拐や傷害などの犯罪）
- ② 交通安全（様々な交通場面における危険と安全）
- ③ 災害安全（地震、津波、火山活動、風水（雪）害等や火災、原子力災害）

※ 今後想定される新たな危機事象

- ・学校への犯罪予告
- ・周辺でのテロの発生
- ・「全国瞬時警報システム（Jアラート）」による情報伝達への対応
- ・インターネット（SNS）上の犯罪
- ・性犯罪（性暴力も含む）

(4) 学校安全の構造



① 安全教育

◎ 児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにする教育

指導は、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科等においてもそれぞれの特質に応じて適切に行う。特に、新たな危機事象への指導に関しては、児童生徒等を取り巻く環境の変化に対して、関係機関と連携を図ることで指導の充実を推進していくことが求められる。

※ 学校で考えられる新たな危機事象についての安全教育

自治体の避難訓練と合わせた訓練、国民保護計画の定めに基づいた訓練、情報モラル（リテラシー）教育、生命（いのち）の安全教育等

安全に関する資質・能力は次のとおりである。

<知識及び技能>

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能

<思考力、判断力、表現力等>

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力

<学びに向かう力、人間性等>

安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度

② 安全管理

◎ 児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えること

学校における安全管理には、対人管理と対物管理があるが、中でも事故の要因となる環境の管理は重要であることから、校舎内外の施設設備の安全点検や安全措置、危険箇所の安全点検を十分に行わなければならない。

学級担任は安全管理と安全教育との関連を図り、次のような視点から事故防止に努めなければならない。

ア 生活安全の領域における安全管理

- 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- 各教科、学校行事、クラブ活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査
- 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- その他必要な事項

イ 交通安全の領域における安全管理

- 通学路の設定と安全点検
- 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- 自転車の使用に関するきまりの設定
- 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- その他必要な事項

※ 通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること

ウ 災害安全の領域における安全管理

- 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- その他必要な事項

※ 災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること

③ 組織活動

◎ 安全教育と安全管理の活動を円滑に進めるための活動

組織活動が円滑に推進されるには、校内の協力体制が組織化されていることが必要である。また、家庭や地域の関係機関と十分な連携を図るとともに、学校安全に対する教師の計画的な研修が望まれる。

3 食育

食生活の多様化が進む中で、欠食や孤食の増加及び偏った栄養摂取、生活習慣病の低年齢化など児童を取り巻く様々な課題が生じている。

こうした現状を背景として「食に関する指導」は、学校における教育活動全体の中で広く展開されるものである。

(1) 食に関する指導の目標

[食に関する指導の目標]

<知識及び技能>

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

<思考力、判断力、表現力等>

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

<学びに向かう力、人間性等>

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

[食育の視点]

- ① 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ② 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ③ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
- ④ 食物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ⑤ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
- ⑥ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

(2) 食に関する指導の実践

① 各教科等における食に関する指導

各教科等における指導においては、特別活動の指導内容と関連付けて指導するなど、横断的・総合的に指導する工夫が必要である。また、指導に当たっては地域や学校、児童の実態に応じて課題を明確にし、学校の教育活動全体を通して、日常の生活の中で応用・発展できるようにしていくことが大切である。

② 総合的な学習の時間の活用

総合的な学習の時間では、教科等の枠を越えた学習や、児童の興味・関心等に基づく学習などが展開される。食を通して自らの健康管理ができる児童を育成するために、健康と食に関する学習課題を取り上げる。指導に当たっては、地域の教材や学習環境の積極的な活用を図ることが大切である。

③ 家庭・地域との連携

食に関する指導を充実し、日常生活に生かすことができる能力を育成するためには、保護者の理解を深め、家庭や地域と連携して指導を進めることが大切である。

学校から必要に応じて保護者や地域に対して食生活についての助言をしたり、情報を提供したりすることにより、指導の効果が高まる。また、保護者や地域の協力を得て、体験活動等を進めることでより効果的な指導へとつなげることができる。

④ 栄養教諭との連携

児童の栄養に関する指導及び管理をつかさどる栄養教諭と連携することで、専門的な指導を行うことができる。栄養教諭の指導は、TT（ティームティーチング）が基本である。授業者と栄養教諭の役割分担を明確にしたうえで、指導に臨むことが大切である。

4 学校給食

（1）学校給食の教育的意義

学校給食は学校給食法に基づき、児童の心身の健全な発達に役立てるとともに、国民の食生活の改善に寄与することを目的として、学校教育活動の一環として実施される。具体的な意義として次のようなことを挙げることができる。

- ① 健康増進、体位の向上及び望ましい食習慣の形成
- ② 好ましい人間関係と豊かな人間性の育成
- ③ 衛生的な食習慣の形成
- ④ 食文化（郷土食、行事食等）への関心、食料生産、流通、消費への理解
- ⑤ 生命（自然）尊重、環境保全の態度の育成

特に、小学校においては、楽しく会食すること、健康によい食事のとり方、給食時の衛生面、環境の整備など、望ましい食事の在り方を体得させるとともに、食事を通して好ましい人間関係の育成を図る場として有効に活用し、給食指導を充実させることによって学級経営にも大きな効果が期待できる。

（2）給食指導の内容と進め方

学校給食に関する指導は、「生きる力」を育む健康教育の一環として、主として給食の時間に指導する。特に、指導する内容については、学級活動の時間等に計画的に取り上げて指導することになる。

① 給食の時間における指導

- ア 食事のマナー、楽しい会食
- イ 健康によい食事のとり方
- ウ 安全・衛生に留意した食事の準備や後片付け
- エ 教室環境の整備、食事にあふさわしい雰囲気づくり
- オ 食文化（郷土食・行事食）への関心、地産地消への理解
- カ 感謝の気持ち

② 学級活動の時間における指導

- ア 低学年では、食事前の手洗い、準備、後片付け、はしの正しい使い方など、食事の基本的な手順、マナーなどを身に付けることに重点をおく。
- イ 中・高学年では、食品の組合せと栄養のバランス、健康管理と栄養の問題を取り上げ、望ましい食事の在り方についての理解を深める等、自らよりよい食事を目指す態度を養うことに重点をおく。

③ 教科等における指導

- ア 学校給食と各教科との関連を考慮（指導内容の確実な定着、学習への動機付け）
- イ 学校給食と道徳教育との関連を考慮（課題の把握、食への感謝等）
- ウ 学校給食と保健指導（手洗いやうがい、そしゃくや偏食等）との関連を考慮（望ましい習慣の形成）

④ その他の教育活動の時間における指導

- ア 健康安全・体育的行事における指導
- イ 児童会活動における指導（学校行事、地域の伝統的な行事等）
- ウ 随時行う指導（朝・帰りの会、集会、「給食だより」の活用等）

※ また、食物アレルギーを有する児童が、他の児童と同じように学校給食を楽しむことを目指すことは大切である。学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないために校内体制を整備し、保護者や医療機関等との連携を密にして、組織的に取り組む必要がある。

※食物アレルギーに関する教職員の役割例

<保健主事>

- ・食物アレルギー対応委員会を開催する。
- ・食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全職員間で連携を図る。

<教職員>

- ・食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プランを情報共有する。
- ・緊急措置方法等について共通理解を図る。
- ・学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童の内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。

<学級担任>

- ・食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法について把握する。
- ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ・給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実に言い、誤食を予防する。また、楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。
- ・食物アレルギーを有する児童の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。
- ・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。
- ・他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

＜養護教諭＞

- ・食物アレルギーを有する生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（緊急措置の方法や連絡先の確認等）を立案する。
- ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ・食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。
- ・主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。

＜栄養教諭及び学校栄養職員＞

- ・食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別の取組プラン等を立案する。
 - ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
 - ・安全な給食提供環境を構築する。
 - ・マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。
- ※ 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）から抜粋

参考資料

- ・「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月 文部科学省）
（ https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiefieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
（ https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afiefieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf）
- ・「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（平成31年3月 文部科学省）
（ https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm）
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）
（ https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiefieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf）



[目次に戻る](#)

第13章 家庭や地域との連携及び協働と学校間の連携

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」Fに対応しています。

学校における教育活動が、学校の教育目標に沿って、効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要です。そのためには、学校の教育方針や特色ある教育活動、児童の状況等を家庭や地域社会に丁寧に説明し、理解を求め協力を得ることや、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要です。家庭や地域社会と積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成や実施に生かしていきましょう。

また、学校同士が積極的に交流を深めることによって、児童の学校生活をより豊かにするとともに、人間関係や経験を広げることができます。計画的、継続的に学校間の連携に取り組みましょう。

1 連携及び協働の基本的な考え

(1) 連携及び協働の意義

児童の健やかな成長のためには、学校が家庭や地域社会、学校間の連携を深め、学校内外における児童の生活の充実と活性化を図ることが大切である。これらの必要性についての法的根拠と学習指導要領における位置付けは次のとおりである。

<教育基本法 第13条>

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

<小学校学習指導要領 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項>

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

(2) 連携及び協働のポイント

- 家庭からの相談や地域からの要望は、信頼関係を築くチャンスであるため、思いや願いを誠実に受け止め、得られた情報について校内で共有を図る。
- 教育活動を計画する際には、家庭及び地域の人々と連携した取組を行うことができないか検討する。
- 教師が地域のボランティア活動に参加するなど、家庭や地域との関わりを積極的にもつことを心掛ける。
- 事前に、交流校同士で連携及び交流の目的、方法等について共通理解を図る。

2 保護者との連携及び協働

(1) 連携及び協働の意義

保護者の理解と協力を得ることで、児童の基本的な生活習慣や学習習慣の確立等、学校の教育活動の充実につながる。

(2) 連携及び協働のポイント

- 学校や学級の教育方針とともに児童の成長への担任の願いを伝え、お互いの役割を明確にし、協力体制をつくる。
- 連絡帳、学級通信、保護者会、家庭訪問等で、児童一人一人の学校生活の様子や長所、さらに伸ばしたいこと等を積極的に伝えとともに、保護者の意見を十分に聞くことに努める。

3 P T Aとの連携及び協働

(1) P T Aの目的

保護者と教職員によって学校ごとに組織され、児童の健全な育成を図ることを目的としている。

(2) 活動内容

各学校によって異なるが、一般的に次のような活動を行う。

- 家庭教育や学校教育についての話し合いや学校外における諸活動や健全育成についての活動
- 地域や各種機関・団体と連携した活動

4 地域社会との連携及び協働

(1) 連携及び協働の意義

- 地域の人々が身に付けている知識や経験を教育活動に生かすことができる。
- 自然体験や生活体験活動、地域の人々との交流活動を行うことは、児童の自己肯定感を高め、よりよい人格形成につながる。

- 地域に伝わる様々な伝統文化の継承に向けた取組を推進したり、学校におけるふるさと学習の充実を図ったりすることは、郷土愛の育成につながる。

(2) 学校支援会議における取組

- 長崎県の全公立小・中・義務教育学校には、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで児童を育てる体制を整えることを目的として、学校支援会議が設置され、登下校の安全確保等様々な取組を行っている。
- 学校支援会議と学校評議員会、学校関係者評価委員会等の機能を整理・統合し、コミュニティ・スクールとして発展させる取組が進められている。

5 世代を越えた交流の機会

(1) 交流の意義

- 高齢者と触れ合い交流することにより、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育て、様々な知識や人間としての生き方を学ぶことができる。
- 異年齢の児童生徒との交流活動を通して、様々な人との関わり方を学んだり、自己肯定感が高まったりする。

(2) 交流の実際

各学校によって異なるが、一般的に次のような活動がある。

- 総合的な学習の時間や特別活動等を活用して、授業や学校行事等に地域の高齢者を招待する。
- 高齢者福祉施設等を訪問し、高齢者の豊かな体験に基づく話を聞いたり、簡単な手伝いをしたりするなどといった体験活動を行う。
- 異年齢の児童生徒や地域の様々な人々でボランティア活動を共に行うなど世代を越えた交流を図る。

6 学校間の連携や交流

(1) 交流及び共同学習の意義

- 児童の人間関係や経験を広げることにつながる。
- 教師が、学校相互の幼児児童生徒の実態や指導の在り方等について理解を深めることで、それぞれの学校段階の役割を再確認することができる。
- 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習を行うことによって、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合いながら生きていくことの大切さを学ぶことができる。

(2) 連携や交流を図る際の留意点

- 近隣の学校だけではなく、異なった地域の学校間や異なる校種間等、幅広い連携や交流を行う。

- 日常の様々な場面での活動や学校行事や学習を中心にした活動等の直接的なもの、文通や作品の交換といった間接的なものがあるため、目的に応じた連携や共同学習の行い方を工夫する。

7 ふるさと教育

長崎県の「ふるさと教育」とは、次のように定義される。

ふるさと長崎の魅力を実感し、愛着と誇りを持ち、さらに承継発展させようとする意欲や態度、ふるさとに貢献したいという意識を育む教育。

また、将来、地元で地域社会や産業を支える人材や、県外や海外から本県の発展に貢献する人材の育成。

グローバル化が進む今日の社会において、日本人としての自覚と誇りを持ち、国際社会で主体的に生きていくことが求められている。そのような社会を生きる子供たちには、自分たちが暮らす郷土の自然や歴史、文化、産業について知り、そのよさを再発見することを通して、郷土への誇りと愛情をもつことが必要である。特に人口減少が著しい本県においてはふるさとの未来を担う若者の意識を醸成することが重要となっている。

学校教育においては、発達段階に応じたふるさと教育を保護者や地域との協働のもと展開することが求められている。

各学校においては、関係機関の協力を得て、ふるさとの歴史や自然を学ぶための実地研修や、環境や福祉などに関して地域の実態に目を向けた学習活動を通して、地域を活性化させ、持続可能な社会に参画する力や、地域の課題解決に向けて主体的に関わることのできる資質・能力を育成することが求められる。

(1) 発達段階に応じたふるさと教育

	ねらい	主な活動（例）
小学校	多様な体験・交流活動を通して地域のことを知る。	各市町が作成した副読本を活用し、自分が住む市町や本県の自然、歴史、文化、人々の努力や工夫等、ふるさとのよさについて体験的に学ぶ。
中学校	地域のよさに気付くとともに、当事者意識をもって、地域の課題について考える。	小学校での活動に加え、郷土学習資料「ふるさと長崎県」を活用し、地域の伝統を継承する活動や地域課題について考える活動等に取り組む。
高等学校	当事者の一員として、ふるさとに対して何ができるのかを考え実践する。	中学校での学びを基に、各学校や専門性を生かし、地域の課題解決や地域の活性化に向けた取組を行う。

(2) ふるさと教育の取組にあたってのポイント

- ① 我が国の伝統や文化に関する学習の充実
 - 各教科や総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間において、我が国の伝統文化に触れる学習を充実させる。
 - 我が国の地理や歴史、今日の平和と繁栄を築いた先人の業績や生き方について理解を深め、愛情を育むことができるようにする。
- ② 郷土に関する学習の充実
 - 本県独自の郷土学習教材「ふるさと長崎県」や各市町作成の副読本を活用することにより、郷土についての教育の充実を図る。
 - 地域の課題を発見し、それらの課題にどう立ち向かうか主体的に考え、行動する学習を行うことにより、地域社会の一員として必要な資質・能力を育成する。
- ③ 地域と連携・協働しながら展開
 - 学校支援会議やコミュニティ・スクールの制度を活用し、地域と一体となった活動を目指す。
 - 企業や行政機関等との連携を図り活動を展開する。

参考資料

・令和6年度「ふるさと長崎県」（長崎県教育委員会）
( <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/shochuko/jigyoku-chousa-shochuko/kyoudo/>)



[目次に戻る](#)

◆ 長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標

①教諭等用

長崎県 教諭等としての資質の向上に関する指標（令和5年3月改訂）	職名	校種
	教諭等	小中高特

ステージ （求められる姿） 視 点		第0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		新規採用時	1～5年目	6年目～11年目	12年目～16年目	17年目～
		新規採用教員として、学習指導や生徒指導等の基礎的な事項を理解している	組織の一員として教育活動を展開し、学習指導や生徒指導等の実践力を磨く	プレミドルリーダーとして、組織運営に参画したり、学習指導や生徒指導等の専門性を高めたりする	ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、学習指導や生徒指導等の高度な実践を展開したりする	組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、学習指導や生徒指導等における高度な指導力を教職員に広げたりする
(1) 教職に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている 人権意識、人権感覚を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる 人権尊重に基づいた児童生徒理解をし、指導するとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる		法令遵守の精神を教職員に指導することができる 学校の人権教育を企画、推進することができる	
	B 対人関係能力 社会性	他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に努めている	自分や学級の児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学年（学校）で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関わる課題を把握し、教職員の意見等をとりまとめ、実効策を示すことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員に指導助言をし、改善に努めることができる
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもっている	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する動きができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる	
	D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特徴（地理、歴史、文化等）を理解し、愛着をもっている	長崎県の特徴を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる		長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもたせ、そのよさや課題について学習を仕組むことができる	
(2) 学校運営 連携・協働	E 組織運営力 同僚性・協働性	学級担任の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している	学校教育目標を理解するとともに、学級経営及び教科経営の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学級経営、教科経営及び学年経営等の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる	教科経営や組織運営において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができる	教科経営や組織運営において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげたり、教職員に指導助言をしたりすることができる
	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の仕方を理解している	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができる	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる	
	G 危機管理能力	学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解している	安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる	危機の未然防止のための組織的対応、学校環境の抜本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる

(3) 教育課程 学習指導	H 教科等に関する 知識・教養		担当する教科等に関する基礎的知識を身に付けている	担当する教科等に関する知識を高め、指導に生かすことができる	担当する教科等に関する専門的知識を身に付け、指導に生かすことができる	担当する教科等における専門性を高め続けるとともに、学校の学習指導上の課題について、教職員に指導助言をすることができる	
	I 授業構想力		学習指導要領の内容やカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、授業場面に応じた授業設計の方法を身に付けている	カリキュラム・マネジメントの考え方を理解し、地域の人材等を活用するなどして、学習指導要領及び児童生徒の実態に基づいて指導計画を作成し、授業を組み立てることができる	カリキュラム・マネジメントの考え方を生かし、地域の人材等を活用するなどして、学習指導要領及び児童生徒の実態に基づいた指導計画を作成し、深い学びの実現を図る単元や授業の組み立てを工夫することができる	学習指導要領及び自校の特色に基づき、地域との連携・協働を図って、カリキュラム・マネジメントの考え方を生かして指導計画を立案し、実施することができる	学習指導要領及び自校や地域の特色に応じたカリキュラムを考え、具体化に向けて取り組むことができる
	J 授業展開力		授業展開に必要な基礎的スキルを理解するとともに、適切な教材を活用する基礎的な能力を身に付けている	児童生徒の実態を踏まえ、基礎的なスキルを向上させるとともに、適切な教材を活用した授業を展開することができる	児童生徒の特性を理解し、教科等の見方・考え方を生かすなどして、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開することができる	児童生徒の特性を理解し、教科等の見方・考え方を生かすなどして、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開するとともに、教職員に指導助言をすることができる	学校の課題解決を図るための授業展開を工夫し、授業改善に向けて教職員に指導助言をすることができる
(4) 学級経営 児童生徒理解 生徒指導 等	K 集団づくりの力		理想とする学級像をもち、児童生徒の発達段階に応じた集団の在り方を理解している	学級の児童生徒一人一人の実態や学級の課題を捉え、個々の自立を促し、相互に高め合う集団づくりを目指すことができる	学年全体の児童生徒の実態を把握し、より望ましい集団づくりを組織的に進めることができる	学校全体の児童生徒の実態を把握するとともに、課題に応じた対応策を提案し、実践することができる	
	L 児童生徒理解力		教育相談の意義や理論、必要な基礎的知識（カウンセリングに関する基礎的事柄を含む）を理解している	教育相談の基礎的なスキルを身に付けるとともに、児童生徒に寄り添い、気持ちや行動の背景を理解しようとする	教育相談や日常の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の背景を理解することができる	教育相談や日常の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の背景を多様な角度から理解することができる	望ましい教育相談の在り方や、日常の観察の視点等について、教職員に指導助言をし、学校全体の児童生徒理解力を高めることができる
	M 個別の児童生徒への 対応力		児童生徒の状況を把握するための基礎的な事項や校内外の連携も含めた対応の在り方を理解している	個々の児童生徒の状況を理解し、先輩教員からの助言を受けながら、状況に応じた適切な指導や支援をすることができる	個々の児童生徒の状況を理解し、同僚と協力しながら、状況に応じた適切な指導や支援をすることができる	個々の児童生徒の状況に応じて適切な指導や支援をするとともに、保護者や他機関と連携し、生徒指導体制を構築することができる	指導や支援が必要な児童生徒への対応方針を立て、保護者や他機関と連携を図りながら、生徒指導体制を強化することができる
	N 児童生徒の将来を 育む力		キャリア教育の意義や考え方及び指導の在り方を理解し、児童生徒の夢や憧れ、志を育もうとする意欲をもっている	キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を仕組むことができる	キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を深化させることができる	学校全体のキャリア教育を推進し、全校の児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を企画、実践することができる	学校全体のキャリア教育を推進し、その意義や方法、評価の在り方等を教職員に浸透させることができる
(5) 特別支援教育	O 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力	小中高	特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的な事項を理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の障害に対する適切な対応を行うことができる	個々の障害に対して適切に対応するとともに、特別支援教育の理念や意義を全体の教育に反映させることができる	保護者や関係機関等と連携し、個別の対応を充実させたり、学校の特別支援教育体制を構築したりすることができる	個別の対応について教職員に指導助言をしたり、中核となって学校の特別支援教育体制を強化したりすることができる
		特	特別支援教育の意義を理解するとともに、障害種について基礎的な知識を身に付けている	障害特性を理解し、個々の発達課題について適切な把握及び対応を行うことができる	様々な障害に対して理解を深め、発達課題に応じた指導計画の立案、改善及び指導や支援を適切に行うことができる	保護者や関係機関等との相談を適切に行うとともに、教職員に指導助言をすることができる	様々な障害について高度な専門的知識と指導力を持ち、中核となって特別支援教育を推進することができる
(6) ICTや情報・教育データの活用	P ICTの利活用 情報活用能力の育成		資質・能力の育成を目指し、授業及び校務におけるICTの利活用の目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	資質・能力の育成を目指し、ICTを利活用した授業を展開するとともに、校務の情報化を図ることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に利活用した授業を展開するとともに、校務の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に利活用した効果的な授業を展開するとともに、校務全体の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	教育活動全体を通して資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に利活用し、組織的に授業改善を行うとともに、学校組織全体で校務の情報化を推進することができる
	Q 教育データの利活用		教育データの適切な利活用について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	各種システム等の教育データを利活用して、よりよい学びの創出を目指した授業実践等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する授業実践等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する授業実践等を学校組織全体で推進することができる	

②養護教諭用

長崎県 養護教諭としての資質の向上に関する指標（令和5年3月改訂）	職名	校種
	養護教諭	小中高特

ステージ （求められる姿） 視 点		第0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		新規採用時	1～5年目	6年目～11年目	12年目～16年目	17年目～
		新規採用教員として、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の基礎的な事項を理解している	組織の一員として教育活動を展開し、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の実践力を磨く	プレミドルリーダーとして、組織運営に参画したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の専門性を高めたりする	ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の高度な実践を展開したりする	組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等における高度な指導力を教職員に広げたりする
(1) 教職に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている 人権意識、人権感覚を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる 人権尊重に基づいた児童生徒理解をし、指導するとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる	法令遵守の精神を教職員に指導することができる 学校の人権教育を企画、推進することができる		
	B 対人関係能力 社会性	他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に努めている	自分や児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学年（学校）で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関わる課題を把握し、教職員の意見等をとりまとめ、実効策を示すことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員に指導助言をし、改善に努めることができる
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもっている	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する働きができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる	
	D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特色（地理、歴史、文化等）を理解し、愛着をもっている	長崎県の特色を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる		長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもち、そのよさや課題について学習を仕組むことができる	
(2) 学校運営 連携・協働	E 組織運営力 同僚性・協働性	養護教諭の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している	学校教育目標を理解するとともに、学校保健にかかる活動を計画し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学校保健にかかる活動を計画し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる	学校保健にかかる活動において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができる	学校保健にかかる活動において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげたり、教職員に指導助言をしたりすることができる
	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の仕方を理解している	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができる	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる	
	G 危機管理能力	学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解している	安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる	危機の未然防止のための組織的対応、学校環境の抜本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる

(3) 養護教諭の専門領域 における職務	H 保健管理		学校保健安全法を理解するとともに、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、保健管理を実践できる基礎的な知識を身に付けている	児童生徒の健康課題を把握し、課題解決に向けて取り組みながら、適切かつ円滑に保健管理を実践することができる		保健管理について中核的役割を果たすとともに、保健情報を総合的に評価し、把握した健康課題の解決に向けて組織的対応ができる	学校における事件事故・災害に備えた救急体制や心のケアの支援体制を整えるなど、保健管理について学校運営に参画することができる
	I 保健教育		学習指導要領の内容を理解するとともに、保健教育を実践できる基本的な知識を身に付けている	学習指導要領を踏まえながら、養護教諭の専門性を生かした保健教育ができる	児童生徒の発達段階や健康課題に応じて、教材を工夫し、関係職員等と連携しながら、効果的な保健教育に取り組む事ができる		保健教育について、教育課程の編成・実践・評価をもとに全体計画を作成することができる
	J 健康相談		学校保健安全法を理解するとともに、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、健康相談を実践できる基礎的な知識を身に付けている	健康診断の結果や日常の保健室来室状況等を踏まえて、他の教職員と連携しながら児童生徒の発達段階や健康課題に応じた健康相談ができる	児童生徒の心身の健康課題を総合的にとらえ、校内支援体制の充実に向けてコーディネーター的な役割を果たしながら、学校医等の専門職や保護者、地域の専門機関等と連携し、適切に対応できる		児童生徒の心身の健康課題に関して、教職員に対し指導的役割を果たすことができる
	K 保健室経営		学校保健安全法による保健室の役割や機能を理解している	学校教育目標や学校保健目標などを受け、児童生徒の心身の健康づくりを効果的に進めるための保健室経営計画を立て、取り組むことができる	保健室経営計画を、教職員、保護者等に周知するとともに、毎年評価（自己・他者）を行い、必要に応じて改善しながら、組織的、効果的な保健室経営に向けて、取り組むことができる		家庭・地域と連携しながら、学校経営の観点に立った保健室経営を推進することができる
	L 保健組織活動		保健組織活動の意義や目的、内容を理解している	学校保健の推進のために、保健主事や関係職員等と連携し、学校保健委員会等組織活動の企画・運営に参画できる	児童生徒の健康の保持増進や課題解決に向けて、保健組織が主体的に活動できるよう、内容の工夫、改善を図ることができる		近隣の学校と連携し、地域レベルでの健康づくりを推進することができる
(4) 特別支援教育	M 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力	小中高	特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的な事項を理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の障害に対する適切な対応を行うことができる	個々の障害に対して適切に対応するとともに、特別支援教育の理念や意義を学校保健にかかわる活動に反映させることができる	保護者や関係機関等と連携し、個別の対応を充実させたり、学校の特別支援教育体制の構築に参加したりすることができる	個別の対応について教職員に指導助言をしたり、学校の特別支援教育体制の推進に参画したりすることができる
		特	特別支援教育の意義を理解するとともに、障害種について基礎的な知識を身に付けている	障害特性を理解し、個々の状況に応じて適切な把握及び対応を行うことができる	様々な障害に対して理解を深め、個々の状況に応じて適切に対応を行うことができる	教職員、保護者や関係機関等と連携しながら、個々の対応を充実させるとともに、特別支援教育を推進することができる	様々な障害について専門的知識と指導力を持ち、教職員と連携しながら特別支援教育を推進することができる
(5) ICTや情報・教育データの利活用	N ICTの利活用 情報活用能力の育成		資質・能力の育成を目指し、保健教育授業及び校務におけるICTの利活用の目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	資質・能力の育成を目指し、ICTを利活用した保健教育を展開するとともに、校務の情報化を図ることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に利活用した保健教育を展開するとともに、校務の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に利活用した効果的な保健教育を展開するとともに、校務全体の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	教育活動全体を通じて資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に利活用し、組織的に保健教育の改善を行うとともに、学校組織全体で校務の情報化を推進することができる
	O 教育データの利活用		教育データの適切な利活用について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	各種システム等の教育データを利活用して、よりよい学びの創出を目指した保健指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する保健指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する保健指導等を学校組織全体で推進することができる	

③榮養教諭用

長崎県 栄養教諭としての資質の向上に関する指標（令和5年3月改訂）	職名	校種
	栄養教諭	小中特

ステージ (求められる姿) <	
---	--

(3) 学校給食管理	H 栄養管理	学校給食の役割及び適切な栄養管理について理解している	学校給食栄養基準に基づき、食品構成を考えた献立を作成することができる	学校給食に地場産品や郷土料理等を取り入れ、生きた教材としての献立を作成することができる	児童生徒の食生活状況を把握し、適切な栄養管理の上で地域の食材を生かしながら、魅力ある献立の作成を行うことができる	児童生徒の健康課題に対応した適切な栄養管理の上で、地域の食材を使った生きた教材となる献立の作成を行うことができる
	I 衛生管理	衛生管理の重要性及び適切な衛生管理について理解している	学校給食衛生管理基準に基づき、調理従事者の衛生、施設設備の衛生等衛生管理責任者としての業務を行うことができる	学校給食衛生管理基準を理解し、調理従事者の衛生、施設設備の衛生等、衛生管理責任者としての業務を行うことができる	衛生管理者として、調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善及び食品の衛生管理を積極的に行うことができる	衛生管理において適切でない事態の早期発見・早期対応に向けて工夫・改善しながら、校内の協力体制整備を行うことができる
	J 調理指導その他	学校給食の調理、配食及び物資選定、施設・設備の維持管理等について理解している	学校給食の調理、配食及び施設設備に関し、指導助言を行うことができる	地場産業等との関連を考慮して、学校給食物資の選定、購入、検収及び保管について適正に行うことができる	食物アレルギー等児童生徒の実態に応じた調理指導、助言を行う。対応に適した施設・設備の管理を行うことができる	食物アレルギー等児童生徒の実態に応じた調理指導や対応に適した施設・設備の管理において指導的役割を果たすことができる
(4) 食に関する指導	K 教科等指導	各教科等のねらいを知り、食に関する指導の位置付けを明確にした指導を理解している	各教科等のねらいを理解し、食に関する指導と評価の計画を教職員と共有しながら授業ができる	食育全体計画を踏まえ、教科等のねらいを達成するための食に関する指導について、専門的立場から適切な指導助言を行うことができる		
	L 連携・協働	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等の立案を理解している	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等を立案し、食育を積極的に推進することができる	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた諸計画を立案し、関連校も含め、保護者や地域、関係機関と連携した食育を推進することができる		
	M 個別相談指導	集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導について理解している	集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導を行うことができる	集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導を関係者と連携して行ったり、諸計画の改善を図ったりすることができる		
(5) ICTや情報・教育データの活用	N ICTの利活用 情報活用能力の育成	資質・能力の育成を目指し、食育及び校務におけるICTの利活用の目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	資質・能力の育成を目指し、ICTを活用した食育を展開するとともに、校務の情報化を図ることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した食育を展開するとともに、校務の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した効果的な食育を展開するとともに、校務全体の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	教育活動全体を通じて資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用して、組織的に食育を展開するとともに、学校組織全体で校務の情報化を推進することができる
	O 教育データの利活用	教育データの適切な利活用について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	各種システム等の教育データを利活用して、よりよい学びの創出を目指した食に関する指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する食に関する指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する食に関する指導等を学校組織全体で推進することができる	

※資質・能力のうち、(1)～(3)は学校栄養職員採用後の経験年数に基づくステージとし、(4)～(5)は栄養教諭任用替え後の経験年数に基づくステージとする。

[目次に戻る](#)

学び続ける教師であるために

令和7年度 小学校版

編集発行 長崎県教育委員会

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 (095)824-1111